

第9日目(3月9日)

議長(今井久美君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は24名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、阿部久夫君から家事都合のため、山田 勝君から病気療養のため、病院事業管理者から公務のため各々欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

(午前9時30分)

議長 傍聴の皆さん大変ご苦労さまです。一般質問の二日目です。昨日、阿部議長から冒頭で話がありましたように、質問、答弁ともに簡潔明瞭で傍聴の方にもわかりやすいよう、また努めていただきますようよろしくお願いいたします。

では、質問順位にしたがい、順次発言を許します。質問順位8番、議席番号16番・関昭夫君。

関 昭夫君 豪雨災害の復旧は大丈夫か

おはようございます。傍聴者の皆さん大変ご苦労さまでございます。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきたいと思っております。豪雨災害の復旧は大丈夫かということで通告をさせていただきました。大きな被害をもたらしました今年の豪雨災害、市の緊急対応、そして稲刈り後に始まりました土砂の撤去等はそれなりに進んできているというふうには思っておりますが、今、心配されるのは、この雪消え、消雪の時期ではないかと思っております。消雪予報は少し遅れそうな様子ですし、そんな中で土砂の撤去等がまた一段と遅れてくるのではないかと心配されるところであります。

この復旧工事の関係の発注も大分進んでおりまして、今回の議会で示されました施政方針資料、そして補正予算、また新年度予算の工事関係の情報を見させていただき、また国や県の発注情報等も見えておりますと、非常に多くの工事発注が予定されているなという気がしております。ただ、余りにも件数が多く、本当にこれらの工事が進められるのか。また、これらの工事、大部分は確かに災害復旧工事ですが、それ以外にも予定されている部分がたくさんあります。これで本当に災害復旧工事は大丈夫なのだろうかという不安を感じたところであります。そこで、今回この一般質問ということになりましたが、下に通告文の中には箇条書にさせていただきましたので、明瞭なお答えをいただければなというふうには思っております。

まず、国、県ほかにも森林管理所、土地改良区等々多くの工事発注機関がありますが、既に発注された工事の内容 もう完成しているものはともかくですが、まだ未完成の工事の内容及び進捗状況、そして、今ほども話をしましたが、これから発注される予定の工事等の把握はしっかりできているのかどうかお伺いしたいと思います。

また、これらを担う建設業者の受注状況や、当然ですが施工能力等も把握しているかどうか

か。また、これから発注されるであろう工事への対応等が可能な状況にあるのかどうか、その辺もお伺いをしたいというふうに思っております。

また、工事には必要な建設資材等があるわけですが、災害復旧工事は同じような建設資材を多用するという事になるかと思いますが、この確保は大丈夫なのか。その辺の情報を十分承知しているのかどうかお伺いをしたいと思います。

一番大事なことは4番目以降、要はその状況を整理して市の発注工事や発注予定等、調整を図っているのか、この部分ではないかというふうに思っています。国や県とも何か協議をしている、調整を図っているということですが、市だけが調整をするということではありませんけれども、国や県ともその辺を協議しながら発注を進めているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

また、これらのことを整理した上で災害関連の工事がどうしても 私は災害関連の工事が優先されるべきではないかと思いますが、どうしても災害関連の工事に影響があるとなった場合にどのように対応することになるのかお伺いをしたいというふうに思っております。壇上からの質問は以上でございます。

市長 おはようございます。傍聴の皆さま方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

豪雨災害の復旧は大丈夫か

関 昭夫議員の質問にお答え申し上げます。豪雨災害の復旧の関係でありますけれども、国・県、土改、JRこれらの予定あるいは調整等はどうなっているかということでもあります。今現在もこれからもそうでありますけれども、ご承知のように昨年の災害は山腹の崩壊あるいは河川の氾濫、これらに起因した被害が多く発生しております。山腹等の対応は国交省の湯沢砂防管理事務所、砂防事務所ですね、それから中越森林管理署、県の農林部の森林施設課、そして地域整備部の治水課、これらで大半は復旧工事の方を担当しております。河川は地域整備部の治水課が主であります。それぞれ地元との交渉に市も同行して対応しておりますので、発注状況は把握しております。

ただ、NEXCOですか高速道路とJRについては発注状況は把握しておりませんが、今、状況を見ますとほぼ復旧工事は終了しているというふうに考えております。この中では市としての特別の情報を今持っておりません。国・県、市で構成します災害復旧連絡調整会議も定期的開催しております。災害への対応の調整、発注の時期、あるいは上下でございますのでこの関係、それから工事用道路これらの調整を行っております。今、問題なく進めていると。そして問題があれば常に協議をしながら解決をしていくという体制をとっております。

業者の施工能力等でございます。発注状況等も含めて、建設部の方ではほとんど施工能力等についても心配は少ないという状況であります。発注、受注状況も含めてですね。ただ、規模の大きい災害があるわけですが、これらは地元業者だけでは対応しきれないという部分も特に国・県の部分では出てまいっております。現に県の発注しております工事関係

も先般の入札の結果では、ここに営業所等がある会社ではありますけれどもいわゆる県内大手といわれるところがほぼ落札をしたりということもあります。そういう部分は発生しておりますけれども、地元の皆さん方の施工能力等については全く心配しておりません。

農林の方でありますけれども、これは今議員おっしゃったように非常に箇所数が多いわけですので、ある程度まとめながらそれをお願いしているところであります。今現在のところではこれがもうできないとか、例えばこれ以上できないとか、そういう部分は発生はしておりません。作付けの問題もございますので、3月15日にまた調整会議等をさせていただいたり、地元の工事委員長さんとの協議も含めて3月の転作の申請といいますが、これにきちんと間に合うようにしながら調整を進めているところであります。

施工等の能力については問題はないというふうに考えております。ただ、これから春の作付けに間に合うか否かという部分はもう少し調整をしながらやっていきますが、被災農地が精査をしたところ、まだ確実な数字ではありませんけれども約183ヘクタール前後です。そのうち作付けが今年の春にはもう完全に無理だと思われるものが、約65ヘクタールであります。あとは何とかできるであろうということでも最終的に調整をしていくということでもあります。

ですので、この作付けのできない部分というのは前から申し上げておりますように、他の工事との関連もあってできないとか、河川復旧が先にきちんとできないと田んぼの復旧もできない等いろいろございますので、そういう部分は24年度は転作の方に配分をしていただいて、農家の皆さんに少しでも経済的な部分で恩恵があるようにしていければというふうに思っております。

資材でありますけれども、今いろいろの情報の中からつかんでおりますことは、積ブロックですね、それから重機、これらがやや心配をされている状況であります。ブロックは大型ブロックへの変更、工法変更ですね、こういうことで何とかなろうと思いき、重機関係もとにかくかき集めていくということでもありますから、重機が調達できなくて施工ができないということは今のところはまあないのだろうと思ってはおりますけれども、やはり不足はしているということではあります。被災箇所が連続しておりますと手前の工事が完了しなければ奥に入れないと、こういうことも出てまいりますのでそういう部分での遅れが若干懸念をされるかという部分であります。

それから農林関係の方ではふとん籠の詰石、これが不足でありますので、現場の発生残土を利用させていただいた鋼製の擁壁、こういう代替工法も今考えているところであります。そういうことをやりながら何とか間に合わせていきたいというふうに思っております。

発注済工事あるいは市の発注予定工事との調整でありますけれども、災害復旧は原則3年間、特殊な場合は5年間ということもありますけれども一応原則3年ということでもありますので、平成25年度いっぱい完了させる。ですので、この災害復旧を最優先しなければなりません。これで今のところ24年度がどうだということはないと思うのですけれども、25年度前後に、もしですね、もし市内業者で対応がしきれないという部分が現実として出て

きますれば、市外の業者も含めて対応させていただいて、災害の方に限ってですね、対応させていただいて、とにかく災害復旧を優先させるということをやっております。工事発注の予定は全部市のホームページに掲載してありますので、業界の皆さん方もそれらを参考にさせていただいて調整を図っていただきたいと思いますと思っております。

災害関連の工事が進められない状況が発生したということでもありますけれども、これはもし発生するとしますと、用地の関係で了解が得られないとか、あるいは工事中道路を造成していく上で、これも用地ですけれども了解が得られないとかということが一番懸念をされるわけでありまして、今のところそういうことは余り伺っておりませんので、もしそういうことが出ればやはり工法の変更も含めて対応していかなければならないと思っております。

それから農林関係ですけれども、今申し上げましたように、国・県・市この状況を全部お互い把握しながら協議をしながら進めておりますし、県と市の関係機関で災害に関する情報共有、調整の場として災害復旧連絡調整会議、これは建設も含めた部分でありますけれども、開催しておりますし連携をしております。そしてその調整会議の中で去年の秋にも災害復旧工事を最優先してほしいということをお願いしたところでもありますので、いずれにしても災害復旧を最優先で進めさせていただく。

もし、支障が出るということであれば、市の、あるいは県の 国県はもうある程度それには柔軟に対応しますと、通常発注の部分ですね、そういうお話を伺っております。私どもも、もしそういう状況が出るとすれば市の通常発注部分の時期をずらすとか、あるいは年度を変えるとか、そういうことも含めて対応はしていかなければならないと思っております。まだそういう状況が出たということではありません。出ればそういうことも考えていかなければならないということでもありますので、よろしく願いいたします。以上であります。

関 昭夫君 豪雨災害の復旧は大丈夫か

一問一答ですので少し細かく確認をさせていただきたいと思いますが、今ほどの答弁で安心をした部分もありますし、まだ私が聞いている情報とは違うような気がしていますのでよろしく願いしたいと思っております。1番目の発注予定あるいは発注済の状況、内容把握という部分ですが、どの部署でこれを把握しているのか。責任者はどなたなのか。まず、そこからお聞かせをいただきたいと思っております。

市 長 豪雨災害の復旧は大丈夫か

土木関係については市の方で言いますと建設部ですね。それから農林関係で市の方で言いますと、これは産業振興部農林課ということになります。そういうことです。

関 昭夫君 豪雨災害の復旧は大丈夫か

最初に話をすればよかったかもしれませんが、本来であればこんなことを心配する必要も何もないと思っておりますが、今の話を聞いても建設関係、農林関係と分けて部署がある。ではそのトータルを把握しているところはどこなのでしょう、ということになると思っております。

なおかつ、なぜこんな話をするかといえば、2番目以降に当然関係してくるわけですから、発注されるであろう、あるいは発注されたものの情報としてファイリングされて、ど

ういう工事でいついつ発注されて、例えば発注済であれば情報としてどこの業者が受注したとかというのがくるのかかもしれません。あるいはこれからの分もそうかもしれませんが、その内容、どのくらいの仕事量があって、どのくらいの例えば人が関わらなければ終わらないのだと、あるいはどのくらいの材料が必要なのだという部分まで把握をして、全体がわかっていないと最終的にはいかないのかなという気がしています。トータル、建設部関係、農林関係という分け方ではなく、それをトータルで誰が把握をして、内容がわかっている人がいるのかなという心配がありますが、お答えをいただければ。

市長 豪雨災害の復旧は大丈夫か

それは先ほど申し上げましたように、国、県も含めた市と三者の災害復旧連絡調整会議を定期的開催しております、状況はきちんと把握している。この会議の議長というか主催者は・・・県の振興局であります。

関昭夫君 豪雨災害の復旧は大丈夫か

会議の結果として把握をしているという答弁だというふうに思いますが、それを最終的に整理をしておいていただいているのだと思います。私が聞いている範囲 次の方の部分にも移っていきますけれども、私がたまたま聞いた範囲でいけば、もうとても仕事ができないという。要はもう施工能力を超えている受注があるので、これ以上の対応はできないと言っている業者もあるとかいう話も聞いています。先ほどの答弁ですと業者には問題ないというようなこともおっしゃっていましたが、その辺が十分な情報として伝わっているのかなという懸念もあります。

それから、答弁の中にもありましたが、確かに新潟市の業者あるいは長岡市の業者等でも県の工事を受注されていたりしています。多分それらの皆さんは自分の範囲で機械も人も確保しながら対応していただけるのだというふうに思いますけれども、昭和の後半から平成の頭にかけての頃みたいに、地元の業者は機械も人も正直言えば大幅に少なくなっているのだらうと思っています。そういう中で工事の件数、工事量としてはものすごい量になっているわけですし、従来であれば下請で仕事をしていて、全体が仕事をこなせるような状況だった中で、今回はそういうふうの下請で手伝ってくれていた業者さんなんか、全て元請で仕事をしてもらわなければ対応がきかないくらい、あるいはそれでも不十分かもしれないくらいの仕事だというふうに、私は発注情報を見ている限りではそういうふうに思っています。

そういう中で今度は下請の確保もままならないような状況が発生してくるのではないかと、多分、最初に言いましたように、もう、うちの施工能力ではこれ以上はちょっと難しいなという業者さんが出ているのかなという気がしています。その辺のことにに関して把握はされているのかどうかお聞かせをいただきたい。

市長 豪雨災害の復旧は大丈夫か

個々の業者といいますか対応していただく方の能力というのは、大体把握しております、今ここに、これは農災部分だけありますけれども、箇所数で500か所部分くらいの部分がここに皆入っておりますけれども 500か所ではないもっといっぱいあるのか。それ

で、これの中で例えばこの業者さんからはここを受けていただいて、これがいつまでに完成するとかそういう部分は全部こういう表にして。ですから、この中に全く名前が入っていない業者の皆さんもいらっしゃいます。そういう人たちは去年の段階ではちょっと施工能力がなかったらうと、あるいはできないという。

ここを業者の名簿だけ見ますと、特に農災関係は塩沢地区に相当やはり集中していますので、塩沢の業者の方は非常に多く受けています。だけれども六日町あるいは大和、こちらに入りますとまだ大手もいますし、相当余力はあります。ですので、そういうことをきちんと調整する。ただ、我々がこの場所はこれからの発注部分についてですね、この場所はあなた受ける、あなた受けるとこれはできませんので、それは業界の中できちんと調整してくださいと、そういうことを申し上げてきております。今、建設業協会の方からも、もう例えばこれ以上無理だとか、これはできないとかという話は一切まいっておりませんので、私は若干の問題点は個々の中であるにしる、全体的には大丈夫だということを一応思っているわけでありませう。

関 昭夫君 豪雨災害の復旧は大丈夫か

今の答弁のとおりであってほしいなというふうに思っています。

次に建設資材の関係です。やはり同じように話を聞いて。たまたま私は漁協の役員をしております、河川工事の同意の話で来ていただいた業者さんから、今、先ほどの答弁の中にありました護岸ブロックの話で、注文しても3か月以上待たなければ来ないのだと。製造している業者さんもいくら作っていいのかわかる、全然情報をもらっていなかったのだから作るのだということで、非常に対応に苦慮しているという話を伺いました。

たまたまその業者さんは先にやれば今、在庫にあるもので何とかできるのでと言われたので、すぐ始めたいので同意をいただきたいということで来ましたが、今現在発注等を行っている物件ではほとんど無理ではないかというような話をされて帰りました。そういうことを考えると、今後逆に建設資材が間に合わないがために工事が平準化というか、順番にできないで最終的には秋口になってからしかできないようなことになりはしないかという心配があります。

それからもう一つ心配をしているのは、生コンです。全ての場所が生コンを使わなければならない。なぜ最初にほかの例えばNEXCOだとかJRだとかという話もしましたが、使うかわかりませう。全然私もわかりませうので、民間だってあるわけですが、一番心配するのは生コンです。生コンは例えば新潟から持ってくる、長岡から持ってくるというわけにはいきませう。地元にあるプラントからしか、本来対応ができない建設資材だと思いますので、今、本当にどれだけの能力があるのか。あるいは製造できるとしても運搬できる能力がどこまであるのか。そういうことを考えたときに、本当にこれだけの膨大な工事に対応できるのか。そこが非常に心配だというふうに思っています。その辺、どのように把握をされているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

市 長 豪雨災害の復旧は大丈夫か

ブロック関係は先ほど触れましたように、若干不足が心配されているということでありますので、そういう際は工法変更も含めて柔軟に対応することは確認しております。生コン関係について、どれほど不足でどうだ、こうだという話は、私は伺っておりませんが、農災関係では大半が田んぼの中の土砂の撤去、あるいは畦畔の復旧、山腹崩壊した部分はここを止めるわけですけれども、それらも現場打ちということは確かほとんどやっております。

ですので農災関係で あとは水路関係はほとんどが二次製品でありますから、ですので生コンが不足をしてとてもこれは工事的に間に合わないという話はまだ私は伺っておりませんが、調整会議の中でもしそういう話が出ていたのなら、どちらかの部長、ちょっと答弁してみてください。

建設部長 豪雨災害の復旧は大丈夫か

生コンの関係ですけれども、私どもが聞いているのは生コン自体はあるのですが、生コン車がちょっと不足しているということを聞いております。先ほど言った二次製品の会社、それと同様に自社の保有している生コン車をほかのところから借りたりして、何か対応ができないかということをお話をさせていただいているというところでございます。以上です。

関 昭夫君 豪雨災害の復旧は大丈夫か

いろいろな中でそういう調整をさせていただいたり、協力要請をさせていただいたりしながら、対応が可能であってほしいなというふうに思っています。私が発注情報や何かをインターネットで見ている限りでは、農林振興部の工事でも大量に生コンを使うようですし、地域整備部のものは当然たくさん使います。また、ここにきて湯沢砂防が発注した工事が災害関連ばかりではなくて、通常の部分も発注されておりますので、それらもほぼ生コンを使う工事しかないというふうに思っています。ですので、なおさらその辺が心配だなと。重なれば、年間あるいは月間、その製造能力があったとしても重なればできない部分が出てくる。

ましてや、先ほども言いましたがブロック類等、あるいは玉石とかそういう部分も含めてですがそれが間に合わないということになれば、当然生コンも使ってみようがない。したがってそれら他のものが間に合う、例えばブロックが間に合うようになったということになると、生コンも集中して使わざるを得ないと、必要になってくるということだろうと思います。そういう部分をきちんと把握していただいて、やはり発注、今後の発注の中で調整を図っていただきたいというふうに思います。

答弁の中で災害復旧を最優先という申合せをしてあるというか協議済だということで安心はしていますが、どうしても発注する発注情報等をみんな見てみますと、災害復旧工事が今発注されているばかりではなくて、通常発注される部分ももう既に発注されている物件がかなりあります。そう考えると、まだまだ予算書等の中ではいろいろな工事の部分が個別でなくても書かれているものがありますし、それらが本当に全て、災害復旧とかを無視して発注ということになれば、当然対応しきれない部分が出てくるのかなという気がしています。

ぜひ、十分に情報を得ていただいて、地元、私たちの地域、その災害に関係して関係者に

なっているのは市民ですので、やはり窓口になるのは私は市だというふうに思います。県が全ての調整をするのではなくて、できれば市がやはりそこには最大限関与していただいて、県や国の工事発注を待ってもらおうとか、送ってもらおうとか、あるいは発注済だとしても、いよいよの場合にはちょっとストップしてもらおうとかということも考えていただかないと、災害復旧にも影響してくるのかなという気がしています。ぜひ、その辺も含めてお考えいただきたいと思いますので、答弁をいただきたいと思います。

市長 豪雨災害の復旧は大丈夫か

これは度々申し上げておりますように災害復旧優先でやる。ですので、昨年うちに国交省の方には今現在発注している工事、あるいはこれから発注するであろう工事、これについては最大限柔軟性を持って対応してくださいと。それはやりますと。今発注してあったものであっても工期を延長するとか一時中止をかけるとか、そういう対応もされるところはもうしてきていただいておりますし、当然県も同じであります。市も当然同じでありますので、市の立場といたしますが、市の実状はこの調整会議の中できちんと申し上げていると思っております。今、議員おっしゃったように、とにかく発注はしてみたけれども工事は全然進まないよなどということにならないように綿密に打合せをしながら、またそれぞれの業界の皆さん方からもきちんと情報をとりながら、これからもまた進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 質問順位9番、議席番号3番・鈴木 一君。

鈴木 一君 関議員とかぶるところがどうもありそうなので、かぶらないように再質問したいと思っております。

1 豪雨災害の今後について

最初に豪雨災害復旧の今後について伺います。昨年7月末の豪雨災害は市でも経験のない災害でした。それゆえ、市あるいは市民も今後について大きな不安を持っていると思っております。今年の稲の作付けはどうか、裏山の土砂崩れは、河川の復旧はと、遅々として進まない復旧にいらだちも感じています。昨年、水田の土砂撤去を見てみると、なかなかかどっていません。一町歩程度の田んぼに1か月以上もかかっております。いまだ土砂の搬出は終わっていません。

段取りはできたことから、市のやるべきことは終わったのだろうとは思いますが、その先の話として、いつどの耕作地が完了するのかという説明が不足しているのではないかと思います。一部土砂の入った耕作地は日程が決まらなければ、作付けした後では土砂の搬出はできないはずで、苗の数も決まりません。育苗する人、購入する人は工程によっては大きなむだが出ることを懸念しています。それで1番目、地区へ耕作地復旧の工程説明をやっているのか、確実な数字を説明できているのか伺います。

次に災害復旧の優先順位についてであります。災害査定、工事発注が終わったからといって、ああ良かったではないと考えています。この災害では緊急を要する事案が多々あると思っております。耕作地の復旧、復旧と言いますが、当然耕作地の復旧は急を要することですが、例

えば住宅地の土砂崩れのような急がなければならない復旧がほかにあるはずです。施工業者は仕事が満腹状態で、受注している内容も把握できていないのではないかと。やりやすい仕事から始めるようなことがあるのではないかと。そうあってはならないと考えています。行政が施工業者に多大な干渉をすべきではないと思いますが、この災害に限り優先順位を決め、指示すべきと考えます。市の考え方を伺います。

2 市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのか

2番目として市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのかについて伺います。市職員に嫌われ、石をもて追われるごとくふるさとをい出しかなしみ消ゆることなし 南魚沼市は恋しかりけり。と、ならぬような質問をしたいと思います。

市職員は民間から見ればうらやましいほどの給与であることは間違いありません。しかし、難関の試験を受け、二次の面接を受け合格をしたのだから仕方がないのかなとも考えます。私には有給休暇、育児休暇もありませんでしたので、仕事柄かつて市職員よりも毎日役所に通った時代もありました。そのとき職員への私個人の評価は高いものではありませんでした。しかし、議員となり内部から見ることにより、職員の質の高さに評価を変えなければならないほどのショックを受けました。本音でないにしろこの給与でいいのかなとも考えました。特に議場のおられる管理職の方々は素晴らしい。しかし、残念ながら多くの方が来年にはこの席にはおられません。来年春、商工会の局長の席で会えるのか。あるいは10月には我々に対抗してたすきをかけて名前を連呼しているやもしれませんが、私の感知するところではありません。

本題に入りますが、今、国、地方どこに行っても重い閉塞感に、もがいてももがいてもどうすることもできません。新卒者の就職がない。給与は下がるばかり。国政をあずかるものが時のパフォーマンスの市長に擦り寄ろうとしている。情けない。党の議席を減らしてでも信念を貫きなさいと言いたい。むしろ地方議員の方がまだ立派であります。私は美女以外に擦り寄ることはないという一貫した信念を持っています。

管外視察でいろいろな先進地に行ってきました。何度も申し上げますが、北海道JAきたそらちの組合長の米の販売促進に対する思い、取り組み。徳島県上勝町の葉っぱビジネスを提案、軌道に乗せたJA職員。後に同僚議員が一般質問をしますが、保護者の反対を押し切りR1ヨーグルトを学校に導入し、インフルエンザのり患を減らし、学級閉鎖をなくした佐賀県有田あるいは奈良県内の保健師の方。こういう施策を誰が続けさせてくれたのか。国内、数え上げればきりがなほいほどの人たちが、信念を貫き地域に貢献しています。

地元ではJA魚沼みなみ、しいたけ栽培の導入、農家に初期投資はさせず軌道に乗せたこと。このことでJAにも販売のメリット、あるいは地域にとっての雇用のメリット、大変素晴らしいことだと私は見えています。この関係者の企画、実行力は素晴らしいではないでしょうか。関係者の方が議場におられますので詳細の説明は必要ないと思います。

国、県の受託や市の仕事に忙殺され毎年毎年同じことの繰り返しに疑念はないだろうか。考えることも忘れてはいないだろうか。同じ職場に長くいると、まあこれでいいかというような考えになりかねないだろうか。企業でいう単純再生産とは、毎年毎年同じ予算で、同じ仕事と解釈しています。当市では県内どこよりも先駆けて各事業予算も計上しています。このことは評価していかなければならないと思っています。

しかし、市民には見えていない部分が多々あります。どんなものにも当たり外れはあります。市には全てとは言いませんが優秀な職員がいます。そういう職員のビジョン、あるいは提案を受け入れる素地が市にはあるのか。あるいは職員教育等はどう進めているのか伺いたい。

高校時代、ある先生の君たちは能力はあるが学力がないという言葉が忘れられません。有望な職員を生かすも殺すも大分細くなられたようですが、骨太の市長の右腕にかかっています。大きなビジョンを持つような職員がいたら、その夢を生かし、実現できるような素地を作るべきだと考えますが、市長の考えを伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

市長 骨太の質問をしていただいて大変ありがとうございました。鈴木議員にお答え申し上げます。

1 豪雨災害の今後について

豪雨災害復旧、春の作付けの関係であります。今年1月初めに農災の請負業者から通常の4月上旬の雪解けを想定した工事の工程表を作成していただいて、被災集落の大まかな箇所ごとの工程表を工事委員長に送ってあります。そして、被災集落において優先順位を検討していただいているというところであります。ただ、これがちょっと豪雪になりましたので、時期的に若干難しいところもありました。再度施工業者に調査をお願いして、そしてまとまり次第、工事委員長を通じて各農家へ知らせようということでもあります。一応3月6日にこの農災関係を受注していただいている業者さんから、全ての受注箇所の工事完了見込みを提出していただきました。それがさっき言いましたが箇所にすれば500幾つかもあるということでもあります。

それを踏まえまして、3月15日に今度は集落に 工事委員長さんにですね、この作付けの可否に関する工事委員長説明会を開催させていただきます。これは南魚沼土地改良区で工事委員長さんから全部集まってやっている。そしてこの3月のこの後に集落の要望に応じまして、またそこにも出向いて説明をさせていただきますし、それから営農栽培指導、これらも開催させていただきたいと思っております。3月の下旬に転作計画書の配布を市の方から各農家の皆さんにお願い申し上げますので、そのとき農家の皆さん方が自らの判断によって、これはもう転作をやる、減反、今年はとか、それを出していただいて、それから実際に今度は工事に入って行くわけですけれども、施工業者からも工事工程の変更、これらの情報を工事委員長の方に全部提出していただくというかたちで進めております。ですので、不安は若干あるかもわかりませんが、一応そういう体制をとりながらきちんと連絡をとってやっているということでもあります。

先ほど申し上げましたように、被災農地については約183ヘクタールであります。このうち作付けができないと思われる部分が約66ヘクタールございます。これは業者さんの方からの工程表の中で判明している部分であります。これはあと吉里と外谷と思川でしたか、この3地区は区画整理関連がありますので、この部分は9町歩以上ですけれどもちょっと別個に扱っておりますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

そして優先順位を指示すべきということではありますが、震災は今ほど申し上げました区画関連の3地区を除きますと95パーセントほどの発注状況であります。工事は先ほど触れましたように本格的な雪消え後ということでもありますし、河川工事の関係から作付けに間に合わないところは出てくると、これは前々からお願いしていたところでもあります。市と地元と業者で現場を確認しながらこの工事を進めていきたいということでもあります。

とにかく作付けできる部分はできるだけ極力していただくということを最優先にしながら、用水の確保も当然でございますし、地元の優先順位の希望、ここを早くしてもらいたい、ここは若干遅れてもいいと。これはやはり地元としてはあるわけありますので、それらの確認をしながら早期復旧を目指してまいりたいと。

建設部の方では当然ですけれども、市が安心して暮らせる環境になるまで復旧していくということでもありますし、工事の発注につきましては市民生活に不安を与えたりあるいは大きな影響がある、こういうところを優先的に発注しております。業者が、もし受注して工事になかなかかからないと、着手しないとそういう状況があれば、市としてもそこには介入させていただきませうけれども、それ以外のことで今のところ市の方で、あれこれと業者さんの方に指示をするような状況ではありませんので、その状況が生まれればそれはきちんと介入させていただいて指示をさせていただくということでご理解いただきたいと思えます。

2 市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのか

2番目の市の職員教育でありますけれども。私は市の職員には常に申し上げておりますことは、去年おとしあたりは積極的にやっていただいた失敗は、消極的で横並びで今までどおりのことをやっていただいて無事に過ごすよりは、そちらの方が価値がありますということは申し上げて、とにかく積極的に行動してくださいと。行動しなければ何も生まれませんので、そういうことは申し上げております。

職員もそれぞれそういうことは十分理解していただいた上で、それぞれの業務に取り組んでいただいているわけですけれども、なかなかこういう組織体でありますので、鈴木さんがおっしゃるように、何ていいますか抜きん出てそういう大きなビジョンをぼんと示したりという機会が非常にないわけであります。幹部職になれば別でありますけれども、一般職ではですね。

そこで、市長のところへのメールはこれはいつでも送付してくださいと。考えていること、やりたいこと、それはなかなか出てこない部分もありますがそういうことですし、毎年行っております自己申告というものがございます。ここには相当数のやはり提言、改善点、ある

いは自分の人事に対する希望とかですね、そういうことも記入していただいております。ただ、それが全て人事異動が100パーセントそれでかなうということではありませんけれども、そうして職員のモチベーションを保ちながら、また極力職員の働きやすく、そして意見も出しやすく、あるいはやりがいのあるような人事異動も含めた体制を今考えていますから実行しているところであります。

研修的なことにつきましては、職員研修を行っておりますけれども、一番はやはり最初は業務遂行に関する基礎知識の部分ということになります。それから個々の能力開発の基本となります自己啓発を推進するために、能力アップのために個人で受講する研修に対しましては、交通費の支給を行っております。まだ件数はそう多いわけではありませんけれども、進めてまいりたいと。

それから若手職員は派遣を今やっております、特に22年度からか環境省は・・・21年、22年でした。21年、22年と一人、そして3年、今4年目に入りますが、これにも一人環境省の方に職員派遣をしております。県の後期高齢者医療の連合会にも1名職員を派遣しております。それから人事院が行います新採用の国家公務員研修、これはキャリア組であります。これの地方自治体の実地体験というのをやっているわけでありまして、その国の職員を平成23年度から受け入れて、23年度は3名まいりました。24年度もこれを継続して受け入れて、お互いに刺激をし合っていこうということもやっております。

まあ、求められる職員像というのは、市民とともに取り組む職員、専門性の高い職員、そして常に挑戦する職員、幅広い視野を持った職員ということ掲げながら、職員にはこういうことをきちんと目指してくださいということをお話し申し上げながらやっているわけでありまして。

組織にとってはやはり最大の資源は人でありますので、この育成といいますか、このことには本当に力を注いでいかなければならないと思っておりますし、徐々に合併した当時はなかなか旧3町、近かったとは申しましてそれぞれやはり個性といいますか垣根がありまして、やや停滞した部分もありましたけれども、今はもう本当に職員一丸となってこのことに取り組んでいただいていると思っております。できることであれば今年の秋の市長選でも、誰かが出ようとか、来年の議会選挙には今の議員は全部変えておれがやろうとか、そういう大きな野望と言われるものを持った職員が出てくれることを望んでおります。

ただ、そういうことだけが野望ということではなくて、職員として市のために全精力をつぎ込んでその責任を全うすること、このことも大きな野望といいますか志であります。どれを選ぶかは別にいたしまして、職員が常に希有壮大なやはり気持ちを持って仕事に取り組むということを私も推奨いたしますし、職員もそのことは承知をしながら日々の職務に励んでいただいているものだと思っております。

楽観的にやりなさいということも申し上げております。これについてややご指摘がありましたので、ここで真意を申し上げておきますけれども、楽観的ならただの脳天気ではないかと、そういうことではありません。きちんと緻密な計算あるいは見通しに立った上で、困難

の中からきちんとした好機を見つけるということでもあります。そういう意味で申し上げましたけれども、議員の方ではありませんよ、佐藤さん。違いますけれども、楽観的というのは、楽観主義というのはただの脳天気かと、そういうことではないということを上げるのですけれども。まあそういうことをおっしゃる方が私より楽観的だと、こういうことだと思っておりますが、以上、駄弁を弄しましたが答弁に代えさせていただきます。

鈴木 一君 1 豪雨災害の今後について

関議員の答弁でほとんど災害についてはわかりましたけれども、質問の中で言わせてもらったように、昨年、どうも私たちの地区で小さな面積の工事を見ていましたが、雪が降ってもまだ土砂搬出 これは多分春搬出するのだろうと思いますけれども、実際工程のところでは昨年発注したもので完工すべきものがしなかったというのはあったのでしょうか。どうも遅々として進んでいないような気がするのですけれども。

完了するべき工事が完了しなかったものがあつたかどうかということのをちょっと確認したいのです。昨年12月工期とかそういうものがあつて、意外に工事が進んでいなかったものから、工程内に終わったのかなということのをちょっと。

市長 1 豪雨災害の今後について

それは天候の状況等で、予定どおり昨年内に終わらなかったというのがありますので、先ほど触れましたようにそういうことも含めて、全て今発注してある、約95パーセント発注済ですけれども、それに基づいてまた改めてここにこういう表を出していただいて、各業者から現場を全部出していただいて、その中からこの春に何とか作付けができるだろうと思われるものが3分の2ですね。3分の1はちょっと無理だろうということで仕分けをさせていただいて、これを基にしてまた15日から全部、工事委員長さん、各集落に説明し、また集落に説明に来いということであればそれで随時伺って、皆さん方ときちんとした連絡調整をしていきたいと思っています。

鈴木 一君 1 豪雨災害の今後について

工程を組む上で、やはりこのできます、春作付けができます、結局できませんでしたの方ができが私は悪いような気がして、結局これは危ないなと思うものはもうできませんよと言ってできる方が、比較的受け止め方はいいのではないかというような気がするのです。けれども、工程の組み方はそういうふうなことを加味をして工程を組んでいるのかどうか。

市長 1 豪雨災害の今後について

業者の方から出していただいた部分については、できると言ってできないのは非常にまずいわけでありますので、そういうことはきちんと加味をしていただいた上でやっております。ただ、現場に入って、例えば想定外のことがあつたとか、そういう部分があればこれは別ですけれども、一般的に私どもの方でとらえている状況の中で発注した工事は議員のおっしゃったようなことをきちんと念頭に置きながら進めておりますのでご理解いただきたいと思っております。

鈴木 一君 1 豪雨災害の今後について

では災害については終わります。

2 市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのか

ビジョン、提案を受け入れる素地があるかということですが、これは私を含めて喝を入れるつもりで今回質問させてもらいましたので、1点だけ聞いておきます。以前、教育長が課を越えて教育について侃々諤々な議論をやったというような答弁をされておりましたけれども、これは課を越えて多分そういう議論をやることも必要 教育関係だけでなくやるべきだろうと思いますし、その辺市長はどう考えておられるのか。それと職員の中に、例えば市長の胸ぐらを押さえて、こうだと言うような職員がかつていましたでしょうか。

市長 2 市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのか

やはりある程度大きな部分をやっているという場合は、今でも例えば少子化時代に対応するその市のあり方ということはもう全課ですので、それを組織して、そこでまとめ役は今企画がやっていますけれども、企画だけではなくてそれぞれの分野から皆参加をしていただいて、私はまだそこに立ち会ったことがありませんので侃々諤々か喧々囂々の方かどちらだかわかりませんが、相当活発な議論をしていただいたり、そして提言をいただいているところであります。

私も職員をやって相当血気にはやる方でありましたが、上司とか首長の胸ぐらまでつかんだことはちょっと記憶にありませんが、今のところは私もまだ残念ながらというか幸いというかそういうことはありませんけれども、やはり相当食い下がって、そうではないだろうかとということはおっしゃいますのでそこらでとどめている方がいいのだろうと、そんなことです。

全く士気そのものが私の言うことで全て物事が決まるということではありませんので、最終的には判断させていただきますけれども、とにかくいっぱいアイディアと提言をしてくださいということによってやっております。いずれは胸ぐらをつかまれるかもわかりませんが、今のところはまだそういう事実はありませんが、職員のそういう士気に対しての心配はそうしていないところであります。

鈴木 一君 2 市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのか

私にとっても市長は相当目上な人でありまして、なかなか職員も言いづらいところが相当あるのだろうと。メールを送れ、あれを送れと言われても、なかなか言いづらいところがあるのだろうと思います。そうではなく、もっとフランクに何か言えるような素地があればいいかなというような気がします。本来であれば職員が何百人いるかは知りませんが、その中で10人位は市長と喧嘩をして辞めるくらい人間がいてもいいのかなと。それくらいの気の強さが欲しいかなという気がしますけれども、そういう素地を作っていただきたい。

それと出向というのは官だけではなく民にも出向していくのも、一つの大きな勉強になるのかなという気がしてなりませんけれども、最後にいかがでしょうか。

市長 2 市職員のビジョン、提案を受け入れる素地があるのか、また、大きな野望を持つような職員教育をしているのか

職員との何ていいますかそういう部分については、とても全課のところに私が出てということはなかなかありませんが、職員の忘年会が3地区に分けて毎年あります。これは組合主催ですけれども、当然管理職も皆出るのですが、そこには極力全部出て、やはり酒でも飲めば割合と言いたいとも言っています。そういうことで余り偉ぶったとか、物を言いつらいとか 職員はどう思っているかわかりません。後で今度は管理職に一般質問で聞いてもらいたいのですけれども、一般質問でなくて質疑を聞いてもらいたいのですけれども。そう、ただ私もちょっと口調が荒くなったり、議会で度々やっているとおりでありますそういうことはありますが、全く根に思う方でもありませんし、しかもそう言っただけならば後のまた融和が進むというところもあります。どうとらえられているかというのは私はわかりません。副市長か総務部長が答えてくれればいいのですけれども、私はそれはわかりませんので、まあ職員から余り煙たがられたり、ものを言いつらくてとても近寄り難いとかそういうことにならないように十分配慮はしているつもりであります。何かご指摘の点がありましたらまたお知らせいただければ、きちんと直しながら当たっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

民間への出向ということについて、これはやるとすれば新採用職員です。やはりマナー、いわゆる社会的な規範といえますかそういうことが非常に、全部とは言いませんけれども欠けている部分もやはり今の若い方には見られる部分がありますので。今はまだどこそこの民間にどうだということ具体的に考えていることではありませんけれども、その職員のやはりそういう状況を見ながら、あるいはまた職員が希望する部分があれば、それは柔軟に考えていきたいと思っております。

今、職員数を相当絞っておりますので、そういうかたちで短期間でいいということであれば、これはまた一つの研修としてそれはできることもわかりませんが、ある程度年数をかけてということになりますとちょっと難しい面もあるかもわかりません。これはまた人事担当とよく意見調整をしながらできるところからやっていきたいと思っております。

議長 質問順位10番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 おはようございます。中沢一博です。通告に基づき一般質問させていただきます。

1 スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて

最初にスポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて質問させていただきます。スポーツ基本法が2011年の6月に制定されました。近年まちおこしのコンテンツの一つとしてマラソンなどの市民参加型スポーツイベントや、また観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿、キャンプの誘致などを実施することで生まれるこの経済波及効果に、地域が注目し自治体の約3分の1がスポーツ観光交流振興計画、施策のテーマを挙げているのも事実でございます。

その中で当市は大原運動公園の建設が今議会で予算計上されました。多くの期待が寄せられております。また、当市は今まで、市長も述べていただいているように、スキー産業に大きく頼ってまいりました。いくらスキー人口が減少したとはいえ、当市の観光の中でスキー産業が占める比率は多大なものがあるのも事実でございます。しかし、市長の施政方針にもあるとおりでありまして、低迷するスキー観光の活性化やニューツーリズム事業の推進を連携してやっていきたいと述べております。そこで、どう推進しようとしているのか、まず何う次第であります。とともにニューツーリズム事業とは幅が広うございます。昨日市長は第6次産業を強く進めていきたいと、こうも述べておられました。具体的な構想をお聞きするものであります。

当市も南魚沼グルメマラソン、また、歩くスキーフェスティバル等々を含めたスポーツを通じた地域活性化に新たな観光、また交流人口の拡大を具体的に図ってきていますし、またこれからもしなければいけないと思っております。このスポーツを活用したまちづくりで新しい観光価値の創造を図っていくためにも、大事なのはやはり協力体制を構築して、そして地域発の積極的な取り組みや、スポーツツーリズムの窓口となる担当者、協議会こういうことも置くことが今後は大事かと思いますが、市長の見解をお聞きするものであります。

2 救急医療現場の見える化について

2番目に救急医療現場の見える化についてお伺いいたします。救急患者のたらい回しを防ぐために平成21年10月改正の消防法施行を受けて、各自治体の現場では消防、医療の連携強化による救急搬送の改善に向けた取り組みを進めております。その中で昨今の他の自治体を見る中で受け入れ照会が4回以上、並びに現場滞在時間が30分以上の事案の件数が改善されていないという実態が明らかになっております。

当地域でも基幹病院の建設がいよいよ4月から始まります。それまでの基幹病院ができるまでのこの地域医療が、これは心配がささやかれておりますが、市民が安心できる体制確立をするためにも新消防庁舎の建設が終了して、その中でやはり抜本的な改革、改善策の取り組みが進められていると思っておりますが、次の4点についてお伺いするものであります。

一つ、緊急搬送における医療機関の受け入れ実態と、先にも述べさせていただきましたけれども、事案の件数、搬送時間等の実態について当市の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、当地域は特に基幹病院ができるまで救急救命センターがないわけでありまして、その中でこのメディカルコントロール体制の確立が急務になってきております。この緊急医療体制は緊急診療、緊急搬送、そして緊急情報の3本柱によって成り立っているわけでありまして、ご承知のとおりメディカルコントロールというのは、救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間に、救命救急士等が医療行為を実施する場合には医師が指示又は指導、又は助言、検証していくということで質を保証するということでもあります。当市のメディカルコントロール体制の実態はどこまで進んでいるのでしょうか。前にも一般質問をさせていただいたときに伺った際には、現実にはスタッフ等がいなくてシステムが起動しないという報

告を受けております。その後どう改善されたのか伺うものであります。

また、現在情報化が進む中で、緊急搬送患者の受け入れの更なる円滑化、短時間化に向けた取り組みが強く求められている中で、救急車にタブレット型端末、いわゆる i P a d でございますけれども、この配備を進めてはどうかということでもあります。これまで不可能だった救急車からインターネットに接続し、情報を収集するだけでなくして、情報を発信することも可能になります。

私はこの12月議会でも述べたように、今後は自治体は広域を想定した救急搬送を想定しなければならないと思っております。医療機関との共有が必要と感じます。救急車にこの i P a d の配備を強く求めますが、市長のご見解を伺うものであります。

そしていよいよ新潟県も待望のドクターヘリの配備が目前になってまいりました。ドクターヘリは医療機器を装備して医師と看護師が搭乗した中で、救急患者を治療しながら迅速に搬送するという空を飛ぶ救命治療室とも呼ばれる専用ヘリコプターであります。私は議員になってすぐにこのことを訴えてきた経緯もありまして、本当にうれしい限りであります。救命率向上に大きな期待が寄せられている中で、今、新大病院が県の基地病院として進められていますが、出勤要請された場合、どのくらいで当市に到着すると考えていられますでしょうか。また、ドクターヘリの導入と同時に当市の臨時ヘリポートといいたいでしょうか、指定基地までの救急車の搬送が大切かと思いますが、どう準備しているのか現状をお聞かせいただきたいと思っております。

3 新図書館の環境整備について

最後に新図書館の環境整備についてであります。全員協議会で質問もしましたが、聞き手の粗相という言葉もありますので失礼な部分もあるかもしれませんが、どうも南魚沼市新図書館がいよいよ具体化され進められている中で、ララの経営改善と蔵書の数等が先行しているかに質問も集中しております。ソフト面は「これからです」ということですが、従来の図書館の蔵書に親しむ環境づくりとともに、電子媒体を含む総合的な情報提供をすることが、情報社会での図書館の使命でもあると感じます。社会の流れを展望しつつ、どう展開しようとしているのか伺うものであります。

図書館の電子システム導入と電子書籍の具体的な考えについてお伺いするものであります。また、昨今の報道にもあるように、近年のライフスタイルの変化が情報形態を変えております。その中で将来に残す、合併からの念願であった新図書館が、市民に喜んでいただくためにもいろいろな考えがあるのを承知しておりますが、どう変身してより便利に、使いやすく、そして役立つ情報提供の場として利用者のサービス向上に努力しなければ、公立図書館では、またなければならないと私は思います。電子書籍の貸出しサービス等をどう考えられているのか。若手層の活字離れと言われている中、どう関心を高め多様の読書スタイルを提供しているのか伺うものであります。

次に蔵書の本の宅配サービスの貸出しについてお伺いいたします。本来ならば多くの方々から図書館に足を運んでいただくことが理想でございます。しかし、高齢者の方や時間の関

係でどうしても足を運べない方も多いのも事実かと思えます。その方々に、我々は図書館は関係はないのではなくして、自宅でも本を読める図書館の貸出しシステムの体制をどう考えているかということでもあります。

そして最後にこの図書館の赤ちゃんタイム導入についてお伺いさせていただきます。構想の中で児童ルームの新設も設計の中に記載されておりますが、このスペースの大きさ、間取りについては全員協議会でも述べさせていただきましたので、別の観点から伺うものであります。教育長も常日頃言っておいられます。朝の読書とともに読み聞かせの大切さということを明言されております。幼児から良い本に接することの大切さは、教育長が私は一番よく知っておられると思えます。

司書を配置した中で幼い子どもさんへの環境整備は大人の責任であります。良書を初めて読むときには新しい友を得たようである。また、前に精読した書物を読み直すときには旧友に会うのと似ている。という言葉はこれはアイルランドの作家詩人オリバー・ゴールドスミス言葉であります。私には胸が痛いような言葉であります。こんな私でも青春時代、東京にいるときは通勤時間などに本を食い入るように読んだという、そんな今では考えられないようなそういうときもありました。

しかし、今現実には正直言って厳しいものも感じております。良書に触れる大切さというものを本当に私は感じます。幼いときは特に。昨今の豊かさを感じたとき、この豊かさは何物にも代え難い価値想像を育みます。その中で若いお子さんが図書館を利用する際、子どもさんがぐずぐずしていたり、赤ちゃんが泣いたりしても周囲に遠慮せずに図書館が利用できる。そんな時間帯を、日を設けてでも結構ですので、設けてはいかがかということをご提案したいのであります。それを事前に利用者に知らせて、理解を得ながら協力してもらおうといった試みについてどうお考えでしょうか。

育児しながら気楽に図書館利用をし、そして子どもが泣いていても、ぐずっていても周囲の人が本当に温かく見守る時間帯。こんな時間帯があつて私はいいいのではないかと思うわけですが、教育長にお伺いするものであります。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時ちょうどとします。

(午前10時47分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時00分)

議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市 長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて

スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みということでもあります。これはもう議員おっしゃっていただいたとおりでありますので、私どももやはり生涯スポーツという観点もございまして、議員おっしゃっていただいた大原運動公園整備もいよいよ着手して、そういう環

境も整ってまいりますので、このスポーツツーリズムという部分を本格的に力を入れてやっていきたいと思っております。

そういう中でスキーはある程度市の方での位置付けは、いわゆる自分でするスポーツ、これはスキー・スノーボード等が　これはウィンタースポーツでありますけれども　グルメマラソン、クロスカントリー　こういう部分であります。今、東京の大手、これは健康スポーツ会社と言うのでしょうか、スポーツ会社なのです。はっきり申し上げますとセントラルスポーツといいまして、一部上場の非常に大きな会社であります。その副社長が五日町出身で中沢さんという方です。私と親戚関係でもありまして、私よりちょっと先輩ですけれども。この方とのいろいろ交渉も通じまして、以前から若干はやっていただいていたのですけれどもまた改めて24年から健康オタクツアー、あるいは田植え体験ツアー、トレッキングツアー、親子田植え&稲刈り体験ツアーとこういうものを関東圏でこのセントラルスポーツ社から募集していただいて、全て私たちの市内においでいただく。日帰りもありますし宿泊もあつたり、そういう部分を今取り入れながらこれを拡大していきたいと思っております。

まさに一般的な観光とは違いますけれども、こういうことを導入して、いろいろ言ってもやはり関東圏の皆さん方が最大のターゲットでありますので、これらをきちんと今後ともそれが継続あるいは発展していけるような、我々も協力体制と取り組みをしていかなければならないと思っております。この会社は相当ある意味では富裕層の皆さん方が利用されているスポーツジムも経営しておりまして、一つは会費30万円ですね、会費というか参加費用が。龍言に一泊して小千谷のあの片貝の花火を見ると、それだけで30万円。募集すればすぐいっぱいになる。何をするのだと言うと、行き来のバスがリムジンを想像させるような超豪華な、そういうことである意味満足心を満たしてやって、そして私どもの地においでいただいて、温泉とおいしい料理と酒と、そして花火は花火で日本一と言われます四尺玉を見て帰ると。それだけで満足するというそういう層もうじゃうじゃいるそうであります。

そういう層ばかりがターゲットではありませんけれども、非常に幅広い営業といいますが、活動をやっていらっしゃるところでありますので、こういう皆さん方との連携も深めながら、とにかくこのスポーツツーリズム的なことはこれからどんどんと我々も獲得していきたいと思えます。また、幅広い方面にお願いしていかなければならないと思っております。健康関連産業の誘致ということも一つの視野に入れながら、こういうことも進めていきたいと思っております。

ある旅館ではやはり薬草風呂とかそういうこともきちんとやり、そこに例えばセントラルスポーツ社さんはやはり宿泊をさせるわけです。健康をまずきちんと増進していこうと。そしておいしいものを食べたり、あるいは田舎のそういう風情や景観にも触れたり、そして身体にも良かったりということでもあります。そのほかにもこれからどんどんとこちらに来てスポーツをしていただくと。そして気持ち良くお帰りいただくということも含めると、これは相当の経済的な波及効果があります。その中に議員おっしゃったように6次産業化と

というのは、やはり地元で採れたものを付加価値を付けて販売をして、それが地元へ収益で返ってくるというこの連鎖をやらなければならないわけであります。そういうことも含めますと非常に裾野の広い、これから期待の持てる部分だと思っておりますので、また気合を込めながらやっていかなければならないと思っております。

議員おっしゃったようにスポーツ基本法が50年ぶりに全面改正をされて新しく制定をされました。その改正に伴いまして市も12月議会において皆さん方から、市のスポーツ推進審議会条例を制定させていただきました。その審議会の委員の構成メンバーに観光部門の委員とか、そういう皆さんも加えて24年度よりまたスタートいたしますので、こういう皆さん方からそれぞれ知恵を出し合っていていただいて、今議員がおっしゃったように、そして私が申し上げたようなことをどんどんと進めていきたいと思っております。

とりあえず今、観光協会が窓口になってそれはいろいろ進めているところであります。当然市が、市の企画と商工観光もその中に入りながら、今のセントラルスポーツ社の件については話を進めているところであります。具体的な何ていいますか、プログラム、行程表とか、どこをどう見るとかということも今届いておりますので、後ほどまた議員には、議員にはどうか議会の皆さんが必要であればお示しいたしますのでご覧いただきたいと思っております。

2 救急医療現場の見える化について

救急医療現場、見える化であります。救急搬送における医療機関の受け入れ状況の実態であります。新潟県でも昨年7月から救急搬送及び受け入れ基準が整備をされました。その運用が開始をされております。内容といたしますと、患者の緊急、専門、特殊性これを考慮した七つの基準に分類して、二次保健医療圏ごとに作成されたリストの医療機関に搬送ということであります。

我が南魚沼地域の救急搬送に関しましては既に管内医療機関において受け入れをされておりますけれども、特に休日における整形外科関係の受け入れ困難が非常に散見をされております。整形外科医師不足、あるいはスキー等も含めたスポーツでおいでいただいた皆さん方がけがをしたりと、これが非常に多いわけでありますので、その受け入れができないという場合は2次医療圏内の小出病院あるいは十日町病院に搬送することもある。30分以上の時間を要したり、3回受け入れ照会をしても医療機関が決定しない場合、受け入れ医療機関確保基準というものがございまして、これによりまして3次医療機関であります長岡赤十字病院が受け入れることになっております。

この基準に該当しない疾病者は従来どおり救急車が当番医やかかりつけ医を考慮して受け入れ照会を実施しております。問合せ件数、この救急活動におきます搬送の問合せ、搬送先の問合せ件数、平成23年度におきまして転院搬送以外の救急件数で2,423件ありました。そのうち問合せ1回が2,044件、2回が269件、3回が78件、4回が17件、5回以上が12件、こういうふうになっております。最多問合せ回数が9回ということもありません。2回以内の問合せで受け入れない場合、受け入れを決定した割合が95.7パーセント

に上っております。ただ、これは平成19年の調査より1.3ポイントほど低下しているということでもあります。受入先が2回あちこちに連絡しても決まらない、そういう割合がちょっと増えたということでもあります。状況としてはそういうところでもあります。

メディカルコントロール体制でありますけれども、平成14年、議員おっしゃったようにこれが発足いたしまして、業務を行っているところであります。検証に關しまして年間約100件程度の心肺停止症例あるいは重症・外傷例、これらを医師から検証していただいております。年4回の事後検証会を開催して、救急隊員にフィードバックしているところであります。救急救命士の病院実習も実施させていただいておりますし、技術・知識の習得に努めているところであります。また一般救急隊向けの医師による講習会も随時開催しております。それから国が募集しております、今年度実施予定でありますけれども、新しい救急救命処置の実証地域に、今、私ども立候補しております、当地域におけますメディカルコントロール体制の充実に今、積極的に動き始めたというところでもあります。

このタブレット型端末iPadの配備でありますけれども、これは佐賀県が何か全国に先駆けて導入して県内で55台の救急車に端末を配備したということだそうであります。ただ、これはソフト開発に1億円の経費がかかっていること、それから既存の病院検索システムと比較しますと、年間維持費は軽減されたというような実例がございます。

今、県では新潟医療情報ネット、これによりまして県内医療機関の診察の可能、あるいは入院可能、これらの情報を提供しておりますけれども、救急活動時の病院選定に活用するほどのリアルタイムな情報ではこれはないようであります。それから受け入れ病院には必ず救急患者の情報を伝えなければなりませんので、電話連絡は必須条件ということでもあります。

今、佐賀県のシステムに多くの自治体が注目しておりますけれども、今私どもの考えているところといたしますと、この地域は病院が配置されている、何ていいますか医療機関がほぼ絞られているのですね、私どものところは、先ほど申し上げましたように。それから地形的にも17号線を基線にして病院が全部配置されているわけありますので、効果が低いと思われま。思われまが、この病院収容時間短縮、これを図るために今後この佐賀県等の推進事例を研究しながら検討を進めていきたいと思っております。

ドクターヘリでありますけれども、2月現在で全国27都道府県に32機が運行しているということです。新潟県においても今年の10月に運行開始に向けて準備を進めております。基地は新大の総合病院、それからランデブーポイントとして南魚沼市内は33か所、湯沢町16か所を候補地として今、県と調整しているところであります。ほとんどがやはり広い敷地のあるといたしますか、障害物のないということになりますと、学校のグラウンドとかそういうところが主でありますけれども、今この33か所と湯沢の16か所を候補地として県と調整しておりますので、これが決定次第またご連絡をしていただくということでもあります。なお、基幹病院が整備をされますと基幹病院の屋上にヘリポートができますので、非常にそういう面ではまた救急患者等の対応には格段の利便性が増すということになると思ひます。

3 新図書館の環境整備について

図書館の環境整備であります。電子書籍の件であります。いろいろ検討をしております、今この2002年に岩見沢市立図書館が岩波文庫の電子書籍を提供してから始まりまして、2012年の大阪市立図書館、これまで11件の例をいろいろ調べさせていただきました。その中で一番気になっておりますことは、いわゆる最初は非常に話題性があるといいますが、珍しいといいますが、利用は若干伸びるのですけれども、なかなかその後が利用者数が上がらない。大阪の堺市、これは公立図書館では全国で2番目でありまして、人口84万人で186万点の蔵書数があるわけですけれども、導入直後の2011年1月にはこの貸出合計数が500人で点数で2,800点ということがあったそうでありまして、3月になったらもう利用者は100人というふうに下がっている。

それから現在私どもの図書館利用者から意見要望がある中で、例えば携帯小説を置いてほしいというのは1件だけでありまして、なかなか話題性はありますが、いざ始めたときにそれが本当に機能して皆さん方にいい状況になるかと言われますと、非常に疑問のあるところでもあります。

問題点といたしましてはやはり費用もありますけれども、選択肢が非常に今のところはまだ少ないということでもあります。そういう部分もありまして、今検討を進めておりますが、すぐにこの電子書籍を導入するか否かというのは、まだ結論は出しておりませんが、非常に心配をされる点が多く出ておりますので、これらをどう払拭していけるかという部分にかかっていると思います。始めるにしても例えば26年開館を予定しておりますので、このときにすぐ満足のいくかたちで出発できるかと言われますと、ちょっとこれはそうやりませうというふうにはなかなか言えない部分がありますので、もう少し協議をさせていただきたいと思っております。

それから蔵書の宅配サービスでありますけれども、これは現在でも、図書館に来館することが困難な人に対しての宅配を行う制度は合併前からこれはありましたが、この利用対象者が身体障がい者とか、それから図書館に来館することが困難だと民生委員が証明した人とか、高齢のためこれも民生委員が証明した人とか非常に堅苦しく決められておりまして、貸出件数そのものが今はそう多くはありません。

これを一般の皆さん方全てを対象にするかと言われると、これは非常にまた困難性もありますので、これは今のところ利用対象者数を拡大してどなたでも貸出しサービス、宅配サービスをやりますよ、ということにはちょっと経費的な面、あるいは効率的な面、これらを含めると考えづらいところでもあります。

赤ちゃんタイムであります。この赤ちゃんタイムという部分をどうとらえるかでありますけれども、議員おっしゃったような部分も相当あるわけであります。今、計画中の図書館では平面図で前回お示ししましたように児童コーナーあるいは授乳室、これを確保して閲覧席となるべく離すというような構想を持っているわけであります。これは議員がおっしゃったようなことがすぐ、ぐずる子どもを抱えてきてその子から離れて預かっただいて、読書の時間を、そういう自由な時間を確保したいというこういう皆さん方もいらっしゃるわけで

すので、これは運用の中でやればやっていかなければならないと思っております。

ただ、その日を限定するとか、あるいは通常いつでもそれに対応できるとかとかということとはこれからの体制をきちんと協議する中で、常時それに対応するための職員と部屋を用意しておくというのはちょっと無理なような気がしますので、議員おっしゃったようにその時間、あるいは日にち、これらをちょっと限定させていただいて、やるとすればやらなければならないということでもあります。これも今図書館建設に向けての大きな検討事項ということでご理解をいただきたいと思っております。ということですね。以上であります。

中沢一博君 1 スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて

では最初のスポーツを通じた観光交流の取り組みについてでございますけれども、これは市長の方から本格的に気合を込めて進めていきたいというご答弁をいただきましたので、それ以上はいいわけでございますけれども、ちょっと若干確認したいという部分もございますのでちょっと触れさせていただきたいと思えます。

今、市長もおっしゃったように地元の生涯スポーツという観点と、観光を優先するというこの観光の観点というこの部分は、どうしても大原運動公園が・・・よく私ども議員も聞く話が出ているわけですが、私はやはりどちらとかそういう選定ではなくして、どちらとも私は大事だと思っているのです。やはりお互いに意識を共有した中で理解をしていただかなければいけないという部分も、私は大事な部分であるというふうに思っているわけです。

そうした中でスポーツを通じた、先ほど市長がおっしゃったような特殊なそういう部分も本当に一生懸命進めていっていただきたいという部分と、やはりこれからはスポーツというものを本当に身近に感じているわけですし、昨年度の大震災のあったときに、なでしこジャパンにあれほど私たちは勇気を与えていただきました。最近テレビを見るとアメリカへ行ったダルビッシュがああいうことをすると、何か自分のことのように本当に感じているのも事実であります。

そういうスポーツというものも本当に正直な、いつ誰でもが思想云々関係なく取り入れられる部分であると思えます。そういう面で私はこれからはやはり合宿等も、今スキー人口が少なくなっている中で、どうこの地域の観光施設を守っていくかという。個々に努力をしていきますけれども、その中で自治体もやはり組織化をしてきちんとこれからは他の方に、首都圏の方に、ばかりではないですけども発信していかなければいけない。私はそう思います。この発信力がないと求心力もないわけでありまして。その部分、市長がこれから強く進めていきたいということですから、もちろんそういう機関とも今話をさせていただいたのでうれしく思っております。

その中でちょっと若干触れさせていただきたいのは、今現在は例えば合宿等では旧町村単位での取り組みになっております。合併して7年になりました。果たして旧町村単位のこの受け入れ体制のやり方でいいのかどうかということも私は感じておりますけれども、その点ひとつお聞かせいただきたいと思えます。

市長 1 スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて

これはもうトータル的に申し上げますと、旧町村単位でいいわけがないわけでありまして、今までのいろいろの慣例等がありますけれども、それはやはりきちんと一元的にやっていかなければならない。塩沢の皆さんが例えば二日町のグラウンドを利用しようとか、大和の皆さんが大原を利用しようとか、これはもう当然あってしかるべきであります。そういう方向で今現在まだ調整がなされていないとすれば、そういう調整をきちんとやっていかなければならないと思っております。

中沢一博君 1 スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについて

市長からもそういただきましたので、これからの部分だと思っておりますので期待したいと思っています。

それとやはり大原運動公園がいよいよ本当に具体的な部分で今、動き始めました。そして市長もおっしゃったようにまた別の観点から言うならば、例えば生涯学習と考えたときにこれから団塊世代がどんどんどんどん増えてきている中で、大原運動公園もしかりですけども、これからの部分だと思いますが、この市全体のそういう施設というものもやはり考えていかなければいけない。そして健康で長生きしてもらおう。そういう健康づくりという部分も合わせてやっていかなければいけないと思えます。そういう面で私は各いろいろな団体が協力した中で、そして組織化をした中で本当に皆が理解して、何だと言いついこしないような、そういうものを私は発信していきたいと思っておりますし、期待したいと思っております。よろしく申し上げます。

2 救急医療現場の見える化について

次の部分に移らせていただきますけれども、緊急医療現場の部分であります。これは私も平成20年の3月議会でも取り上げさせていただきました。ここで、今市長からもご報告がございましたように、平成19年度の例えば緊急通報から診療開始まで、また回数等を述べていただきました。平成19年度部分と今の平成23年度の部分を比したときに、例えば19年度のときに全部、時間も増えているし回数も増えているのが実態でございます。本来ならば縮めなければいけないというふうになっているわけです。これは自治体の地域差がありますから一概には言われない部分もありますけれども、例えばここに見たように4回以上というのは平成19年では11件ありました。23年度は17件と今市長からご報告がありました。最多の5回以上というのが19年では5件、23年では12件というふうに市長からもご報告いただきました。そして、最多のときは19年のときは8回でありました。今市長からのご報告では9回。これが12回という、失礼、1件あったという、5回以上は12件という報告でございますね。そういったときに本当に果たして改善されているだろうかということを考えるわけでありまして。これは必死でやっているわけでございますのでいいのですけれども、本当に1分1秒を争わなければいけないときに、どう改善されようとしているのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

市長 2 救急医療現場の見える化について

この答弁につきましてはちょっと専門性もありますので消防長に答弁させますのでよろし

くお願いいたします。

消 防 長 2 救急医療現場の見える化について

ただいまの件でございますけれども、確かに4年前、平成19年と比べますと9回というのが1回だけありました。前は8回が最高でございましたけれども、9回が1回だけありました。やはりこれは年度、年度によってその事案、事案によっても相当ばらつきが出てくるかと思えますけれども、我々救急隊の方も非常に実際のところ現場では難儀をしておりますし、それなりの理由はありますけれども、ただ、全体的には先ほど市長が述べられたとおり、2回以内で95パーセント以上は医療機関が決定しているということでございます。

それで、中でも整形関係が非常に日曜あるいは夜間、受け入れ体制が余りよろしくないというふうな状況でございますけれども、特に市立の大和病院で非常に協力をさせていただいて、現在とっていただいております。というのは県立病院の方の整形のスタッフが非常に薄いということで、小出それから十日町の県立病院に比べますとちょっと薄いということですが、先ほど申し上げたとおり大和病院さんに非常にご苦労をかけているということが現状でございます。何とか基幹病院が完成するまでには、今の状況を少しずつでも改善しながら対応していきたいというように考えております。以上です。

中沢一博君 2 救急医療現場の見える化について

ありがとうございます。細かいことになって大変恐縮でございます。本当に一生懸命に私も救急車と一緒に乗る機会もあって、必死になってやっている姿を見ております。本当に応援したいです。ですけれども患者さんにとってみれば1分1秒を争うわけでございまして、本当にその時間というものは長く感じます。ぜひ、ご努力を今のようにしていただきたいと思っております。

その部分でまたちょっと別のメディカルコントロールの部分でありますけれども、今、当地域は脳卒中が多いというふうに聞いております。その中で脳梗塞等を救急救命士が搬送する途中に、脳梗塞の方の特効薬としてt-P Aというこれは血糖の溶解療法だという、この薬ですか、これが可能になったというふうに聞いております。実はこれを行うことによって後の後遺症だとか費用もかなり負担が軽減されている。しかし、これに対しては投与の基準が設けられているというふうにあります。この部分に関しまして当市はこういう部分の取り組みは今どのような状況になっていられるかお聞かせいただきたいと思っております。

それと併せて、昨年からは高齢者の方に緊急医療情報キットを配備させていただきました。これはまだ時間が短いですが……

議 長 中沢議員、一問一答で。

中沢一博君 2 救急医療現場の見える化について

では、それで。全体で考えていたもので、大変失礼いたしました。それで結構でございます。では、よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

市 長 2 救急医療現場の見える化について

これも非常に専門性の高いことですので、消防長に答弁させます。

消 防 長 2 救急医療現場の見える化について

まことに申し訳ありません。医療関係の脳障害関係の薬剤の関係は、我々消防もその情報を得ておりませんし、救急隊としてもその辺に関しては全く感知することもできないということですので、私のところでは情報がちょっとわかりません。申し訳ありません。

中沢一博君 2 救急医療現場の見える化について

ぜひ、研究していただいて、またそういう部分も今は取り入れられているというふうにありましたので。私がなぜこんなことを言うかということ、特にこの地域は脳梗塞、脳卒中関係が多いというふうに聞いています。それがすごく今救急救命士が使用できるというふうに聞いておりますので、ちょっとその点、進んでいるという事例も聞いておりますので研究していただきたいと思います。

それとちょっと先ほどあれで恐縮ですけれども、緊急医療情報キットが配備されてまだ日にちが短いわけですが、そうして配布されているわけで、2,300世帯くらいですか。ちょっと私も不明確ですが、中で実際に事例というか、活用はされているかどうか、今後の普及もありますのでちょっとお聞かせいただきたい。大変細かいことで恐縮でございますがお願いしたいと思います。

市 長 2 救急医療現場の見える化について

大変すみませんけれども、これも消防長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

消 防 長 2 救急医療現場の見える化について

救急キットの方も消防の方でちょっと管轄外といいますか、うちの方でちょっと考えている部分ではないですので答弁お願いしたいと思いますが。

福祉保健部長 2 救急医療現場の見える化について

ちょっと正確な数はわかりませんが、間違いなく今はもう既に利用されています。おそらく今までで6件は超えているかと思います。詳しい数字は後ほどお知らせします。

議 長 では、先ほどの消防長、薬剤の件も含めて、わかりましたらまた後で出してくださいということをお願いします。

中沢一博君 2 救急医療現場の見える化について

細かいことになって。本当は一般質問であれば市長に対して大綱を質問するのが本来であるかと思います。そういう面に対してお許しいただきたいと思います。

i P a dの件でも先ほど言わせていただきましたけれども、今、研究しているということで検討も進めていきたいという部分でございますので、ぜひ研究していただきたいと思っています。

最後にドクターヘリの件でございますけれども、今33か所で当市でも計画しているというふうにお聞きかせいただきました。東日本大震災でもかなり貢献もしておりますし、ちょっと先ほどこちらへ来るまでどのくらい要するのかという時間もございませんでしたけれども、私が間違っているかもわからないのですけれども、例えばこの地域は30分から、推測すると30分から40分くらいかなどうだろうか。ちょっと推測で恐縮でございますけれども。例え

ば上越なんかだと多分少なくとも40分くらい、今までの私の認識からするとかかるのかなと考えたときに、基地が新大であるということ。いろいろな部分でこの新大になったと思いますけれども、例えば今、群馬県は前橋市の赤十字病院が基点、基地になっています。長野県は今、市長も一緒に行ってきました佐久総合病院、そして昨年からは信州大学病院も新にしてる2か所というかたちで今進めて考えています。

そういうふうに考えたときに、私は新潟県はこの広大の地域を考えると、新大構想もよろしいのですけれども、長岡という部分を自治体としてやはり考えてもらいたいなというこの思いもございませぬ。その点、市長こういうことはこれからですから無理なのではないでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいところです。

市長 2 救急医療現場の見える化について

失礼しましたが、時間は今までの防災ヘリ等のところから推測いたしますと約30分でありませぬ。30分。ただ、その場所はここは新大ですし、防災ヘリが飛び立つところはまた別のところですから、若干の相違はあるにしろ大体30分ということで考えておりますし、それは間違いのないところであります。

これを基地を例えば長岡に、あるいは上越にということについては、今初めてそういうご提言も受けましたが、これを今から新たに編入するということは無理かと思ひますけれども、我々が求めるところとしますと、27年開院の基幹病院、私たちのところに建つ基幹病院をまあ正式な基地でなくても準基地くらいにさせていただいて、魚沼圏内を全部管轄するというかたちに持っていければという思いはありますので、その方向に力を注ぎたいと思ひております。

中沢一博君 2 救急医療現場の見える化について

本当に私もそう正直言ひて思ひます。これはいろいろ地域差がありますから、みんな自分の近くという部分があるかもしれませぬけれども、やはり県全体を考えるとサブというそういう部分、市長の言うとおりの感じであれば、また地域の住民も安心できるのかなというふうに感じております。

3 新図書館の環境整備について

最後に図書館の部分でございませぬけれども、電子書籍はなかなか難しい。確かに全くこれからの部分ですけれども、私でさえもiPadを今持っております。そして、いろいろやはり時代が一年一年かなり変わってきている。去年と今年ではかなり変わってきております。そういう面で新図書館を私たちはこれからする中で、この部分も十分検討していかなければいけない。そうしないと市民とのこの隔たりが出てしまうのではないかと思ひますので、十分検討をしていただきたいと思ひます。

宅配貸出しサービスの件ですけれども、今は障がい者の方ということで質問しましたけれども、私はまた別の観点でちょっととらえたいのは、貸出しとか返却は私は利用者負担でいいと思ひているのです。そうした中で本来ならば来てもらって、本当に地域の活性化というふうにしなればいけないと。いろいろな部分の人がいるわけですので、そういう部分に関してやはり利用者負担をしていただいた中でそういう発想という考え方は、市長今現在どんな感じと思

っておられますでしょうか。

市長 3 新図書館の環境整備について

これはまあ、それこそ職員がわざわざ届けるということではなくて、そういう申し込みがあったときに宅配便でも使って届けるとかということが可能であれば、まあある程度の部分は応じられるかもわかりませんが、結局は私どもの基本的な部分はやはり図書館においでいただきたいという部分です。事情のある方は別です。

ですから、もう全て貸出しで宅配しますよということにはならないわけですので、やはりある程度限定せざるを得ない。その辺をどう絞り込んでどう対応できるかというのは、今私もこの問題については初めて伺っておりますので、当然ですけれども図書館を開館するまでには、またそれぞれ教育委員会等も含めて検討していただくことだと思っております。全くだめだということを申し上げるつもりもありませんけれども、その範囲がどうなるか。このことが非常に大きな問題だろうと思っております。

中沢一博君 3 新図書館の環境整備について

ありがとうございます。本当にぜひ積極的にちょっと検討していただきたいと思っております。

最後に赤ちゃんタイムの件でございますけれども、検討してみたいということで市長も答弁していただきましたので、それに尽きるわけでございますけれども、例えば午前中だとかにそういう多くの方たちがお子さんと一緒にあそこに来て、一緒に読み聞かせなんかもできるような、そうして迷惑にならないように。ずっとというわけにはいきませんので、時間帯を本当に設けて、そしてその中は本当に安心してできる、そんな場を提供できないかなというふうに思います。ぜひ、ご検討いただきたいと思っております。

私は図書館の件でつくづく思うことは、私ども会派で数年前、北海道の石狩に政務調査に行ってきたので、そのときに市庁舎の前に大きな図書館がありました。20億円をかけたそうであります。その担当者が最後に私に言ったことは、実はこの20億円で我が市は財政が厳しくなったと言っています。それに関しては当市は問題ないということで執行部からも答弁をいただいているわけですので、私も心配しておりません。

そして言われたことは、私も見たのですけれども、要するに本当に流行っていなかったのですね。すごくいい建物を作ったって流行っていないのです。それが一番のやはり市の担当の方は切ながってました。当市はそういうことがないと思っておりますけれども、ぜひ、みんなの、我々の図書館だという、そういうものを作っていただくことを要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

市長 3 新図書館の環境整備について

ありがとうございます。この赤ちゃんタイム的な導入についても、これからワークショップ等も開催する予定でありますから、そういう中でも議論として取り上げていただいて、先ほど触れましたように、常時そういうことになるのか、あるいはやはりタイムというか日にちを設けるというこういうことも検討しながら進めてまいりたいと思っております。一番はお金がど

うこうでなくて、利用をいっぱいしていただくということが一番の目的でありますので、閑散として閑古鳥が鳴いていたということにならないように、ありったけの知恵を絞りながら開館に向けて頑張ってもらいたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 質問順位 11 番、議席番号 13 番・関常幸君。

関 常幸君 先日は議会の開会中にも関わらず、井口市長、阿部議長を始め大勢の皆さまから裸押し合い大祭においでいただきありがとうございました。東日本大震災で本市に避難されている皆さん 10 名の方からお祭りの餅まきに参加していただきました。市長が挨拶の中で皆さんを紹介いたしましたので、大勢の皆さんから激励がありました。餅まき終了後、参加者の方が「多くの温かい応援をいただき、これからもくじけることなく頑張ります」と話されました。皆さんから喜んでいただき本当に良かったと思えました。それでは先の通告に基づき一般質問いたします。

新市立病院について

新市立病院についてであります。12月議会で桑原議員、佐藤議員、腰越議員の3名の方から、そして2月9日には地域医療対策調査特別委員会が開催され、新六日町病院、新大和病院、城内診療所の今後のあり方について議論されました。魚沼基幹病院の機能はご存じのように救急救命医療、高度先進医療、がんとか心疾患、脳卒中、周産期母子医療そして災害時医療の拠点センター、総合的な精神科医療、そしてその他として透析医療や急性期のリハビリがあります。基幹病院の機能に地域医療の充実とありますが、その内容は地域医療支援病院を指す。そして周辺病院に医師派遣システムの構築、周辺病院と診療情報の共用化を検討とされております。このことから地域医療を担うのはまさに市立病院です。そういう視点から市長に伺います。

もし、この基幹病院構想が浮上しなかったなら、旧大和町で提唱した健康医療、福祉が一体となったゆきぐに健康の杜構想を理念とした南魚沼市健康の杜が実現し、基幹病院が建てられるであろう場所に、新市立病院が今頃は建っていたのではないかなと思います。県立小出病院の老朽化問題に端を発し、平成14年6月28日に新潟県議会で、県知事が魚沼に魚沼基幹病院を新たに整備すると発表し10年。建設場所問題等、紆余曲折がありようやくここまで来たなという感じであります。

基幹病院が大和病院の駐車場に建設されることから、大和病院は閉鎖するのではないかと、医師不足からくる県内の公立病院の崩壊等があったりして、基幹病院に医師は来るのか。将来の市立病院の、とりわけ大和病院のあり方について内外から様々な憶測や話が持ち上がり、大和病院に働く2百数十名の職員の皆さんは、多くの心配や中には行政不信に陥った方もいたのではないのでしょうか。そういう大変な医療環境の中で、大和病院では新市立病院を見据えて医者先生は今の1.5倍に、より良い病院にするには、いい先生から来てもらうには、病院機能評価認定の病院にならなくてはならないということで、取得に向けて取り組みが始まりました。

その取り組みは30からの会議が組織され毎日のように話し合いが行われており、大変なエネルギーを要し、職員間でも相当の辟易があったことと思えます。その3年間の機能評価がま

とまり、報告書を提出し、認定されたと聞きました。その病院機能評価認定の概要とその意義と成果について市長に伺います。

既に基幹病院の基本構想や整備計画の中で、市立病院、新六日町・新大和の役割や連携が示されておりますが、大和病院の部長級以上の全員の先生の意見を聞き、病院あり方検討委員会で検討した中間報告が市長に提出されております。その概要について市長に伺います。

そして、今年に入り魚沼基幹病院の建設業者が決まり、基幹病院を運営する財団の理事長も決まり、魚沼基幹病院は大和病院の駐車場に雪解けを待って建設が始まります。それに伴い、新年度には市立病院の整備方針を定め、実施設計を行うなどの病院再編関連予算として8,000万円が計上されております。市立病院の整備方針の概要について伺います。以上、登壇しての質問は終わります。

議 長 昼食のため休憩とします。午後の再開を1時ちょうどとします。

(午前11時49分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前1時00分)

議 長 関 常幸君の答弁の前に、午前中の中沢一博君の質問に対して発言を求められていますので、福祉保健部長、消防長から各々これを許しますのをお願いいたします。

福祉保健部長 救急医療情報キットの活用例ですが、12月が2件、1月が4件、2月が1件の計7件です。このうち1件は救急搬送に至らず、実際に搬送された方は6名ということです。以上です。

消 防 長 それでは私の方からお答えをいたします。中沢議員さんから言われたいわゆる脳梗塞の治療薬のことであると思いますけれども、これはtPAと言われる新薬で2005年の10月に日本で初めて承認された薬かと思えます。この薬は脳梗塞発症の際に3時間以内に使った場合に、劇的に症状が改善されるという素晴らしい薬であるというふうに認識をしております。

この薬の使用に際してはもちろんドクターの脳梗塞であるという確定的な診断の下にこの薬を使うわけでございますので、救急隊員がこれを先行して使うということは一切ございません。しかも、将来的にもこれを救急隊員が使うということはおそらくないだろうというように考えております。現在救急救命士が使える薬は一種類だけで、エピネフリンといたしましてアドレナリンですけれども、心臓が停止した際にその薬を使っていいと。その薬1種類のみを今は救急隊員が使ってもいいよということで法律が決まっております。

午前中に市長が答弁の中でおっしゃいました実証実験に今手を上げたということがありましたけれども、これについては救急救命士にもっといろいろな薬剤を使わせたいという今構想がありまして、糖尿病患者に対するブドウ糖の投与、それと重症の喘息患者に対する気管支を広げるための薬、それと心肺停止前 今、心肺停止後に初めて薬を使えるわけですけれども、心肺停止前の患者、危ないという患者に先行して血管確保をして輸液をする、というこの三つの項目に対してこれから実証実験に入るという内容でございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 関常幸君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 新市立病院について

関常幸議員の質問にお答え申し上げます。まず、病院機能評価でございますけれども、これは機能評価のことは十分わかりだと思っておりますが、大和病院の場合、約1,600の項目で調査が行われたということでありまして。こういう評価の結果、一定の水準を満たしていると認められた病院が認定病院ということでありまして。今回大和病院がこの機能評価を受審したことで、3年余りの準備期間の中で医療の質向上の観点からは、患者の権利あるいはプライバシーの保護、医療安全対策、感染防止対策、医療事故防止対策等々ハード、ソフトの両面から大きく改善されたものと考えております。

また、職員や組織的な観点からは、機能評価取得という大きな目標に向かって職員が一丸となって医療の質の改善活動、これを通じて個々の職員のモチベーションも非常に向上したと。それから各部署間の連携も円滑になるようになったということでありまして、病院の活性化が大いに図られたと思っております。

このこと、こういう経験、あるいは実績を踏まえて今後大和病院が地域医療を提供すると、この上で医療再編事業の中で大きな力を発揮していきだろうと。大和病院というか今後は新六日町病院が主体になるわけでありまして。

2月下旬に届きました公益財団法人日本医療機能評価機構からの中間的な検査結果によりまして、特に問題となる指摘事項はないということでありまして、まだ認定いただいておりますが、近いうちに認定をいただけるものだというふうに考えております。

あり方検討委員会が検討したこの中間報告であります。まだ結果が出てはおりませんので、中身についてはいろいろの項目がございます。それらについて今やりとりをして最終的に今、調整、詰めに入っているところでありまして、経過的なことはちょっとやはりいろいろございますので差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、例えば今の県立病院のところには新しい市立の六日町病院を建築することに、果たして、鎌倉沢の災害とかいろいろありましたので、そういうことでいいのかと。他に適当な候補地はないのかとかと、そういうこともございました。大きなところはですね。今調整しているのはベッド数、あるいは附帯施設、これらが主体でありますので3月いっぱいにはお互いが、整理ができてきちんとした話し合いといえますか、結果が得られるものだと思っております。

病院の診療科や付帯施設、今言いました位置、これらがあつたわけでありましてけれども、今まで10月31日から2月25日まで6回の協議を重ねております。途中からですけれども二人の院長からも協議に加わっていただいて、私と副市長あるいは私単独もありましたけれども、病院に出向いたりしながらそれぞれ意見交換、あるいは考え方の説明をしてきたところでありまして。特に問題になるようなことは今後は出てこないだろうと。今後はと言っても今まで問題になったということではありません。考え方の、医師としての立場の考え方、あるいは行政全体、医療も含めた行政全体の中での考え方と、こういうことの中で若干のギャップはございま

したけれども、これはもう話し合えばわかることでありますし、お互いがその立場をきちんと尊重さえすれば全く問題のないことでありますので状況としては以上であります。

新年度予算の件でありますけれども、この病院整備事業につきましては県と同様に病院事業から市長部局への委託事業として進めます。ですので、病院関係の方で病院事業債を起こして8,000万円を借入れ、それを市の予算に入れて委託というか、そうなるわけです。そして市の方でそれを執行していくということであります。

六日町病院につきましては、当初私の考えの中では県が耐震化等リニューアルの工事をして引き渡していただくということが、県の方から出てくる基本であろうと考えておりましたけれども、病院側とのいろいろの話の中でも新病院でやはり働く医師に張り合いを持っていただく。こういうことが非常に大事でありますし、可能な範囲で施設を新しくして整備をする必要があるというふうに考えているところであります。

また、県からの支援に加えまして、病院事業債での投資を考えたとしても、医師が張り合いを持って働いていただく。このことによって結果しては医業収益が上がり、交付税基準による繰り出しと医業収益で病院事業債の返還が可能であろうというふうに考えているところであります。

この予算の8,000万円でありますけれども、第1期で5,000平米という建物を設計するための費用、これを見積もりました。年度内の病院側との調整あるいは財政的な収支シミュレーション、こういうことを総合的に判断をして、新年度の早い段階で第1期の整備規模をきちんと作り上げていきたいと思っております。また、先般の特別委員会でお話し申し上げましたけれども、そのときの資料にあります第3案が一番現実的であると考えておりますが、もう少し病院側との意見調整をした上で最終判断をさせていただきたいというふうに思っております。答弁については以上であります。

関 常幸君 新市立病院について

機能評価の件につきましては、1,000項目からの項目にわたって議論されたて作ったということでありまして、実際的に大変な作業であったなと思われまして、その効果もある方がある病院から大和病院に移ってきたときに、全然先生や看護師さんの対応がやはり違うなというようなことを話されました。それらもこういうことを通じてのサービス向上につながってきているのだろうなと。ほんの一例でありますけれども、例えば市長やはりこういうことは一般行政の中でも私は言われると思うのですね。例えば職員の意識の改革ということを含んでおられますし、人事考課の導入というかたちでいかにやるか。

例えば病院でこれだけの中やられているのを、一般行政の中でこういう評価制度をもう一度やはり考えてやる必要があるのではないかなというような感じがします。成果については市長も認めているとおり、本当に大きな成果があっってきているわけありますので、そういうことについてはどういうふうに考えておるのでしょうか。

市 長 新市立病院について

病院がこういう制度を持ちまして、それできちんと公平な立場から評価をするというそうい

う委員会があるわけでありましてけれども 一般行政の中にそういう専門的な調査、評価こういうことをやる組織等があればですね、それはやってみてもいいと思います。ただ、病院の場合はそのためにこういう項目があって、そのためにこれをきちんと改善しなければならないと、そういう数値もあるわけでありまして、一般職にこの病院の機能評価をすぐに当てはめていい効果があるからそれをやるべきだというのは、ちょっとなかなか簡単にはものが進まない。

評価の基準と申しますか、そういうものも我々は我々なりに人事考課制度の中で、これは内部でありますけれども、評価をしながらやっているわけでありまして、これを外部に委ねて個々のですね、個々の職員の部分まで踏み込んでということは非常に難しいと思います。例えば今おっしゃるように、非常に挨拶がいいとか応対がいい、それはどこの部署でどうだとか全部、何て申しますか評価の基準というのが確か一般職にはないと思います。ないでしょう・・・あるか。ですので、いわゆる評価をしていただく立場の方の選定と申しますか、それが非常に難しいものだというふうに私は感じております。評価をしないということではなくて、日々私もそれぞれの独自の視点を持って、職員の評価、上司から部下に対する評価、部下からまた上司に対する評価、これを全部一応やっているつもりであります。

これをまず徹底をさせていただいて、そしてそれがやはり昇給・昇進につながる。あるいは減俸にもつながる。厳格な運用を今目指して試行を始めたところでありまして。大分評価をする人もある意味少しづつは慣れてきたという部分があります。もう少しこのことを継続させていただきたいと思っております。

関 常幸君 新市立病院について

病院機能評価を一般行政に当てはめると申すことは土台無理なわけでありまして、今、市長はないと言っていましたけれども、今いろいろな会社でこれは当たり前のことになっているわけでありまして。もう少し工夫して、市長もあれば検討する、やる。今現に人事考課を導入しているわけでありまして、もっともっとやはりやり方をですね、するということでありましてぜひ研究してもらいたいと思います。

次の中間報告の概要については、12月議会でも相当現場とキャッチボールをしてやりとりしているということでありましたし、今そういう状況であるので、細かい経過とかやりとりについてはなかなか話されない部分もあると思います。その中で私はこの2番と3番、非常に今後のことについても非常に関連しているわけでありまして、私がこの質問の中で一番ひとつ話をしたいことは、魚沼基幹病院は前段に話したように、地域医療をやらないのですよね。支援はしますけれども、本当に救急救命と高度医療、これに特化していくわけでありまして。これから六日町を南魚沼市の中核病院としてやっていこうといったときに、今の法令的に出てきている病床数120、140というのが非常に表に出てきておりますが、その中でも市長はその数字にはこだわらないよというような話をしてくれております。本当に保健、医療、福祉をきちんとやるのであれば、ぜひこれは あり方検討会の中でもその120という数字はないのが確かに言っているのではないかなと思っておりますが、市民の地域医療を考えたときにぜひそのところ

は現場の声を聞いた中で、当然今キャッチボールをやっていると思いますけれども、そのことについて再度市長の考えをお願いをしたいと思います。

市長 新市立病院について

議員もご承知のように現在のベッド数の概要を示してある部分につきましては、2次医療圏の中で法律的に定められているベッド数の枠の中でやっております。ですから、この枠を我々が全く他の例えば魚沼市、あるいは十日町、あるいは小千谷も含めてですね、そういうところの枠を飛び越えて我々の病院だけが200だ300だというその枠を越えることはできません。

今一番できるということは、我が南魚沼市内の中でのベッド数の調整。これはできるわけありますので、そのことも含めて今先生方とお話をしているということでありまして、当初120ということは先般の医療対策特別委員会の中でもお話したとおりでありまして、これにどうベッド数を加えていけるか。こっちは120以上出せ、大和も100以上出せ、城内診療所も今のままでよりベッド数が欲しいなどと言え、全く調整がつかないから、調整をつけられる範囲の中でやっていくと。

なお、私は先生方に申し上げておりますことは、いわゆる27年基幹病院が開院した後も当然このベッド数というのは枠としてはずっと存続するわけですから、例えば他の市町村の病床数が減少してもいいと、あるいは今のことを維持できないからということがあってだとして、それは当然では私どもの方にそのベッド数の枠をいただきたいとか、そういう調整はこれからも続けていくということでありまして、今の数をベッド数できちんと限定をして、これ以上のことはないと話をしているつもりもありませんし、極力先生方の希望に沿うようなかたちは実現していきたいと思っておりますが、無理を言ってもだめだということもお話をよくしてあります。

関 常幸君 新市立病院について

市長も先生方のいい環境の、いい施設の中でぜひやっていきたいというようなかたちでありますので、普通に市長後段に話したベッド数を増やす努力は、私はぜひしなくてはいけないのではないかなと思うのですよ、市の中核病院としては、今、大和が199あって、六日町が199あって、地域医療やっていく中で今のやはりベッド数ではどうしても今の先生方が十分力が発揮できないというのは、今のもので私でさえわかることでもあります。そこについて今市長答弁したわけでありまして、ぜひそういうことで力を入れてもらいたいと思います。

そうした中で、それも算数の算術ですので、そうなれば大和のベッド数が、やりとりであれば減るということになりますが、算数であればですよ。本当にそれでは問題があるわけありますので、前段言いましたように、基幹病院で地域医療は私はやらないと思うのですよ、地域医療は。そののところを大和のその地域医療をどのようにしていくかというのは、本当に大和については病院がまちおこしであり、まちづくりそのものであったわけでありまして、27年の開院以降になるわけでありまして、ぜひ、十分そのところを現場の先生はもちろんです、地域住民と十分議論した中で、大和の地域医療はどうあるべきかというようなことも検討した中でぜひ第1期、24年度からスタートしてもらえればと思いますが、大和の病院の考え方に

ついて伺います。

市長 新市立病院について

今までの成り立ち、生い立ち歴史からして、大和の皆さん方がそういうふうにお考えというのは十分わかります。しかし、大和だけの地域医療ということは今考えていることではありません。塩沢も六日町も大和も全て南魚沼市の管轄でありますから、全体の地域医療をいかにすべきかということでありまして、大和だけのことを考えた地域医療を考えるという体制は今とっておりません。これは先生方も当然その考え方で同調していただいております。

ただ、今の大和病院に199あったベッド数を幾つにするかとか、それで例えば地域医療がどうなるかと、これは議論しておりますよ。これは議論しておりますが、その個々に区切った地域医療というやり方はやっておりませんので、いずれにしても基幹病院ができて、そして市内の医療再編ができて、医療の質が下がったとかそういうことだけは絶対避けなければなりません。そこを最大目標にしてきちんとした協議も重ねながら、住民の皆さんにも当然安心をしていただくように説明もしたり納得もしていただくように努めます。そういう方向で今、先生方とも協議をしているということでもあります。

関 常幸君 新市立病院について

ぜひ、そういうかたちで進めて、私どもも大和病院に今来ている患者の3分の2以上は塩沢・六日町から来ているわけでありますので、当然中核が向こうに移れば地域医療は南魚沼市全体だということは十分承知しております。けれども、特に大和の、今、市長も言われましたが、サービスの質とか便利というのも含めて落としてはいけないわけであります。現にそういうところも十分これから検討した中でしていくと思っておりますので、要望して終わりといいたします。

議長 質問順位12番、議席番号25番・若井達男君。

若井達男君 六日町街づくり会社の運営を問う

それでは通告にしたがいまして一般質問を行います。市長、しばらくでございました。ロングタイムノーシー、城内の言葉で言うならば、だんだんどうもいっさだったのい、というようなどころではないかと思っておりますが、まさに2年6か月ぶりの質問でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

今の市長、井口一郎市長は平成15年4月に六日町の最後の町長として誕生しておりました。そして、その後合併が控えておりますので、翌年の16年11月1日新市が誕生したわけですが、当然のことながらこれもまた最後の町長となったときから1年半後を見据えた進め方であるというふうに今振り返っているところでございます。そしてその後、このときは選挙戦とはなったわけですが、対立候補がいなかったと。そしてその後4年経て前回の市長選と。そして今日に至っているわけですが、この合併に当たっては皆さんご存じのように全ての財産は引き継ぐというこれが根本になっております。財産には負もあればプラスもありますけれども、この負の部分についても全てが引き継ぐということで引き継いでまいってきております。

ただ、その時点でわかっている負というものはそれはそれなりに、やはり新たな新市市長として取り組んでいくわけですが、私がこれまた今思うに、なかなかまず想定外

去年のこの東日本大震災から出ております想定外というようなことが、やはり何点かあったのではないかというふうに思われます。

まずその1点があなたが町長になりその後すぐに広域連合長になりました。やはりそこで出てきたものは六日町長であり旧4町の連合長である中に、ごみ焼却炉、溶融炉の問題が大きくクローズアップされました。これは12月議会でも15番議員が、やはり少しでも長くもたせたい、どうだというようなことと、ごみの減量化ということで質問をされております。この溶融炉問題につきましては、私も一般質問で取り上げました。また一般質問でなく、新堀新田埋立地の取り扱いということで、これまた一般質問でやったわけですが、そのときに町長　これは六日町時代です　町長は、いや若井議員、いざとなれば掘り起こして溶融しますと。今建設している溶融炉の中で溶融しますと。そういった答弁をいただいたものですから、私は大変心強く思いまして、いやそれは町長おっしゃるとおりだと。今、合併前の巻町ですけれども、鎧漕クリーンセンターにおいては巻町の埋立土を全て溶融しておるということで、大変心強くしたわけです。これも皆さんご存じのようにいざスタートしてみると、まさに井口市長が考えておられるようなものでなかったと。そのようにこれもまた今思われるところであります。

また、今1点、これとは別に新たに新たに南魚沼市の中に六日町時代から計画してきておりました福祉センターの継続がありました。この福祉センターも坂戸の銭淵、景観の素晴らしいところに素晴らしい建物としてスタートしたわけですが、残念かな、建築基準に合っていない建物であるということが判明いたしました。これまた並々ならぬ市長の判断の下に、見事にリニューアルして今使用されているわけでございます。

そして今回もう1点、私がやはりこの想定外と。市長が町長になり、市長になりここまで来た中に、やはり想定外という言葉を使わせていただければ、六日町街づくり会社、ララの問題ではないかというふうに思うところでございます。そうしたことで通告してありますように、六日町街づくり会社の運営を問うということで質問させていただきます。運営ということですので、ここに(1)から(3)まで記してありますが、この運営の範囲でない中で若干細かなこともまた質問が出ようかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

この街づくり会社は平成4年、街づくり設立準備会ができました。そしてこの準備会は2年後の平成6年には会社として、街づくり会社として立ち上がっております。そしてまたその2年後、平成8年12月6日、これはオープンとしてスタートしております。そこまでは私も追いかけて把握しているわけですが、市長自らがこの街づくり会社の経緯はいかにどうだったか。そして併せて今の現状はいかような状況であるかということも、もう一度改めて伺うところでございます。

そしてこの中におきましては先ほど申し上げましたように、六日町の最後の町長となり市長としてスタートしたわけですが、この街づくり会社についてはあなたも町会議員として、確か時の執行部と対峙しておられたというふうに私は考えております。そんなことでございますが、ひとつこの街づくり会社設立の経緯と現状はいかにということで、まずは1点をお伺いいたします。

その次ですが、2番、借入金償還済額と今後の償還金の原資は。返済元です、一言で言うならば。これはどういうふうなかたちで返還されたか。また、今後の残債に対してどのようなかたちで償還していくか。その償還していく原資についての伺いでございます。今までこれが償還された金額は1億6,384万5,000円という金額が償還されております。この償還された原資は何だったのでしょうか。ひとつお答えいただきたいと思ひますし、併せてその後、平成30年の9月までに半額は返さなくてはならないと。そのうちの今ほど申し上げました金額を差し引いた3億7,000万円、この原資。併せてそのもう5年、失礼8年後の平成38年までの半額の5億3,000万円の原資。これらの原資はどこからどういったかたちで返済されるか、これについてお伺いいたします。

確かに昨日、私ども議員の中にはこの返済金額というものは送られてきております。経営改善計画ということで、これらにつきましてひとつ市長の考えということでなくて、これはもう進んでいかななくてはならない、考えでは済まない、そういう金額だと思っておりますので、ひとつよろしくお伺いいたします。

併せてこれらを進めてきた中に、果たして市長は昨日の24番議員に対してもやっつけられるのだと、心配しなくていいのだという答弁をされておりますが、私はいささかというより大きな疑問でございます。一言で言うならば清算してはどうかと。この清算については産業建設委員会の中の委員の皆さんの検討の中からも出てきております。もう清算がいいのではないかとということもありますし、もしくは、これは私個人の考えですが、経営移譲されたらどうですか。ただ、この経営移譲は簡単ではございません。8億3,300万円の資本を5億円もくっておるこういった経営内容でございます。多分、私も簡単に経営移譲しろとは申しませんが、また市長の答弁を伺った中でこの点についてもひとつ議席より質問して、市長の答弁を伺いたいというふうに思っております。以上ですがひとつよろしくお伺いいたします。

市長 六日町街づくり会社の運営を問う

若井議員の質問にお答え申し上げます。街づくり会社設立の経緯と現状ということであります。議員おっしゃっていただいたように4年の4月にこの準備委員会が発足して、6年10月に会社設立、8年12月、ララオープンでありました。このララの設立と同時に、設立準備と並行するかたちでジャスコ六日町店の開発が進んでおります。このジャスコ六日町店の進出ということを受けて、地元商店街の皆さん方を中心に危機感が強まり、当時の町も一緒になってこのことを進めてきたということでもあります。そしてテナント募集、ジャスコ六日町店の開発も進んでおりましたので、テナントの募集に際してもララに出店を予定していたテナントがジャスコに変更するとかですね、そういうオープン当初からテナントの募集は非常に難航いたしました。また、郊外に大型店出店の影響ということで、オープンから10か月後の平成9年8月には早くも一部のテナントの撤退、退店が始まっております。まあその後の経営悪化によりましてテナントの倒産、あるいは撤退が相次いだということでもあります。

これに対しまして、そういうテナント誘致はなかなか上向きませんで不調が続きまして、以後恒常的に空き店舗を抱える結果となりまして、そのため会社のテナント料収入も当初計画を

大きく下回ったと。ララの経営は極めて苦しい厳しい状況になってきたということであります。その後経営努力もありまして、平成15年から18年度までは単年度収支は黒字になりました。けれども、平成18年末に組合生活センターの撤退がありまして、平成19年度にこれは良食生活館から出店してもらいましたけれども、平成19、20年度は赤字。現在は若干の空き区画はありますけれども、21、22年度の収支　これは単年度であります、単年度の収支は一応黒字となっているという経緯と現状であります。

議員おっしゃったように私も、平成4年にこの構想が始まりまして、平成8年12月にオープン。私は平成5年から7年の間は当時の六日町議会議長としてこの問題にも携わったといいますが、いろいろご意見を申し上げたところであります。内容については特には申し上げませんが、賛成する部分と、反対とは言いませんけれども非常に厳しいご意見を申し上げた部分といろいろございました。

それらも相当斟酌をしていただいた上で、当初はもう今の倍とは言いませんけれども、相当大きな規模の構想でありまして、これはいくら何でもということで、当時、赤松店舗設計さんという、全国のこういう部分を手がけた、肩書は超一流のコンサルタント会社でありましたけれども、なかなか稀有壮大な構想を立てるお方でありました。それらについて今現在のかたちに落ち着いて、当時の町長もそういうことで決断をしていただいてここに至ったということでもあります。概略の経緯はそんなところであります。

借入金の償還済額と今後の償還金の原資であります。高度化資金の借入れにつきましては、建設時借入れ分とアーケード建設分を含めると借入金の合計額が10億7,672万7,000円ということです。平成23年度末までの返済見込額が、さっき議員おっしゃっていただいた1億6,380万5,000円となりまして、借入残額が9億1,288万2,000円であります。平成24年度に予算が成立して皆さん方からお認めいただきますと、これに伴う補助金が3億円、通常の返済予定分の943万3,000円、これを含めると24年度返済予定額が3億943万3,000円となりまして、借入残額が6億344万9,000円となることでもあります。

これからの今後の償還の原資といたしましては、昨日もちょっと申し上げましたけれども、図書館の建設によりまして店舗数は少なくなります、健全経営のテナント、あるいは意欲のあるテナントは残る予定でありますし、そのテナント料あるいは共益費等の見直しも含めて、しかもそこに図書館が入ることによりまして、経常的に発生いたします維持管理、地代、これらが非常に安定化をするということでもあります。何よりも資産売却による繰上償還の3億円を支援することによりまして、土地建物の売却代金が2億5,545万1,000円というこれは予定でありますけれども、これは街づくり会社が抱えている債務の弁済等に充当できることが可能でありますので、今後の健全経営の足がかりになる。

そして昨日お示しいたしました収支シミュレーションでありますけれども、平成30年度までは全く間違いのない、間違いのないというかそこ以降が間違いがあるということではありませんが、30年まではこのかたちできちんといきます。31年以降、38年までの間の中小企

業基盤支援機構に対する 整備機構ですか、に対するこの多額の借入金の償還が一番問題になるわけでありませぬ。

そこで、私もこのことが県及び機構から我々の、我々といいますかララの方で出している償還額の中で、これで結構ですと。結構というか、こういうことといいと。それは全額は返せるわけではありませぬので、まだ38年度までには。そういう担保がない限りは、これは今例えば予算が成立したからといって支出をして、その後、機構からの取立てあるいは債務不履行ということの中で、何といいますか、処置をされますと会社そのものが倒産ということになります。このことについての担保はきちんととらせていただきますということで、その中で昨日副市長が申しあげましたように、この数値を出させていたでいてあります。これはまた一般質問最終日の中で時間をとっていただいで説明申しあげますけれども、こういうことで機構の方も、県もまあ承知しましたということになる。一応承知をしてこのことで進むということは一応了解していただいでありますので、簡単に申しあげますと、全額契約年までに返済ができなくても、その返済の部分についてはまた時期を見、あるいは経営状態を見ながら臨機応変に対応していただくといいこととあります。

昨日もちょっと申しあげましたけれども、この機構からの借入れ、あちこちの第3セクターで大変あるわけでありませぬけれども、全国的の中でもこれは別に誇ることではありませぬが、非常に厳しい状況の中で、ある意味機構との信頼関係を損ねない中で、誠意を持ってやっただいでいるという評価はいただいであります。それはとりもなおさず、今まで、私が一時手を引こうとかいろいろ申しあげましたが、結果としてこれを倒産させた、整理をしたということになっても、市に何ら利益があるわけでもありませぬし、いいことがあるわけでもありませぬ。でき得る支援はしながら、人的な配置も副市長は今取締役で出してありますし、例えばララの駐車場部分を今職員用の駐車場が非常に不足してありますので借り上げたりとか、アーケード部分はこれはもうずっと補助しているわけでありませぬけれどもそういう支援、あるいは人的な支援もしながら今日までまいりました。そして図書館に最適地ということになりましたので、この際こういうことでララの経営の改善にも、このことがうまく役立てればという思いで、こういうかたちで皆さんにお願いしているところとあります。

清算、経営移譲の考えはということとありますが、ご承知のようにこの街づくり会社の設立に際しまして、当時の六日町で3億円を出資してあります。それから用地取得費、道路改良費、これらへの支援も相当行ってあります。そして何よりもここが一番道義的な部分に発展をしてくるわけでありませぬけれども、当時の町長が初代の代表取締役社長、収入役が監査役に就任して運営してまいりました。

平成11年度に建設いたしました駅前アーケードの建設借入償還金の補助、これは今ほど申しあげましたように毎年度行ってあります。これはララということも含めますが、いわゆるアーケードの事業については他のところにもこういう支援を行ってありますのでそういうこととあります。

それから平成14年度にはこれも若井議員もご承知かと思ひますけれども、民間にララが売

却をしようという構想のあった駐車場を旧六日町が取得をしております。これはご存じのこと
と思います。それから県、新潟それから産業創造機構これからの要請に対しまして、私は一時
役員の派遣といいますが、役員を出さずに一年きたわけでありましてけれども、平成21年度か
らは会社の駐車場の一部、これは今ほど触れましたように借り上げ、あるいは事務局員1名の
支援も行っているところであります。

そして、またいろいろ話し合いを進めさせていただいた中で、平成22年度から現在の副市
長から取締役役に就任してもらっている。ですので、経営の責任の一端は常に、当市が一番担い、
その後は役員を出すということの中で常に経営の一端を担ってきたわけでありまして。こうい
う多くの支援をしてきた背景、理由にはやはりこのララそのものが、いわゆる六日町時代から
含め今もそうでありましてけれども、コンパクトシティとしての基幹商業施設、そして地域住民
の利便性、市街地の活性化これについてやはり必要不可欠なものという認識の下にこのこと
を進めてきております。

そういうことを総合的に考慮いたしますと、ここで市が手を引いて街づくり会社の清算とい
うことになると、先ほど触れましたように相当多額の10億円を超える部分も背負って倒
産であります。ここでいつも問題になっているというか議会の方からもお話があるわけであ
りますけれども、今の代表取締役を含めた役員の皆さん方 副市長は別でありますけれども、
これは全く民間人でありましてけれども、初代の社長、そしてなぜそのとき社長が代わったか
と言いますと、これは私が議会の中にいてよくわかるわけでありまして、機構からの10億円の
借入に保証人として印鑑をつかなければならないわけですね。

議会の中でも相当議論がありました。当時の町長に、町長としてなんかできるはずもないし
だめだと。個人としてもそう膨大な資産を持っているということではありませんでしたから、
いざというときにその職責について無理やり判子をつけて、いざというときにもう丸裸になっ
て、そういうことを看過できませんと。ですから、社長を一回退きなさいと。こういう議会の方
からのご意見が強くありました。ただしかし、やはりいわゆる借入人が保証しなければですね、
借入人と保証人が判子をつかなければ、機構だってお金を出さないわけでありまして。そうい
う調整の中で現在の社長が選ばれて、請われて、そして社長に就任したという経過があるわけ
あります。

これを全く無視して、あんなときはあんなときで、今あとは知らないなどということが通用
するはずがありません。しかも公ですから。公でありますから。そういうことも含めまして清
算はするつもりもありませんし、倒産をさせるつもりもありません。しかし、ではこれからま
だまだどンドンどンドンとつき込んでいくのかと。これは絶対しない。また、これも固い信念
で進めさせていただきたいと思っております。

清算そのものは債務超過、これに陥ったときに初めて考えなければなりませんけれども、今
のところ幸か不幸か超過債務状況にはなっておりません。ですので、そういうことは考えてい
ないということでありまして。経営移譲はもうこれは議員のご承知のとおり、よしわかった、こ
の経営を受けようなんていう方が今なかなか現れませんので、とても今の状況の中でこれを引

き受けようという方が現れるとも思いません。また、経営移譲ということは今のところ考えたこともございませんので、まあまあこれは非常に難しいと。経営を新たに引き受けてくれる方がいらっしゃれば、それはまたそれなりにその方の人格、識見、そして資産等もきちんとして調べていただいた中でお願いするということになりましようけれども、今のところそういう方は現れないということでもあります。

以上でございますので、またよろしくお願い申し上げます。

若井達男君 六日町街づくり会社の運営を問う

それでは一問一答を選択しておりますので、そういったことで質問いたします。

この街づくり会社設立の経緯は今ほど市長の答弁でわかりました。ただ、このときには今1点、この街づくり会社ララを建設する方向に進んだことは、上町に、今は平成団地というかたちになっていると思いますが、あそこに十日町の織物会社が広い土地を持っておったと。そこにやはりいせ屋、これが出てくる、出てきたいということで、地元説明会まで行いました。そうした中を本当にこの中心商店街、駅通りが衰退しているのかということ、今まさに市長が答弁されたとおりです。

しかし、このときにはいせ屋さんはこの説明時にはまだ大型店舗、3条申請が変わっていなかったものですから、隣接者の同意云々、それぞれの商工会、そういったところの同意云々があったわけですが、この話をやっている最中に大型店舗法の規制、3条申請の規制が緩和されたということで、そうなったときにはいつ他の大型店が進出してくるやらわからないと。これは私たち危ないということで、これはその場で退いておったと思います。

それで残ったのが、残ったといいますが実際開いたのが、このララが8年の12月6日に開き、確かそのくらい、一週間後くらいにジャスコが12月の13日か14日にオープンしたというふうに記憶はしております。それはそれでいいわけですが、それぞれの店舗にこれも市長の答弁がありました。ジャスコについては地元棟ということで、そこにやはりテナントの募集、誘致、そして当然のことながらこのララの中にもそういった店子、テナントを募集したというそういったことなのですが、この時期にしますとララの中に出ようがジャスコに出ようが、そうでなければじっと今のところでやっというが、進むも地獄、じっとしているも地獄。去るのが一番良かったのではないかというような事態だと私は思っております。

そしてここで一つ問題なのは、なぜこの経過云々ということをおっしゃっていただいたかと言うと、確かにララの進出、オープンについては、今ほどありました大阪の赤松商店コンサルタント。しかし、大阪のコンサルタントが、地方の中の地方の商店街テナント運営に、どこまでそのノウハウを持っているのかということについては私は大きく疑問を感じておりました。併せて具体的にお話し申し上げますと、このテナント料金の賃料は極めて高い。当時の民間の賃貸は坪あたり6,000円です。5,000円から6,000円。この時期はここは管理費まで入れると、店舗によって違いますけれども1万2,000円から3,000円。この中には共益費も当然含まれておりますが、倍以上のテナント料、賃貸料を払って店子は進んでいかななくてはならないということになっておったわけです。

当然のことながら、それでなくても坪あたり5,000円、10坪借りても5万円の家賃、これが容易でないのです。それがその倍の共益費を含んだ中の支払家賃でやっていけるかどうかというものが、この地方の店子の経営。そういったものが本当に赤松コンサルタントが把握しておったかどうか。そして、併せてこの経営そのものが、街づくり会社の経営そのものが、こういったことを把握しておったかと。経営陣もそっくり、事業団も、コンサルタント任せではなかったかというふうになってもその思いは変わりません。

そしてその経過についても、やはり経営改善、経営改善ということで、その都度コンサルタントをお願いしてある、コンサルタントをお願いしてある、その答弁ばかりでした。私はこの六日町街づくり会社ララについては、今初めて一般質問で取り上げましたが、産業建設委員会に所属している中では常にそのことについては考えてきております。

そういうことで自分なりの当時の意見を、今ほど考えを述べさせていただいたわけですが、そういうことでこの設立会社の経緯については、私は自分なりとは大きな隔たりがあったと。併せて現状につきましては、私も今ほどの市長の答弁を受けまして理解はいたしました。ただ一つ小さなことですが、この次の(2)にも出てきますけれども、おわかりでしたら市中銀行の今現在の残債、なければ結構ですけれども、それがどの程度の金額になっているか、それをひとつ、この現状という中でお聞かせください。

市 長 これは一般会社の債務内容ですので、ちょっと休憩だけしていただいて。
議 長 休憩いたします。

(午後1時56分)

議 長 会議を再開いたします。

(午後1時57分)

市 長 六日町街づくり会社の運営を問う

すみません。正確には把握しておりますけれども、具体的な額は公式の場ではちょっと申し上げられないということをご理解いただきたい。そう驚くほどの額ではないということであります。

若井達男君 六日町街づくり会社の運営を問う

ちょっと答弁の方を差し控えたいということですが、しかしながらこれは株式会社です。株式会社の定款の中には、この決算についてはどういったかたちで報告をするというのが定款の中にあって、これは記さなければなりません。そしてその上に公告をしなければなりません。今現在どういった公告をされておるかわかりませんが、この当時からしばらくの間は官報によって公告されておるわけですので、できることであれば余り表面に出ている数字を云々ということではなく、官報でも見てくれというようなことでもいいのではないかと思います。

ただ一つ、これはまた残念なことについては、これが今の市の情報開示この条例については、三セクが入っていないということは私も理解しておりますので、まあ官報でも見てくれというようなところで、見てもこの詳細には多分出てこないです。貸借対照表、そんなところだと思いますので。

それでは次に進みます。(2)ですが、先ほどどうもこの2の償還済金額と今後の償還金の原資については答弁がもらえなかったというふうに思っています。何をもって返済したかと。この1億6,000万円。物で返済したのか現金で返済したのか。現金の場合であれば当然のことながら、売上げから義務的経費を引いてそれが返済に回るわけですがけれども、先ほど市長の答弁の中には、このララの持つておる駐車場を売却したと。そういった答弁をいただきました。私はこの売却した駐車場の代金が、ほぼ金額的にはこの数字と似ているのです。その点について市長、またこの後の残債の償還についてはまた質問させていただきますが、この1億6,000万円の原資は何だったのでしょうか。

市長 六日町街づくり会社の運営を問う

今、私が承知しておりますのは、敷金債権譲渡分のうちの新潟県分から充当される額が24から28年度で4,250万円、アーケード分返済が24から31年度で742万円、これはこれからですね、合計約5,000万円ということであり、これからの部分。

そこで、22、23年度分では建設分とAコープ敷金の債権譲渡分で、アーケード部分を合わせて3,579万8,000円を返済済とこうなっておりますが、それ以前のことについてはちょっと私が 会社の内容でありまして、何をもって1億数千万円の部分を返済したかというのは、定期的に約束した額には至らなかったわけですがけれども返していた部分もありますし、今議員がおっしゃったように、土地の代金をあてたのかあてないのかというのは、ちょっと私は確認しておりませんので、必要であれば後でこっそり申し上げます。ちょっとわかりません。

若井達男君 六日町街づくり会社の運営を問う

確かに冒頭申し上げましたように、町長になられる、議会が終わってその間の空間がありました。そしてこの空間のときが極めて、これはララに限らず県内及び国内において第三セクターがどんどん、どんどん破綻しておった時期なのです。そういうことでその時点のことについては、市長は確か詳しいことはそれほどは把握していないとは思いますが、このときに平成13年に先ほどからお話がありますララの持つておる駐車場を、それこそ福祉事業が、事業者が欲しいということで出てきたのです。しかし、地元の商店街、駅通り商店街、それから旭町区それから商業協同組合、この3団体がそこには売らないでくださいと。駐車場がなくなりますと。市で買ってくださいということで、これは実際、産業建設委員会でその3団体の代表の方から参考人ということで出てきていただいてそれは確認いたしました。そしてその上の結果の売却が1億6,900万円の金額なのです。そのうちが返済に充当されたというふうに、私はその時点では思っております。

そしてこれも私はときの町長と、この時点はそれぞれ首長、町長さんはそれぞれの常任委員会に全て出席しておりました。そしてこのときの金額を1億6,900万円が1億8,000万円になり2億円になれば、その分ララの返済は進む、ララは楽になるというかたちになるわけです。しかし、それが上がる分だけ私たち当時の町民の税負担が多くなるということで、どうしてこういう高い金額なのですかというお話をしたら、いやこれは、今回もここにも出ておりますが、不動産鑑定評価によるものだと。ああそうですか。不動産鑑定評価は高く2割、低く

2割をこれは算出の仕方のできるのです。それで出たからといってそれが正しいと私は思っていないのです。

これはおかしいではないですかと話をさせていただきました。そうしたら、若井議員、では事例があったら話してくださいと。私はああいいことを聞いてくれましたと。ララの隣には日本専売公社の土地がありました。今の中継局の南側ですけれども。その土地が18万円でも売れなかった。公売で売れなかったではないですか。16万円、15万円だと。そこには今アパートが建っていますけれども。それがどうして26万円の評価でしなくてはならないのですか。町民の税負担はどうですか。そういうことがあったのです。

それなもので、私はこの1億6,000万円の原資は土地売却代金が大方占めておるというふうに、私は自分なりに考えております。そんなことですからこの後の原資、これから30年、38年まで返すときの原資は何だと。やはりこれは当然のことながら、先ほど言いましたように、売上げから義務的経費を引いてそれが返済に回る。よしんば直接支払のない償却費がやはりそれが返済に充てられると。これが普通の通常の私は返済方法だと思います。

それがあるものですから、この後の返済原資は何ですかということで、それで今の過程であれば市長から答弁いただいたように、土地建物でこれだけだというお話をいただきましたし、それに補助金が3億円だと、これはそれで話はわかりました。しかし、この後本当にどういうふうにしていくかと。そして先ほど二度ともうこの上はそういうことがないように・・・話して今ほど答弁がありました。この14年にもときの町長は全く同じ答弁をしているのです。だからあてにならない。そのときは増資をするという委員もありました。しかし私はだめだというようなことで、そのときに町長は増資は一切しませんと。当然のことだと思います。

ジャスコの中の地元棟に入った人たちのどこに支援がありましたか。それぞれの六日町の中の商工会にどれだけの支援がありましたか。そういう問題もときにあったのです。まあそんなことでこの後の償還については心配したところで、この質問とさせていただきました。

そういうことで今一度この後の3億円、それから併せて5億その原資の方を今一度ひとつご答弁をお願いいたします。

市 長 六日町街づくり会社の運営を問う

失礼いたしました。今、取締役就任している小原副市長に確認しましたら、議員おっしゃったようにこの駐車場の土地代、Aコープ敷金の一部、これが今までの1億6,000万円を超える返済原資のまあ主流であったということでありますので、ご報告申し上げます。

24年分までについては、今ほど触れましたように今予算が成立をさせていただければ、その機構の返済分への3億円とそれから土地建物買収の2億数千万円、まあ5億5,000万円これが全部返済原資に回るわけですので、それはそれで先ほど申し上げたとおりです。その後、その後がまださっき言いましたように6億円ちょっとかな、残るわけですね。これについて38年までに全部返すというのが原則であります。

しかし、それこそまたどこか別のお金でもどんどんとつぎ込まなければ、それを38年までに返済することは全く不可能です。不可能でありますので、そのことについて、機構の方にも、

機構も3億円出資をしてこの会社を設立しているわけでありますので、我々の今の支援の状況とそして機構、機構の考え方、これをきちんと確認をさせていただいたところであります。残債についてそれは返済はしてもらわなければなりません。当然です。無利子の部分を借りているわけですから。ただ、これが38年までに全額に至らないということについて、それは年度年度の返済額の中できちんとまた協議していきましょうと。

そして結果としてこれは38年になるわけですので、結果が100パーセントわかるということではありませんけれども、38年までもう2～3年前には必ずわかるわけですね。返済がもうできるとか、できないとか。そうなった時点でまたきちんと協議をさせていただきますと。よって返済ができないからといってすぐに債務不履行による処分といいますか、訴えといいますか、そういうこともしませんし、存続のためにお互い力を尽くそうと、こういうことであります。原資そのものは今議員おっしゃったように、全て会社でララ、六日町街づくり株式会社の中で、いわゆる生み出すその利益金によって返済をしていくということになります。

ただ、先ほどから触れましたようにアーケード分は別の問題でありますので、今の駅前のアーケードの部分と同じで、これは全く別個の補助金ですからこれは別個ですけれども、機構の関係の方の部分についてはそういうことであります。機構以外にも若干ありますので、そういうことについてはそのとおりでありまして、今後市がばく大なお金をつぎ込んで支援していくとかですね、そういうことは一切、私がやっている限りはしません。それはわかりませんので、信用ができないとかありますから。私がやっている限りは、当面今年の11月まででありますけれども、それまでは絶対しませんということだけ申し上げてご理解いただきたいと思えます。

若井達男君　六日町街づくり会社の運営を問う

ついでにと言っては失礼ですけれども、先ほど、前平成14年の答弁がそういったことでありますし、合わせてこの時期に、同僚先輩議員がここにおりますが、この先輩もララの運営についてということと一般質問を取り上げているのです。そして14年の9月から7,073万円の返済が15年続いてこの30年の9月に終わるといふ、そういった返済計画があったのです。それを今、市長が説明したようにそれはできない、無理だということで新たに経営健全化計画を立てて36年までのものはできているのです。そして、このときの経営健全化計画によると先ほど私が聞いた市中銀行に云々という話がありましたけれども、この24年でなくなっているのです。しかし、まあ数字は別としてもそういう状況なものですから、まあそういうことで信用ができないというふうに申し上げたのです。

それでこのときのついでに執行部、町長の答弁にこういうものがありますよ。平成14年度から高度化資金の返済のめどは立っているかと。中小企業振興公社の指導を得ながら収支の改善を図るが、なお不足が生じる場合は一借もやむを得ない。7,073万円を仕事の中から返すなど一つも書いていない。危ない、わからない。一借を起こす。これはその14年のときの話ですので今の市長の答弁は私はしかと、全くそのとおりだと、揺るがないと私も信じております。

それで、時間も迫ってまいりましたし、また足りないところは今度は予算の中でもちょっと

聞かせていただきますが、その清算です。産建の中の委員会の清算についてはそれはさておきまして、私はこの時分に経営移譲ということはどうして考えなかったのだと。あの中での経営移譲は一番元々は組合生活センター、Aコープから始まっているのです。そこを再開発しようということでララに至ったわけですが、その中に入った組合生活センターAコープは管理費とテナント料を話すと1年7,000万円だと。その他販促費も当然かかっている。これは販促費はテナントの皆さんは大体月5,000円取られていたと思います。そういうことなものですから8億3,300万円の資本がもう5割もくったと、4億円しかない。そうしたら少なくとも減資、増資でなくて減資を起こして、5割減資でなく10分の1、9割減資を起こして、そのものを新たなる新株を発行してAコープさんどうですかと。あなたは7,000万円支払わなくて、その上に店子から入ってくるではないですか。

私はそういう話もこれはやはり公にはやはりできませんでした。けれども、まあまあそれこそどこ吹く風やらというようなことだったわけですが、そういうことで今は市長言われるように立派なそれこそ店子さんが入っております。経営移譲については名乗りが出てくるもよろしい、出なくてもときとして考えてどうだということも、これはできるわけなのです。そういうことで経営移譲はどうですかと。できることならばこれからの運営の中でひとつこの点を考えていただきたいと思いますが、今一度市長の答弁をお願いします。

市長 六日町街づくり会社の運営を問う

先ほど申し上げましたように、今現在、経営移譲について正式に持ちかけたりということはございませんが、冗談話の中では受けてくれればいいがなというようなことは常々申し上げておりますが、この問題を一回整理をさせていただいて、その後にもまた改めて該当するだろうと思われる方々にはお話ししてみたいと思っております。そして受けていただければこれはもう非常に心強いわけでありまして、その辺も含めて精力的に問題解決のために11月までは頑張ってみようということですので、ひとつよろしく願いいたします。

若井達男君 六日町街づくり会社の運営を問う

11月までということでありまして。午前中に3番議員の、石をもてふるさとを追われるがごとしというお話が出ました。私は全くそれとは違いますが、山の彼方の空遠く幸い住むと人のいう。ああ、われひとと尋めゆきて、涙さしくみかえりきぬ。山のあなたの空遠く。市長、本当に寂しいのです。孤独なのです。6万人の生命・財産を守るために明日も、明日もと向かってみてもなかなかそこに行ってもたどり着けない。しからば、それで終わるか、そういうわけにはならない。そのためにはまた一歩進まなければならない。山の彼方の空遠くですよ。

市長、はて11月ももう少しですけども、十分に健康に留意して新しい24年度の予算も決まります。その執行に向けて頑張っていたきたいと思います。私も応援いたします。終わります。

議長 質問順位13番、議席番号14番・井上智明君。

井上智明君 議長に質問の許可をいただきましたので、通告にしたがって質問をさせていただきます。私の前後を超ハードな皆さんに囲まれていまして、真ん中にはさまった私はソフ

トに2点ほど市長にお伺いをしたいというふうに思っております。

1 増え続ける生活保護世帯に対する対応策は

1点目は増え続ける生活保護者に対する対応策ということでお伺いをします。今、全国的に生活保護者が増えている現状にあります。これは大きな社会問題となっているとも言われております。厚生労働省の発表では昨年12月の生活保護受給者が208万7,092人。受給世帯も151万3,446世帯と過去最高を記録したというふうに発表がありました。伴いまして、支給額も2009年に3兆円を超えたのでありますけれども、その後も伸び続けまして3兆4,000億円を超える見込みだという発表であります。

2008年のリーマンショック以来失業者が生活保護に大量に流入したために働ける年代、この受給者が急増したことが大きな原因だと言われております。働ける年齢の受給世帯は23万から25万世帯だろうと推測をされております。さらに昨年3月11日に起きました東日本大震災、これによる被災者がその対象となって生活保護世帯の数はさらに伸びているということでもあります。

南魚沼市でも生活保護を受ける方は確実に増え続けておりまして、塩沢町が合併した現在のいわゆる市のかたちになったのが平成17年の10月であります。その時点で保護世帯は69世帯、保護者の数が86名ありました。昨年も10月に絞って6年という時点でちょっと調査いただいたのであります。保護世帯が134世帯、被保護者数が171人。6年間でほぼ倍増であります。

この数字は実は私が推定したよりはかなり多かったのであります。まあ100いくかいかないであろうと思ったのでありますけれども、そんな私の想定よりはるかに多い数字だったにも関わらず、新潟県内では一番下のクラス。比率的には一番下だということでありまして、いかに生活保護の世帯が増え続けているかということを表しているのではないかなというふうに思われます。

市内の中で60歳以下、いわゆる働ける年齢層の被保護者の数であります。平成17年時点では86名あって、そのうち34名がいわゆる60歳以下。率にして40パーセントであります。それが平成23年になると171人中84人と約50パーセント、10ポイントも若年、いわゆる働ける世代が増えている。この辺が問題ではなからうかというふうに思っております。

プライバシーとか個人情報とかという問題もありますので、その詳細はちょっとわかりかねるのであります。中にはいろいろな働けない事情がある方も当然あるわけでありまして。障がいとか病気とかということで働けない方もあることは推察されるのであります。そうでない方もいるやに伺っております。まあ就労の場所を確保するということで、若い世代の生活保護を受給している皆さんに対するある程度の成果が上がるものと。その就労を支援することで生活保護世帯を減らすある程度の成果は上がるものだろうというふうに考えております。

もう一つの問題は生活保護のいわゆる不正受給ということでもあります。先頃発表されました2010年度の不正受給の数が件数であります。2万5,355件、金額で128億7,42

6万円という発表がありました。前年に比べまして5,629件、金額で26億5,955万円増えた。それで過去最高を記録したというふうに言われております。その不正受給の内容でありますけれども、働いた収入を申告しなかったという方が一番多くて43.5パーセント、年金を申告しなかったというのが27.7パーセントということであります。そのほかにも働けないふりをする。あるいは医療機関の過剰診療などというのもあるわけでありまして、生活保護世帯というのは保護費を公共に負担する以外にも、税金や経費の減免とか医療費の負担など実際に直接的に負担しなければならない部分がかなり多く存在しております。

その生活保護費用は財源であります。国が4分の3、いわゆる地方が4分の1を負担しなければならないということでもありますので、生活保護世帯の増加は地方財政には大きな影響を与えるというのが実状であります。現在、現物支給などということが議論されているようですが、こんな現状を踏まえて生活保護世帯が増え続けていることに対して、市長はどのようにお考えを持っているのかお伺いします。また、その対策についてもお伺いをいたします。

2 消防団員の福祉共済制度について

次に消防団員の福祉共済制度ということで2点目に上げておきました。間もなく一周年を迎える東日本大震災。この震災によりまして岩手、宮城、福島3県で死亡又は行方不明の消防団員が251名に達しております。過去には昭和34年9月26日に潮岬に上陸しました伊勢湾台風、あの大災害で60名という多くの消防団員が亡くなった記録があるのですが、その4倍強に当たる多くの消防団員の皆さんが尊い犠牲となっております。消防団員には日本消防協会が万が一に備えて福祉共済制度というのを設置し、全国消防団員のほぼ100パーセントでありますので、入らないところが多少あるのではないかと考えておるのですが、この制度は掛金を公費で負担しているもので、昨年までは一人3,000円だったのですが、本年度はその震災の関係で一人4,000円になって予算にも計上されております。

この福祉共済制度であります。公務での死亡時は2,000万円、弔慰金が2,000万円でありまして、プラスに遺族義援金とか保育の義援金などが支払われることになっておりまして、そのほかにも重度の障がいなど、病気の見舞いなども支払われるということで、消防団員の皆さんにとっては大変ありがたい補償制度であります。消防団にはこれとは別に公務災害の補償制度とか、あるいは自治体が支払う賞じゅつ金と言われるような制度もあるわけですが、今回はこの消防協会がやっている福祉共済制度というものについてのみお伺いをしたいと思います。

しかるに、この共済制度で過去に最大で2,700万円、一人について2,700万円支払われたという例があるのであります。ところが今回の災害については支払対象者が激増したために財源の手当がつかず、補償額は過去の約半分、1,200万円に減額して支払われるということをお伺いしました。私はこのことを知りまして非常に憤慨をいたしましたし驚いております。当市でも昨年東日本大震災から間もない頃の7月末、新潟・福島豪雨災害というのがあったのでありますけれども、大変な大きな被害がありましてその復興が今一生懸命に行われているのは皆さんご承知のとおりであります。その災害の最中、極めて献身的に最前線で活躍してくれたの

は他ならぬ消防団員の皆さんであります。

私の地域でもその災害に見舞われまして二日二晩、本当によく消防団員の皆さんから頑張ってもらったなというふうに感謝をしておりますし、二日目の30日の夜は彼らはほとんど寝ないで活躍してくれた。本当に頭の下がる思いでありました。そんな犠牲的な活躍が地域を守って被害を最小限に食い止めていることは論をまたないところではありますが、今回の集中豪雨災害の現場を見回ったときに、よくもこれで犠牲者が出なかったなと思われるような大きな被害を被った地域が幾つもあったのです。まさに誰が犠牲者になってもおかしくない状況だったというふうに感じています。

年間3,000円の掛金で公務のときには弔慰金として2,000万円出る。これは毎年春の研修時に消防団員の皆さんに示されているわけでありまして、それは消防団員の活動のよりどころであると同時に後ろ盾である。これがあるから危険な作業への命令もできたり、その命令に従うということができるのだらうというふうに感じております。

もし、仮に本当に仮の話で申し訳ない、こんなことはあってはならないことだと思うのですが、あの豪雨災害の中で団員のどなたかが不幸にして犠牲になられたとしたら、1,200万円しか払われなかったことになるのです。幸いに犠牲者が出なかったのです。日本消防協会といえば総務省、消防庁とともに消防行政の総本山であります。全国の消防行政のトップに君臨する組織である。その組織が懐具合によって弔慰金を半減するようなことがあっては、これは絶対にならないと思うのです。その点について市長の見解をまず伺います。

幸いなことに今のところ南魚沼市は消防団員の充足率は下がっていないのでほっとしているのですが、こんな現状が知れわたったとき、団員の確保に支障を来しはしないだろうか。現場の活動の士気は低下しないだろうか。こんなことを感じずにはいられないのであります。地域になくしてはならない消防団の存続のために、万が一のときは市長の裁量で不足分は私が補うから君たちは安心して働け、頑張ってくれと、こういう市長の英断を期待して市長の考えをお伺いいたします。壇上の質問はこれで終わります。

市長 井上議員の質問にお答え申し上げます。

1 増え続ける生活保護世帯に対する対応策は

この生活保護世帯の関係であります。議員おっしゃっていただいたように我が市においても生活保護世帯は平成21年、22年だけで56世帯増加しておりまして、23年度当初で142世帯であります。いわゆる過去最高であります。これも議員おっしゃっていただいたように、私たちのところは被保護者が少ない。このことで私は市の誇りだと言うのですけれども、反対の人は何か行政が支給しないために絞りつけているのではないかなどという話。そうではないということでお話し申し上げていたのですけれども、これが142世帯。そこでこの21～22年度の新規の申請者の理由別であります。理由別は傷病、障がい約29パーセント、収入・貯蓄減が68パーセント、その他3.6パーセントですので、圧倒的にやはりこれは不況の影響による収入あるいは貯蓄減が大きな原因であります。

ちなみにハローワーク南魚沼管内の有効求人倍率というのは21年度は平均しますと0.6

5、22年度は0.94、23年度も1.0を時々としては超えるところがありますけれども、まあ0.9を行ったり来たりというところでありまして、やはり雇用状況と生活保護数、これが密接な関係にあるのだなということは推測ができるところであります。

23年に入りますと新規申請数も落ち着きまして、それから廃止となる世帯も増えまして、24年1月現在では133世帯まで9世帯ほど減少しております。この増加する被保護者を支援するために、生活保護を担当する職員を増員して支援体制の充実を図っておりますし、国の補助事業を導入して就労支援 支援員です。これは臨時職員ですけれども、これを配置いたしました。

また、昨年7月からハローワーク南魚沼と連携して福祉から就労支援事業も開始をいたしました。ハローワークと就労支援が6か月の間の支援期間内で重点的に職業紹介、あるいは職業訓練を実施するものでありまして、3月1日時点で14名が利用して、うち5名が就労に成功しているということでありまして。

勤労意欲の乏しいという部分もというご質問でありますけれども、今年1月の保護世帯累計区分では高齢者世帯が46、それから母子世帯が6、障がい者世帯25、傷病者世帯34、その他22、これで133であります。主に就労できるこの対象世帯は先ほど触れましたその他の22であります。そのうち既に就労している世帯が12世帯。就労していない世帯が10世帯であります。傷病者世帯につきましてはやはり病気やけがの治癒をこれは第一だということでそちらに専念をしていただくということでありまして。

ご指摘いただきましたように度重なる就職面接での落選、あるいは年齢制限、こういうことでもありまして働く意欲を失いつつある被保護者も確かに存在しております。そうした方々に対しましてやはり適切なアドバイス、あるいは職業訓練、これらを行って就労意欲を回復していただくということになれば地域労働力の有効活用にもつながるということで、根気強く指導をしたり一緒に励ましていたりしているところであります。

これもご承知かと思っておりますけれども、生活保護制度というのはもう入り口で制限ということができ得ない制度であります。現実に困窮している場合は何をおいても、まず保護をします。保護、これを優先して、そしてその後に自立に向けた各種の支援を行っていくということになりますので、景気の動向によります保護世帯の増減、これはある意味やむを得ないところもあるかと思っております。

65歳以上の高齢者、あるいは障がい者、病気があって働けない被保護者の方々、この皆さんにもボランティア活動への参加、あるいは地域社会との交流、こういうことを通して社会とのつながりを持っていただくように今支援しているところでありますが、議員おっしゃったような部分が全くないということではありませんけれども、非常に数が少ない。それだけ私たちの地域の皆さん方はモラルハザードもびしっとしていらして、素晴らしい市民だということでひとつご理解いただきたいと思います。

2 消防団員の福祉共済制度について

消防団員の福祉共済であります。まさに議員今おっしゃっていただいたように、一度に多く

の方々が亡くなったので支払原資がなくなって減らしてくれとこういうことでありますから、私も新聞を見たときは驚いたのですけれども、しかしまあ、余りにも多くの消防団員の皆さん方が殉職され、ない袖が振れないということだったのでしょう。決定せざるを得なかったということだと思います。この特例措置として掛金を3,000円から4,000円に増額するという、減らしたり掛金を上げたりということが行われたわけですが、先月の連絡の中で弔慰金の減額については2月23日から元に戻したそうです。2月23日から。それから掛金のアップも24年度の単年度、一年限りの措置ということで通知がありましたので、これは良かったと安堵しているところあります。

去年の夏のこの豪雨災害については議員のおっしゃるとおりでありまして、本当に消防団員の方々から献身的な努力をしていただきました。まさに団員の方々が被災をしても、あるいは命を落とすようなことを申し上げてはなりませんけれども、相当危険な箇所での作業等もございましたので、本当に皆さん方、全員が無事で良かったと思っております。補償についてはやはり議員おっしゃったように原資がかなり足りないから減額されることが時々あるなどということでは、やはりこれは士気にも影響いたします。私が払うということではなくて、もし、そういうことに我が消防団員が遭遇した際は、保証した額と支払われる額の差額を議会にお願いをして、支出を認めていただくということは常々考えなければならないことだと思っております。そういうことがないように祈るばかりでありますけれども、もし発生した場合は全員の皆さん方からご賛成していただきたいということでありますので、よろしくお願い申し上げます。

井上智明君 ありがとうございます。大変前向きな答弁をいただきました。

1 増え続ける生活保護世帯に対する対応策は

中でもちょっと再質問させていただきますけれども、生活保護世帯は全国的に大きな問題になっています。今、南魚沼市はまあモラルが良くてということをお伺いして安心をしたのでありますけれども、実際はインターネットなんかを開いてみると、働けば損だというようなやつがだあっと並んでいるのですね。本当に目を疑うような言葉があるのです。隣は生活保護を受けている。あれはカタカナで何て書いてあったかな・・・ナマポ、ナマというのは生活保護の生をナマと呼んで、保護の保をポとかポとか読んでナマポ。隣のナマポは月2回パチンコに

それも何か隠語で書いてあるのでよくわからないで言っている。こちらは子ども二人抱えて毎日時給800円の生活をしてかすかすなのに、社会が間違っているとかというようなことがずらっといっぱい書いてあるのです。

そういうことで一回その生活保護に入ってしまうとなかなか抜け出せないという現状にあるようでありまして、さっきも市長おっしゃったように生活保護は入り口で制限できないということがあるのですよね。案外生活保護になるのは基準が簡単だというか、しなければならぬ、断る理由がないというのが現状だそうでありまして、その辺が福祉事務所が苦慮するところだそうであります。

それからもう一つ、こんなことはないのだろうと思っておりますけれども、医療の関係で生活保護者が過剰医療というのがかなりの問題になっておりまして、中には二日に1回3か月以上も通

ったというような例がありまして、あとは市立病院で過剰診療をしてそのバックを受け取ったというような例が載っていますので、その辺はやはりチェックする市役所の体制がかなり難しいというか大変だと思うのです。

それから収入を申告しなかったという中に年金というのがありましたよね。年金を受け取っていながらそれを申告しないと市役所はわからないなどということは、ふだんはちょっと考えられない。多分、そういうのは福祉事務所を持たない町村だと思うのですけれども、私のところ南魚沼市は市でありますから福祉事務所がありますのでそういうことはないかと思うのですが、そういう面でやはり職員の体制というのがかなり大変になってくるというふうに思うのです。

職員体制のことについては、今市長から支援員を入れたりということでもかなり力を入れている回答がありました。その辺もまたより一層市長から目をかけていただいて、そういう方向に向かないようなお願いをしたいと思いますし、働く場所ということでこれが一番適正な、一番いい方法だと、働く場所があるということが一番いい方法だというふうに理解は共通しております。今ちょっと思いついたのですけれども、私たちが子どもの頃は失業対策という事業が確かあったと思うのです、直営の。道路補修なんかをしていたような気がするし、戦争未亡人なんかの皆さんがよく出られていて日銭をとって家庭を・・・ああ、失対と言いましたね、家計を支えていたという事業があるのですが、ああいうことを市直営でできないものでしょうか。

市の公園とかという市の施設とかというのが一杯あるので、そういうものに順次整備とか管理とかというのを、もし何らかのかたちでそういう人たちを使っていければ、それが就労支援にもなるし、社会とつながりを持てる。社会のつながりを持ってない人がなかなか働きに出られないという部分もありますので、そういうことにもつながると思うのですが、その辺について市長のお考えをちょっとお伺いをしたいと思います。

2 消防団員の福祉共済制度について

それから消防団の方、2点目の消防団の方であります。私が持っている資料には2,000万円に元に戻したというのがなかったものですから、それを2,000万円に戻ったということであれば大変喜ばしいことだと思うのです。それからその中に大災害が発生した場合、共済金の支払いというのがありまして、ここに私の持っている資料、つい最近いただいた資料なのですが、やむを得ない場合は理事会の決議による共済金を減額される場合があるというふうなのがあるのですよね。これは共済のパフレットなのですけれどもあるので、それがいいということであればいいのですが、あったとしても市長は何とか市でいただくという強い決意をいただきました。消防長よくお聞きだと思いますので、今年の消防団員の皆さんにはそのくらい安心して大きな声でお伝えを願いたいと思います。では2回目の質問に対する答弁をお願いします。

市長 1 増え続ける生活保護世帯に対する対応策は

失対事業という部分であります。私たちが小さい頃は本当によくそういう皆さんが道路の砂利敷きだとかをやっていただいた。よく覚えておりますが、先ほどちょっと触れましたように

この生活保護世帯分類で、いわゆる就労できる対象世帯が22世帯。そのうち就労している世帯が12世帯。就労していない世帯が10世帯とこういう状況でありますので、ある程度市の方で単発的に例えば仕事をお願いするということはできたにしても、継続的に組織的にお願いするということは、この数が増えてもらっては困るのですけれども、ちょっと無理かなど。

そして今、公園の整理とか清掃とかそういうことはご承知のようにシルバーがほとんどでありますけれども、こういう皆さんは確かシルバー人材センターの方には入っていないのだろうな・・・いる、ああそう。いる人もあるということですからけれども。何らかのですね、やはりおっしゃったように仕事をしてもらおうということが一番でありますので、担当の部の方と今議員おっしゃったようなことをちょっと相談させていただいて、適切な処置がとれるようであれば早速にでもやらせていただきたいと思いますので、少し検討させてください。

後段の方はそういうことで、もしもという場合はやらせていただきますし、先ほど触れました戻したというのは2月23日から元に戻したということになっておりまして、その数値がようやくこちらにも来たということです。議員のところにはまだ届いていなかったかもわかりませんが、そういうことであります。よろしく願いいたします。

議長 休憩といたします。休憩後の再開を3時ちょうどといたします。

(午後2時46分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後3時00分)

議長 質問順位14番、議席番号22番・中沢俊一君。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

時間の制約があるようですから簡潔な質問をいたします。市長からも簡潔な答弁でご協力をお願いいたします。

さて、自民党が政権を失いまして2年半が過ぎようとしております。自民党に限らずそれまでの政治というものがいわゆる投資の効率、これに余り配慮がなかった。いわゆるむだが多かった。2番目には国や地方の財政にそう目を向けずに借金をここまで膨らませてしまった。財政規律を無視してきた。そしてさらには住民が、国民が負担をする、そういう受益と負担の比率に余り重きを置いてこなかった。民意というものを言うならば軽視してきた。そのつけが回ってきて政権交代ということになったと一般には言われております。私もそう考えております。

さて、南魚沼市に目を転じてみれば、三つの要素を備えた施策が、もうここ4年ほど、5年ほど私も言い続けてまいりましたが、市長が推進しておりますこの公式野球場であります。その公式野球場がこの3月議会で上程され、我々議会の決断を仰ぐと、こういうことになっているわけであります。今まで私が伺ってこなかった、それではこの公式野球場が児童生徒の教育施設、また成人を対象とした社会教育施設、こういう側面を持っているわけですが、教育的な見地からどうとらえてこの事業を進めておられるのか。

青少年に夢を。少年よ大志を抱け。本当にスローガンは美しいものがありますけれども、それでは例えばもう2年ほど前になりましょうか、教育長がこの場である地域から赴任してこら

れた校長先生が、この地域は親子ともに教育、学ぶこと、これに対する認識が浅い、そういう地域だ。私も非常に悔しかったものですから教育長に質疑をしました。教育長もそのときは声を震わせ、拳を振るわせながら私だって悔しいのだ、そう答弁されました。

幾つかの複数の課題を抱えているこの地域にとって、例えばこの公式野球場、13億円なのがしという暫定的な見通しが出ているわけでありますけれども、これを今の万条球場の機能回復、そういう修繕の範囲にとどめて、仮に10億円ほどの予算が浮いてきた場合、どれほど他の教育予算に回るのか。みみっちいと思わないでください。やはりこの10億円をこの合併特例債で活用して返済していった場合、例えば20年で返済する場合ですが、元々の市の負担分の5パーセント、これに利息の分を含めると約4億円、仮に10億円の差が出た場合ですよ。4億円の負担の軽減が図られると。20年で返済する場合であれば年間2,000万円、約2,000万円というお金が教育費に回るわけであります。

こういう私の目から見れば極端な傾斜配分、この教育予算付についてどう思われるのか。また1月30日、議会全員協議会の席で県がこの大原運動公園の一部を土砂災害警戒区域に指定の方向で今進めていると、こういう執行部からの答弁がございました。先ほども言いましたように、このある意味学校教育の過程の施設、社会教育の施設、これを管理する教育委員会としてはそういう警戒区域に大事な血税を使った施設を、本当に作ることに疑念はないのか。こういうことを改めて私は問いたいと思っております。

2項目目になりますけれども、今そういうかたちで進めている市長ですが、これは仮の舞台設定をしてみました。1,750前後ある全国の市の中で全国市長会に井口市長がいられて、私は青少年の夢を作るために、雪国ではあるけれども10数億円の公式の野球場を作って子どもたちに夢を与えたいのだと。こういうお話をしたら仮にですが、平均的なまあまあ条件の市長さんが仮に10人寄って市長の話聞いたとしましょう。いい話ですね。まあ雪が降るといっても南魚沼というのですからそう多くは降らないだろうし、市長さんがそこまで力を入れるのであればきっと若者の多い元気のある活力のあるまちなのでしょうね。市長はどう答えるでしょうか。実のところ今年は2年続きで雪害対策本部を作りました。4月いっぱいはどうしても球場を使うことはできないし、秋の長雨で年前の一月、二月は延べで稼働率は非常に下がるものになるでしょう。そしてまた、10年後には今6万余りの人口が5万5,000人を割るといふ予測があります。20年後には4万8,000人台、しかも37パーセントが65歳以上の高齢者であります。ここまで話をすると多分10人の市長さんのうち二人くらいは、タバコを吸いにその場を去っていくのではないかな。

しかし、しかしですね、いやいやそういう条件であってもきつとこういう素晴らしい計画を立てるのであれば、財政はきちんとしているのでしょうか。こういう質問があると思います。まあまあその点については、実は市の借金は870億円あります。市民一人当たり140万円余り。これは土地開発公社を除いた額になりますけれども。加えて水害もあり、これから作る病院の整備もあり、でも実質公債比率が何せこの4～5年の間でようやく県下ワースト2位になりました。こういうお話をすれば、またこのうち3人くらいは時計を見ながら去っていくの

ではないでしょうか。

いやいや、そうは言っても、いくら財源がなくても厳しくても、市民の多い要望があれば、それは市長さん、作らなければなりませんよね、そういう声があれば。まあ実はこの中止を求める市民運動がありまして、短期間に有権者の4割、これについては法的な署名ではありませんから全部丸のみはできませんが、実はそういう運動もありました。さあ、この辺で残った市長さんはどうでしょうか。

さらに先ほど話をしましたが、土砂災害警戒区域に県が指定の動きであります。幸い去年の豪雨のときもちょうどあの地域から湯沢寄りにはそう多くの雨が降らなかった、そのように伺っております。まあ、これは市長答弁から引用をして申し訳ありませんけれども、いや市長は提案するだけですから、決定するのは議員だ。議会の皆さんの権限であります。こういうふうに言うておられるわけですが、この時点で私は他の市長さんが残らないのではないかなと思っております。

それはともかく、先ほど25番議員の質問にもございました。あと11月まで8か月の任期であります。私はこういう4つの大きな課題を抱えているこの事業については粘り強く、この8か月の任期の間に市民を対象に説明をする行脚をする。ただ説明するだけではありません。当然納得をしていただけるだけの準備をして根気強く説いて回る。そういう努力をどうしてもしてほしい。言わずもがな、使うお金は市民の税金であり、市民がここで暮らしているということについての交付税であり、残る部分については国の税金であります。これをしっかりとこのことを見据えて説明責任を果たした上で、11月にどうされるか私はわかりませんが、この説明責任を全うした中で決断をいただきたい。そのことを聞きながら壇上からの質問を終わります。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

中沢議員の質問にお答え申し上げます。最初のその教育面の件について、私がそれについて、いやいや大丈夫だなどということを上げるのはちょっと手前みそになりますので、この件については後ほど教育長に答弁をさせます。

2番目の土砂災害警戒区域ということでもありますけれども、市長が10人寄った話は結構です。まあ、よくそこまでお考えいただいて、いろいろご配慮をいただいてということで感謝申し上げます。この土砂災害防止法というのはまた改めてご認識をいただきたいと思いますが、これは法律に基づいて土砂災害警戒区域これがあるわけです。警戒区域というのは災害時の情報伝達や、警戒避難体制の整備を必要とする警戒区域とこうなっております。

建築を制限する条項は一切ありません。そして、まあ土砂災害というのは一般的に急に瞬時に起こるということはありません。まずは雨が降るとかそういうことがあるわけでありまして。地震とは違います。ですから、議員ご指摘のようにこの土砂災害警戒区域の中だからということとは、その危険の雨が降るときにわざわざそこへ出かけて行って競技をする人はいないわけですから、全く心配のいらぬところでありまして、ご承知のあそこは約半分ですね、今

の現存しておりますテニスコートと今の野球場、今ある野球場の約半分くらいがそのラインの中に一応含まれているということであります。何ら心配をすることはありませんし、いざそういうことが予見される場合は、あそこに場外の放送施設も全部設けますから、近隣の皆さまも含めて、安全なところは今の多目的グラウンドの方は全く安全なのですね。ですから、そういうところに避難をしてくださいと。いよいよのときはですね。そういう情報伝達も非常に素早くできる。そういう利点もあります。

そして、あそこで一般的に集落が多く含まれる部分というのは、五丁歩と腰越さんのところは何といったか・・・万条と五丁歩ですか、姥島、そういうところであります。しかも、今の公園予定地より非常に低い場所にあります。ですから、土砂災害は付近の皆さん方にそういう変な誤解を与えるのではないですけれども、起きるとすればその住民の皆さん方が一番危険にさらされるということ。いち早く避難していただくと。こういうことの伝達もそういうことを通じてできますし、まして、鉄筋コンクリートの施設もできるわけでありますから全くそのことについての心配はございません。

現に他の市町村でも土砂災害警戒区域というところの中に、市民ホールとかそういうことを建設します。なぜかといいますと、ここに24時間常駐するということは、一般の住家と違ってほとんどありません。そしてしかも、私たちのところは屋外施設でありますから、何もわざわざ風水害の恐れがある、土砂災害の恐れがあるような天候状況のときにそこに行って、大勢の皆さんが行ってスポーツしたり観戦したりしていることは、あり得ないわけであります。あり得ない。ですから、冒頭申し上げましたように、これは危険区域になりますと、建築制限と申しますか、県の建築審査会の方で審査をして、そこには建設が適当でないとか、いやこういう建物であれば建設をしても大丈夫だろうとかそういう審査が出ますけれども、この警戒区域は全くございませんし、そういういざというときには避難する場所をきちんと指示したり、避難する場所を設けたり、そういうことがきちんとなっていれば全く心配いりません。

今はちょっと壇上での質問の中にはなかったわけでありますけれども、通告によりますと魚沼荘の件があります。これはどういうお話を伺っておられるかわかりませんが、魚沼荘を当初長森の運動公園用地の一部ということで計画というかそこも一つの候補地に上がりました。その中であそこも土砂災害警戒区域であります。一番の今現在地に建設をということになった理由は、老人ホームでありますから、そこへ入居される皆さん方がいわゆる人里から離れたところで交通の便も悪い、そういうところにやはり建設するべきではない。

それから24時間そこに常駐をするわけですから。生活をするわけですから。万が一というときの避難、これは特に老人ホームですから非常に厳しいものがあるだろう。そういうことも含めてやったわけで、別に土砂災害警戒区域が一番の理由ということではあり得ない。ないわけですからありますので、その辺もどういう情報が伝わったかはわかりませんが、ご理解をいただきたいと思っております。それも含めて民意を確認ということであります。

説明はこのいわゆる20年以降4年間、ほとんどの市政懇談会の際にも話も出ましたし、説明もしてまいりました。そして、いわゆる反対派と称する皆さん方、特定ではありませんけれ

ども、そういう皆さん方からも1回きちんと説明会をしてくれということで、この庁舎で150人だか200人くらい集まっていたいただきました。そこで懸念される点についての私どもの考え方等も申し述べまして、私はまあ、ある意味ご理解いただいたと思っておりますが、その後理解したという話は聞きませんので、どうなっているかわかりません。わかりませんが、どう説明しても反対は反対ということになりますと、いくら意を尽くしてもどうしようもないわけでありまして、ある程度のところで私は私の責任として執行をさせていただくという方向を、今回は選ばせていただいたわけでありまして。

そして民意をとすることは前にも申し上げました。署名が100パーセント民意でないとは言いませんが、一番の民意の確認は選挙であります。選挙。これは間違いのないところであります。先般のチラシにいろいろ書いてありました。市長は署名は民意でなくて選挙が民意だと。選挙が民意だというのは当たっています。まさにそのとおりであります。これはご承知のように平成20年の市長選の際には、私は建設をしますと。方や建設を止めれば保育園は保育料を3割下げます、医師は3割増やします、何か施設は3割くらい余計に作りますと。こういう一大スローガンを掲げて立候補した方と選挙戦になったわけでありまして。そして1万8,000対1万2,000、6割の皆さん方から賛同いただいて、今ここにこうして立っていただけるわけでありまして、改めてまた民意を確認というかそのことを選挙の争点にするということは全くございません。

私が今後、自分のこの後についてどういう判断をするかまだ決めておりませんが、いづれにいたしましても、こういうことをいつまでもずるずる、ずるずる続けていて市民の中に疑心暗鬼を生んだり、そういうことはやはりやるべきではもうないだろうと、そう思っております。これは私がやろうがやるまいが同じことです。ですから、断固として、まあ議会から否決をされればだめですけども、この予算で通していただいて、そしてもうすっきりとして、しかも議員がおっしゃったようにむだな施設ということには絶対しません。しないつもりで今それぞれの団体の皆さん、あるいは企業の皆さんとも話をしております。

そして、市民の皆さんからまず一生懸命使っていただく。その上で合宿やスポーツ観戦や試合やそういうことも含めて、南魚沼市の活性化の一大原動力にさせていただきたい。こういう思いでありますので、よろしくお願い申し上げます。

では、最初の教育面の件については教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

お尋ねの野球場建設に突出した予算を付けることによって、教育面が抱えている複数の課題への対応が手薄になるのではないかとのご指摘について、この点に限って答弁を申し上げます。

議員ご指摘の計算によりまして、なるほど合併特例債だけでやったとしても後年度の返済等々を考えると、これだけの負担があるということではありますが、それはそうだろうと思っております。そのことも踏まえて私どもの合併以来これまでの教育行政といいますか施策の展開を振り返ってみますと、小学校・中学校の体育館の耐震化をまずやりました。それから校舎の耐

震化も完了いたしました。六日町中学校の地盤沈下による補強が24年度に体育館分が残っているということでもあります。これもそれぞれ多額のお金を投じながら進めてまいりました。

しかし、このことで南魚沼市の教育施策が他の自治体に比較して一歩たりとも後れをとったとは考えておりません。今後とも校舎の大規模修繕等々は計画的に続けてまいりますが、その間におきましてこの地域ならではの教育課題に沿いました施策を展開してまいります。したがって、野球場の建設が今後ほかの教育課題への対応を手薄にするものではないということだけ最初に申し上げておきたいと思えます。

私ども教育委員会は昨年公表いたしました教育基本計画、通称笑顔あふれる教育プランでありますけれども、この実現に向けて平成24年度にも約40に上る事業を計画いたしました。そしてそのほとんどにつきましてほとんどといいますかまあ100パーセントとは申しませんが、ほとんど100パーセントに対しまして予算の裏付けをいただき、今回の議会に議案として提出しているものであります。

この中で今ほど申し上げましたこの事業、約40にも上りますのでいちいち申し上げませんが、一人ひとりのニーズに応えるための特別支援教育を一つ例にとってお話を申し上げたいと思えます。これはここだけでなく県下、市町村あるいは全国的にも非常に注目されている課題であります。ここが注目されているという意味ではありません。特別支援教育の推進ということが非常に注目されているところであります。

その中でこの後予算で提案いたしますが、市立で特別支援学校を設置する。そして、今までも特別支援学級の設置等々については県内については私どもは先進的だと自負しておりますが、その特別支援学級の充実、そして特別支援学級及び普通学級において一人ひとりの子どもたちに手をさしのべる支援員の増員です。そういったふうなことでの特別支援学級の充実。それからもう一つ新年度で計画しておりますのは、発達障がいを持っている子どもたち、あるいはその疑いのある子どもたち、あるいは日常の生活で困難を感じている保護者と子どもたち、この皆さんとの早期の相談をきっかけとなるよう、巡回する事業を計画しております。

これらの取り組みが子ども・若者育成支援と相まっておそらく全国的に見ても先進的な取り組みになるものと確信をしております。このほかにもこれまでの体育館等々の耐震化と並行しながら、教育課程特例校の事業、青少年交流計画、しかもアジア等々からの受け入れの事業、派遣する事業もありましたが、こういったふうなことにも取り組んでまいりましたし、今後ともその時期、その時期に応じてこの地域の課題となる教育課題については積極的に取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

ありがとうございました。取り組んでおられる、そのことについては全く私も敬意を表しております。ここで申し述べているのは元金の返済だけでもまあおよそ年間2,000万円。これに修繕費あるいは維持費が加わった場合、教育費として見て大きなお金が自由に使えるのではないかというふうに私は考えました。

当然、耐震化であるとかそういうハードの面については大きいお金がかかってきますし、そ

れなりのまた国の支援もあるわけでありますが、ソフトとしてこの市が独自に使えるお金がそこで浮いてくるということが出てくるわけですね。そういうことから考えると、もったいないなというのがやはり市民の中にはあるわけですよ。そのことについてどうお考えでしょうか。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

議員の論でいきますと、何か事業をするいわゆるハード分ですね、ハード分をやる。それを100パーセント市民の皆さんのといいますか市の財政を使わないということはあり得ませんから、必ずついて回ります。そうしますと、事業をやるたびにいわゆる返済分をあの仕事に回せば、こちらに回せばもったいないなど、こういうことです。そういうことを皆さんから、例えばこれを作ったからこのことが手薄になったとか、予算をぼんぼんと削られたとか、そういうことはしないでやっていけますということを私はずっと申し上げているわけです。財政面についても同じことです。ずっと申し上げてきました。

今、皆さん方がいろいろおっしゃるのは、今度は財政はほぼ抜きましたね。今度は土砂災害警戒区域はどうだ。あのですね、もうお願いをしておきますけれども、議論は議論で結構です。結構ですが、民意を確認しろとかそういうことについてはもう決着はついていることです。間違いありません。

そして財政面についても、今3月うちにはちょっと出せませんけれども、33年度までの10か年のまた新しい財政健全化計画をきちんと作成中であります。その中においても今の市民の皆さん方の負担を増やしてそしてサービスの質を落とすということは一切触れておりませんし、当然ですけれどももろもろの面で扶助費等も含めてそういうことは上がっていくわけです。そういうことに対応できる財政基盤をきちんと築いていくこと。そして財務体質をきちんとやっていくということを念頭に今組んでいるところでありまして、全く議員がそういうふうにおっしゃることについての心配はないということ、また改めてここで申し上げさせていただいておきます。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

私が申し上げているのは、身の丈に合ったそういう段階でこの整備を図れば、これだけのお金が浮いてくるということでありまして、いいでしょうか、他に選択肢がないのなら別ですよ。ないのなら別だけれども、ほかのそういう選択肢で私は十分青少年の夢はかなえられる道が私は開けると思っているものですから、こういうことを言わせてもらっています。そして今市長の答弁にございましたけれども、先に掲げた三つの課題は当然残っております。残っておりながらここに新たな土砂災害警戒区域という新しい課題が加わったものですから、私はこうして申し上げておりました。

それから老人ホームの件についても私は知っておりますけれども、実際そこには今回の豪雨で規模の大小はあるにしろ土砂災害がありました。また、私は県の示してくれた当該大原運動公園、この上流部にこれだけ大きな砂防の施設があることを知ってびっくりしました。ある関係者に聞きましたら、これだけの数の堰堤あるいは谷止工がある沢は、市内でも本当に珍しいのだということでありました。

加えてあの飯土山の山系の火山灰土壌、また火砕流から生じてくるあの軽めの土砂・土石。いったん崩してほかの土盛工とかそういうところに使おうとしても水を含めばもうだめなのだ。こういうそれこそ湯沢砂防が指摘する特異な火山系の土質であるから、だからいったん崩れ始めると非常に大きな土砂災害、土砂の流亡につながってくる、こういうことであります。

私もそんなことがあるのかなと思いながら7年前まではいましたが、中越地震で山古志に通じる妙見の手前から上っていくところに浦柄という集落がありました。あそこは地震でせき止められた谷川、そこに鯉の棚田の水が崩れて全部流れ込んだ。そしてそれはいずれは耐え切れなくなるわけでありましてけれども、そのせき止めた土砂が崩れてあの集落がそっくり1メートル50センチほどの土石流、土流に巻き込まれました。1か月間自衛隊だけの作業でありましたが、私はその解除になった二日後にあそこにボランティアとして入りました。

想定外のことです。今回東日本大震災で想定外という言葉が多く使われました。仮にこの大原運動公園、この前みたいな大雨が今度は降って、そして何かの加減であの沢がせき止められたとします。何も根拠がなくて県があそこに警戒区域の線を引いているわけではございません。しかも、この前みたいな大雨を想定しているわけではない。戯れに県があその線を引いたわけではないことは、市長はこれをご存じなわけですね。まあここにできれば教育長からも答弁を伺いたいわけでありましてけれども、仮にですね、このドロドロしたフワフワした火山灰特有の土流・土石流が人工芝に全面に覆ってきたらどうなるのでしょうか。そんなことも含めて、そういうことも含めて想定外ということは、もう考える時代ではないということを含めながら答弁をお願いしたい。

市 長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

上流部と申しますかに堰堤が相当数入っているということは十分承知をしております。これは当然ですけれども土石流を防ぐために堰堤を設置しているわけですね。その数が多い少ないということはいろいろありましよう。それをもってあの地帯が危険地帯だということが断言できますか。危険地帯では今ありません。そして火山灰土が堆積しているという話は聞いておりますけれども、これが皆さん方は国交省の砂防事務所が、何か特殊なところで非常に危険だというような話をしたということをおっしゃっていますけれども、国交省はそういうことは一切触れていないということをはっきり言っていますよ。そこまでのことは言っていない。

そして、地震はどこの地域にあっても、何をどこであってもこれはどうしようもありません。これはわかりません、本当のところ。そして雨、風、雪これは瞬時に200ミリ、300ミリの雨がどんと降るなどということはありませんから、例えば雨が降ってちょっと危険が予見されるというときは誰もそこに行きませんから。大体入れませんから。そして集落の皆さん方、その下にある集落の皆さん方にも危険が迫るとすれば、早くその高台の方の公園の方に避難してくださいということになるのですよ。何をってそういうお話をされるのかちょっとわかりません。

それから警戒区域のラインというのは、今の大雨をもう一度想定してし直してあれが広がっています。前はほとんどかかっていません。前の県の想定ではですね。今、相当大きな雨が降

って、これだけのもし雨が降ると、この辺までやはり警戒はしていただかなければなりません。これは確か集落の皆さんにもそういう説明をしているわけです。集落説明会も一応終わって、集落の皆さん方もそれは了解しましたということですから、いずれはそういうふうに指定されるでしょう。まだ指定はしておりません。私も反対もしません。何ら制限をされることはありません。そして危険を承知でと言いますけれども、別に危険を承知で作るわけではありません。危険を避けることが十分できますから、そこに作るわけであります。全くその議論がかみ合わない。

必ず何か起きる想定外という、これはあるかも知りません。けれども、想定外というので先ほどから言っていますように予見されるのは地震です。地震以外に瞬時に何か来て災害が起きるなどということは今のところはありませんから。それが起きてもまた想定外かも知りませんけれども、うちは津波も来ないし、津波だって来るかも知りませんけれどもね、それは考えれば・・・ですから、ということでこの議論はもうそれで終わりだなと私は思っていますけれども。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

私は地震については一言も申し上げておりません。地震はどこにいてもこれは、どこにいつ来るかわからないものですから、決してあの地域、この地にとっての特殊なことではありませんからそれはそれで結構でございます。私はそういう想定の下で 私は実際ここで昔、この土質、この土壌と言ったらいいのか、土を利用しようとしてなかなかそれが、さっき言ったような火山灰土質なものですからできなかったという人の経験談を聞いて今申し上げました。それから、湯沢砂防の件でありますけれども、パンフレットにそういうふうな記載が実際ありません。残っております。どういう見解かそれは程度のことは私はわかりませんけれども、そういうことを私は申し上げておりました。

さて、そういう中でありますが、本当はここで教育的な見地から聞きたいわけであります。聞きたいわけでありますが、例えばどうしてこれが、この地が得意とするスキーとかそういう競技の方にももう少し力を割くとか、そういう方向にいかなかったのかなというのが私は疑問なのであります。前に申し上げましたが、例えばこれが西日本の方、先日テレビで紹介されておりましたけれども、ある瀬戸内の島であります。学校が小さいものですから一校だけでは野球の練習ができない。何校が集まって夜の練習をしています。夜の練習です。この冬であります。冬ですよ。昼間は当然自分たちのグラウンドで親の送迎もなくできるわけでありますが、年中向こうは野球ができるわけであります。しかも、多数の一流プレイヤーが向こうの西日本の方からは当然排出されている。指導者も豊富であります。夢は夢としてわかりませんが、その夢を市民から納得してもらえる。そのためには市長、もう一段、二段の説明責任、これが求められると思いますがいかがでしょうか。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

説明はいくらでもするという事は申し上げてきて、そのとおりずっとやってまいりました。その中で私は一応判断をさせていただいて、24年度から大原総合運動公園の建設に入ろうと

いうことを予算で示させていただいたわけであります。当然また仕事に入るとかそういうことになれば説明もしますし、何ら説明を避けているということは全くありません。ありませんが、心配されることについて、私は私なりにことごとく皆さん方に説明をしてきたつもりであります。あとは何を説明するのかということになりますと、結局さっき触れましたように、反対をするということになればいくら説明をしても、ではそれでわかったからやりましょうということにはほとんどなり得ません。これはどうしようもないです。私はですからそれはそれとして、反対の皆さん方が懸念されている部分をきちんと払拭しながら形で示していかなければならないと思っております。形です。そういうことであります。余計なことは言うなというので言いません、これくらいで。

それから一つだけですね、雪の降らないところは雪が降らないわけですから、利用できるのは当たり前のことではないですか。雪の降るところであるからなおさらそういうことがまた必要だと。雪国に大体、ではあれですか、アウトドアのスポーツ施設はいらないということですか。そういうことではないでしょう。そういうことではないわけです。雪国であるからこそ、そういうことを克服するためにもやらなければならない。

スキーはスキーでこの市内にこれだけ立派なスキー場があるではないですか。今回の災害であっても全く他の地域に例のない民間のスキー場にも災害復旧の補助金を出して、そしてスキー場の復旧にも努めていただいたわけであります。立派なこれはあれですよ、市内のスキー場整備ということになりますと、これは野球場も含めてですけれども、スポーツ施設の整備ですよ。スキーにだってそれだけの配慮をしますし、一番の観光資源でもあるし地元の誇るべきスポーツでもありますからそういうことはやります。ただ、市でスキー場を作って運営しろ、これはやりません。これ以上はやりません。そういうことです。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

そういうことを言うつもりで質問に立っているつもりは毛頭ございません。私は繰り返しますが、同じ予算であれば、ほかの方法で同じ効果を上げることが、又は別の方向付けをやるのが行政だと言っているのです。そして反対する市民の声が邪魔のように私は聞こえるのですが、では執行部が提案をするそのことが全部誤りゅうがないのでしょうか。私どもは前に上げましたけれども、投資の効率、財政そういうことに鑑みながら今とるべき道はほかの方法で同じ効果を上げるべきであろうと、そう申し上げているのです。

いろいろな例がございますよ、それは。市長が前に言いましたけれども、しかし、市長はこう言ったのですよ。雪の降らないところだって半年間使えないではないかと。こういう答弁もあるとき私にいたしました。そうではないということを私は申し上げているのです。

それから美談はございます。はやぶさの話もございました。確かに日本がああいうアメリカの10分の1という予算の中で、はやぶさを結果的に成功をさせた。これはただの精神論でないことは市長よくご存じのはずです。基礎科学の十分な積み上げがあった。そして、日本特有の町工場の協力もあった。こういうことのいろいろのその天・地・人を組み合わせた中での成功例がこれでございます。

であれば、当南魚沼市としてみれば、財政の面、それから投資の効率の面を考えたら、もっとソフトの方、まずでは野球の方の人的な整備、指導者の整備、あと子どもたちがランドセルをぽんと投げてすぐ自転車で練習に行けるような、そういう身近な練習設備の整備、そういうことをまず整えた上で、私は取り掛かって今この市の情勢であればその方がとるべき道ではないかと、そういうことを申し上げているのです。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

執行部のやるのが全部100パーセント正しいかと、それはわかりません。それはだって我々はそういうことの判断を仰ぐために議会に諮るわけですから、議会の皆さん方がどうご判断なされるかというのは、これは私たちにとってはわかりませんが、私は正しいと思って提案するわけです。その結果がどう出るかというのは100パーセント私がどうこうということとは言えません。

言えませんが、いつも申し上げますように、評価は棺を覆ってからです。1年や2年でこういう評価が簡単に出るとも思えませんし、当然後々墓石をこづかれたり蹴飛ばされたりするのはいやでありますから、きちんとして本当にこれを作って良かったという方向に持っていくようにこん身の努力を重ねるということでもあります。

私が前に冬はやらないと言ったのは、冬期間はいわゆる野球というのはストーブリーグでありまして、冬期間はほとんどしないのです。それは練習している人はいますよ、高校生やそういう皆さんは。雪のあるところだって練習していますから、佐渡の甲子園に行った子どもたちは雪の上でも練習しましたし、私どものところだって雪の上でも練習していますよ。ですから、そういう意味で言ったのではない。ストーブリーグという冬場は野球というのはほとんどやらないというのが一般的な常識ですと、こういうことを申し上げた程度であります。

議長 中沢議員、気持ちがかなり出ていいのですけれども、せっかく一問一答を選択していますので、質問の内容を絞り込んで議論が深まるよう、また取り計らいをお願いしたいと思います。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

私も心がけますが答弁の方もお願いします。さて、新年度から当議場にも国旗と市旗が掲げられることに決まりました。私はある意味これを歓迎いたします。と申しますのは、決して市が独自に動いているわけでもなければ、自治体の独立なしに、自立なしに国も成り立っていない。当然これは財政もそうであります。

今、国の財政、見方によれば大変心配な状況であることは、これは言を待ちません。この間も報道がありましたが、いずれ日本の国債の金利がイタリア並みになるであろう。そういうことを言っているアナリストがございました。そう言う機関がございました。何もイタリア並みに7パーセントになるということにはございませんで、イタリアもそのうち改善されるだろう。日本もしかしその後心配が出てくるものだからこの利率は上がっていくだろう。つまり国債の価格が落ちていくだろう。3.5パーセントくらいに落ち着くのではないかと、こういう見方がありました。これはわかりませんよ。

しかしながら、仮に日本の国債の利回りが平均して1パーセント上がったとすれば、それだけで年間国は7兆円の負担を負うわけであります。当然我々自治体も国旗を見ながら、市旗を見ながらそういう将来のことも考えなければならない。そのための基礎体力を今市は蓄えなければならないわけですよ。そういう中で市民は将来負担について、同じ負担だったら自分たちの納得のいくそういうかたちの負担が欲しい。であれば、市長が提案した、さっきも市長がおっしゃいましたけれども、誤りも含んでいるかもしれない。となれば市民としてみればそれに対して声を上げるのは当然ではないでしょうか。ご答弁をお願いします。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

どこがどういうふうに今私に伺ったのかというのは、最後の部分でよろしいわけですね。国旗・市旗を掲揚するというのは私は全く、議場は議員の皆さん方が決めるわけですから当たり前ですよ、議員の皆さんが決めるのは。そんなことは今ここでおっしゃっていただかなくてもわかることではありますが、最後のその、ですから私は 反対の皆さんもいらっしゃいます。賛成の皆さんもいらっしゃいます。そういうときにどう結論を出すかと言いますと、いろいろご意見を伺った中で私は市の将来のためにいいと思われることに軍配を上げて決断をさせていただくわけです。

それを今度は議会にお諮りするわけであります。それで議会の皆さんがどう判断されるかというのは先ほど言っているように全くわかりませんが、そういうことでやっておりますので、今、ここで議員が何をおっしゃりたいのかというのがちょっとわからないのです。答弁のしようがないといえますか。余り聞くことはできませんのでよくわかりませんが、自分の信念に基づいて必ずこれは市民の皆さんのためになる、間違いなく市の発展の礎になると、そういう思いでやらせていただいております。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

全く今私が最後に申し上げたように、市民としてみれば、これについては疑問が残るところでありますから、何度も申し上げますけれども8か月間の間によくよく この3月議会でそれは議決を得るかもしれませんけれども、執行についてはよくよく説明をもう一度やった中で、市民が本当に納得した中での建設着手であってほしいと私は思っております。お客様は市民であります。お金を払うのも、そこに観客として出向くのも市民であります。市民の理解、納得がなければ全ての公共事業は所期の効果を出すことはできません。重ねて市長の説明責任の徹底を問うものであります。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

何度も申し上げますけれども、私は説明しないなどということを行ったこともありませんけれども、今言いますように何をやるにも賛成、反対はあります。何をやるにもですね。そして反対の皆さん方にもていねいに説明をしながらきたわけであります。そして、いよいよ議会の方にその予算の判断を仰ぐというところまでできました。ここで議会から議決をいただければ、また議決をいただいた上に、また市民の皆さんこれを執行してよろしいでしょうかどうでしょうかなどというお伺いはしません。執行させていただきます。

その中で出る不安があれば、それはそれなりに説明いたしますけれども、執行したいのだと
いって議会の皆さんに諮っていて、議決をもしいただいてまた執行について市民の皆さんよろ
しいでしょうかということをおはやるつもりはありません。別に独裁をするつもりはありませ
んけれども、そういうシステムですし、反対と賛成というのは必ず何の問題にも存在します。
その中で反対される皆さんが100パーセント賛成に向くまで何かを執行してはならないとい
うことでは、これは何も物事が進みませんので、そういう観点でやらせていただきたいと思っ
ております。

中沢俊一君 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

全ての議決責任、これは議長以下我々26人の議員の肩にかかってくるわけでありませ
ん。しかしながら、これは先般の折り込みチラシにごさいましたアンケートはがき。今日のお昼とい
うか午前の段階で303通の返信があったというふうに聞いております。私はこれが折り込み
チラシという性格上、多くの目に触れるものではないということ。それから返ってきているは
がきの実に92パーセントにびっしりと書き込みがあるそうであります。

加えて申し上げるならば、今の市の方針を肯定している投書は2通にとどまっているとい
うふうにも聞いておりました。こういう現実があることであれば、私は冒頭で申し上げたとおり、
これは11月のあなたが表明をするのかあなたの後継者にこれを諮るのかわかりませんけれど
も、もう一度、もう一度ですね、民意をそこで問うべきではないか。これが公共投資の効率を
上げていくマーケティングの基本だと私は思っております。市民の協力を得ることが、理解を
得ることがマーケティングの基本だと思っております。答弁をお願いいたします。

市長 公式野球場建設、市長改選で民意を問い直せ

折り込みチラシの件につきましては、当然まだ300かと私は思いですよ。ああいう書き方
で設問して、だって皆さんのおっしゃるには2万近い署名があったわけでしょう。本来2万通
くらいいくのではないですか。いやいや、あおるのではなくて。しかも50円切っては貼らな
いでもいいですね。貼らないでもいいのです、受取人払いですから。そういうのも非常に影響しま
すよ。それはそれで結構です。それはそれでそういうことがあったということをおは伺って
おきますので。

それはそれで結構ですけれども、何度申し上げていいのかわかりませんが、これはもう4年、
合併時からという7年かけて議論してきています。しかも、その中でいわゆる選挙という最
高の民意を仰いだ上で、しかも合併のときはご存じでしょう、皆さんも、それに関わった皆さ
んは。新市建設計画に載って、そして総合計画にもずっと載ってきて、それでやっていこうと
いうことであつたのではないですか。ある日突然ちょっと様相が変わってああいうことにはな
りましたけれども。これはだってそれは選挙があつて、それに私は一応再選をいただいたわけ
でありますので、そういうことあります。

それから壇上で先ほど申し上げました。このことを引き伸ばしにしておいて、次の選挙の争
点にしてですよ、例えばどちらが勝とうが負けようが必ず遺恨を残しますよ。そういうことが
お望みであれば、どうぞ立候補してください。私はもうここで決まりをつけようと。そして決

して後が悪いようにはしないし、そのための準備も今しているということを申し上げているわけです。

あそこに野球場を作ったから市民が非常に財政的にも圧迫を受けて大変なことになったとか、もう市の顔汚れだとか、そんなことにはなりませんし、しませんよ。しないつもりです。ですから、もう反対は反対で結構なのです。議論を戦わすことも結構ですが、これ以上議員からどうおっしゃられようと、私は議会の皆さんにもう予算案を提出したわけですから。そこでのご判断をいただいた上で、もし可決いただければ早急に、速やかに執行に入りたいというふうに思っております。

議長 質問順位15番、議席番号10番・牧野 晶君。

牧野 晶君 それでは通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。

1 全天候 子ども広場設置について再度問う

それこそ前回、先の12月議会でもしたのですが、子育てをしている保護者の方から冬、冬期間ということでもたまたま要望を、ちょっといろいろなところであつたらいいなということで、ぜひ、してくれというふうなのがあったので、市長しつこいように申し訳ないのですが、もう1回連続ということにしんどいかもかもしれませんが、やらせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。それこそ夏場や晴れたときは外で遊べばいいから作らないなどと言わないでくださいというふうに思うのですが。また、いつも予算に反対している党の方たちも何かこれには賛成っぽいことを言ってくれているみたいなので、ぜひ前向きに考えていただければなというふうに思っています。

市長も何とかしていきたいというふうな回答はいただいているのですが、それでも少しでも早くできることによって子育ての負担が軽くなったりして、もっともっと多くの子どもたちが笑顔あふれて母子とも、母子や子どもたちと親たちで遊ぶスペースができればいいなということで一般質問をさせていただきます。

それこそ12月議会の中では庁舎内で検討しピックアップしていくということでしたが、私が勝手にここはどうかというのを幾つか挙げていったので、市長の考えを聞いてみたいという思いがありますので言わせていただきます。それこそ連続でしてやったというのがやはりララ。ここでいろいろな方針が出てくる点もあるのでいろいろ考えたのですが、ララというのがいい点もあるのではないのかなという思いもありますので、今回させていただきます。

それこそ、ではララに作ったらどうだ、ララの一角にね。どうだということであれば、今後それこそララの方は図書館も設置され、その図書館の一角には子ども図書コーナーもできる予定であります。その一角にもしできれば本当にいいのではないかなというふうな思いがあります。私もそれこそ前のときに前橋の元気プラザ21に産業建設委員会で視察に行ったときは、やはりそこは5階建てくらいのビルの中の一隅の中に図書館と交流子ども広場があって、非常に繁盛しておりました。繁盛というかいっぱいのお子さんたちがいて利便性よくやっておりました。こういう点で非常にララというのはいい場所ではないかなと思う点があります。

また、他の場所で言えば市民会館。市民会館はやはり市の中心部ということで、今後ララに

図書館が移動したとき空きスペースになるので、ここだっていいのではないかなというふうな思いがあります。ただ、ララにしる市民会館にしる、長岡のてくてくは外で遊ぶ芝広場というのがあるのですが、ちょっと市街地ということでそういうスペースがないので、そういう点ではどうなのかなという思いがあるのですが、そのところは割り切ってしまういいのではないかなという思いもあります。

また、サンライズ、屋内スペース。ちょっとスペース的にここも不安があるのですが、それでも外には銭淵公園という市内でも有名な、非常に親子で遊んだりピクニックをしたりする公園があります。ただ、芝生のただ、だだっ広い公園ということではないので、遊具もないという点でちょっと外での遊びに関しては一長一短あるなという思いがあるのですが、環境的にはここもいい所ではないのかなという思いがあります。

市の施設ではないのですが、八色の森公園。ここはもう言うまでもなくそれこそ晴れた日なんて非常に多くの子どもたちが遊んでいられて、ここにもしできればてくてくに負けない施設になるのではないかなというふうな思いがあります。ただ、市長はできれば中心、真ん中あたりに作っていきたいなという方針だったので、ちょっと寄り過ぎなのかなという思いがあるのですが、それでもここは八色の森というのは非常にいい場所だというふうな思いがあります。

また、今後7月にオープンする雪あかり、ここは芝広場にまた遊具もできます。その左側に今泉博物館の左側にレストランコーナーがあったのですが、そのところがまだちょっと浮いている状況、何かちょっと考えているような節もあるのですが、そこはどうかというふうな思いがあります。ただそこが施設的にはちょっとスペースはあるのですが、ただ、真ん中に太い柱があるので、余り大きい遊具等が置けないのではないかなということで、本当にちょっとどうなのかなと。ただ、それでも場所的にもいいところではないのかなというふうな思いがあります。

また、大原運動公園。それこそ先ほどいろいろな議論がありましたが、大原運動公園、1期工事もあれば2期工事もある。その2期工事の中でいろいろなふうにもた公園広場をしていくなんていうことがあるので、そこが堀之内、魚沼市の堀之内の月岡公園のようになっていって、その脇にそういう全天候型の室内子ども広場があれば、ここはここでいい施設になるのではないかなというふうな思いがあります。

こういうふうに私が勝手にいろいろなところでどこにすればいいなどという言い方をしないで、こことここの中でいろいろな視点からまた考えていけばどうでしょうかということでもっと一般質問をさせていただきますが、市長の考えを聞かせていただければなというふうな思いがあります。

2 財政健全化について

2点目にいきますが、2点目は財政健全化についてです。それこそちょっと先の議会でも軽く触れたのですが、交付税算定の基礎となる基準財政需要額を分解して、それこそ当市の予算の現状を分析比較するべきではないか。要は国はそれぞれの自治体を運営するために必要な額を基準財政需要額として算定して、そして地方交付税を決めていますね。基準財政需要額とい

うのはこれだけの予算、お宅さんの自治体であればこれくらいの予算の中で運営していきなさいよというのを、いろいろな積み重ねによって決めているわけですが、ここを分解していく必要というのは大切ではないかというふうな思いがあります。

そうすることによって、これはちょっと財政課長ともいろいろ話したのですが、非常にいろいろな視点で大変なことはわかるのですが、それでも国のある意味の指針がその基準財政需要額の中に出ているわけですね。そののところが現在の市の財政を分析するというのは、非常にいろいろな視点でいいことではないのかなというふうな思いがあります。これは全国の自治体の中では幾つかの自治体でもうやっているところがあるので、ぜひ検討していただければなというふうな思いがあります。2点目のこれについてこのくらいで、また答弁いただいってからやっていきたいと思えます。

3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

3点目ですが、今回の議会で非常の多くの議員が一般質問をしている問題なのですが、やはり空き家等、豪雪により管理不能物件が非常に多くありました。その中で私はちょっと相続放棄されて管理者がいない建物、ここについてちょっと重点を置いていって言ってみようかなというふうな思いがあります。それこそ質問の中では所有者が別のところに住んでいるなど管理者がいない。相続放棄されて管理者がいない建物や所有者が別のところに住んでいて、状況で屋根雪や雪庇により、隣地や道路に対して非常に危険な建物が市内で見られているが現状は。答弁はあったのでちょっとこのところは飛ばしますが、大体相続放棄物件は金融機関の抵当権が設定されています。それこそ金融機関にもちょっと働きかけをしてみたらどうでしょうかという視点です。

要は大体相続放棄されているというのは、抵当権があるの相続人がちょっといろいろ計算した中で、これは相続放棄した方がいいかなということで相続放棄しましたよということで、管理者がいないような感じで宙ぶらりんになっている。早く金融機関の方で競売かけるなり何かして新たな所有者を見つけて、その新たな所有者の方がまた建物を使ってくれたり、建物を壊してまた新しく建物を建ててくれれば、まず1点としてはこの管理不能物件、建物が解消していくのではないのかなということで、金融機関なんかに協力も求めていくべきではないかということでまず質問したいと思えます。

そしてもう1点は、自治体によっては、インターネットで調べたら、具体例を出しますが和歌山県田辺市、それこそ毎年2件ほど相続放棄物件、それを精算するために相続管理法人の手続をするために年間80万円くらいの予算を盛っているそうです。要は相続放棄はこれから本当に増えていく状況なので、いつまで経ってもけりがつかなければどんどん、どんどん雪だるま式に増えていくところがある。どこかで一定の減らしていく施策というのも重要だと思い、銀行は銀行に働きかけをする点もあるし、もう一個は自分たちでもきれいにしていくという方法を考えていくのも一つではないかと思い、空き家の管理不能建物対策として以上、大まかに言えば市内に何件かある対策と課題は、このところは他の方で答えているので今回いいですがその他の2点。銀行と相続管理法人を作るためという点についてやっていただければと思

ます。以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 牧野議員にお答え申し上げます。

1 全天候 子ども広場設置について再度問う

全天候型子ども広場についてであります。いろいろ長岡のてくてくも含めてですね。この中越、長岡のてくてくというのはとても私どもと市の規模も違って、しかも商業地域の中心、まあまあ長岡としても中心でありますし、そのごくの中心ではありませんけれども、まあまあ地域的な中での中心地ということでもありますので非常に利用度が高い、ということはよく理解しております。

そこで、利用調査等も含めて調査結果によりまして議員からそれぞれ提言いただいた場所、内容あるいは市の方でどういう場所が今考えられるか。議員ちょっとさっきおっしゃいましたが、どこかの端っこというのはちょっとやはり利用するに不公平さもございますので、でき得ればまあ旧六日町の範囲、それも五十沢、城内に行かない範囲。五十沢ということであればですね、五十沢小学校の体育館はすぐにでもですけれども、これはやはりなかなか距離もありますのでそういう意味で申し上げた。その辺がどうできるのか、ということをお案しながらその利用調査等をまずやってみたいと思っております。

当面はほのぼのの広場、あるいはこども園の中には子育て支援センター、そして学童保育、こういうところも冬期間でも、冬でも利用できますので、当面はここでしのいでいただくということですが、今議員のおっしゃったことを受け止めながら利用調査等も含めてまずやってみたいと思っております。

2 財政健全化について

財政の問題でありますけれどもこれは非常に難解でありまして、うちの財政については、県下でもあるいは全国でもトップクラスだろうと思われる財政課長を始め財政課の職員がいろいろ検討しましたけれども、本当のところわからないのです。国から膨大な資料もいただいておりますが、それだけではなかなか全て理解することはできませんし、県の交付税担当も過去に他団体から同様の問合せがあったが、県としては把握できないとこういうつれない返事でありまして、教えないのかもわかりませんがまあ把握できない。

推計的に見ますとこの平成23年度の我が市の基準財政需要額は175億円。そして基準財政収入額が65億円であります。この差額が110億円ですね。110億円で臨財債13億円と普通交付税が97億円、これで110億円と。いわゆるこうして平らに直しているということです。

それで、23年度の我が市の一般会計の当初予算規模は300億円であります。基準財政需要額の中に特別会計分の需要額も含まれております。それで、この需要額との差をどういふふうに考えればいいのか。それから基準財政収入額のうち税収これなどは理論値の75パーセントで計算されている。25パーセントは各団体の収入努力を反映させるため全てを収入額と見ないとの考えもありますし、そのほかにも租税、それぞれの団体で需要額として標準化できない単独事業があると、こういう意味合いもあるのではないかと考えております。そう考えたとき

に需要額に占める人件費と実際の市の人件費を比較しても意味がないといいますが、まあまあ比較もなかなかでき得ないということです。そして、まあ前段としてこういうことをご理解いただいた上で、一つの数値を提供させていただきたいと思っております。

この基準財政需要額は10万人規模の標準的な団体を想定して、各種の費目ごとに必要とされる需要額を積算しています。これを基準として各費目ごとに団体の面積・人口その他各種要因に応じた段階補正を始めとするそれぞれ各種の補正があります。そしてそれぞれの団体の需要額をそうしてから算定しているわけでありまして、その費目ごとに基準となる職員数が想定をされております。全費目の職員総数は640人でありまして、現在の当市の職員数は病院、上下水道を除いて723人。ここで明らかに想定されていない部分が、保育園の職員と旧広域連合職員数のうち湯沢町の負担分からこういうことも引きますと526人になるわけです。526を640で割ると82というので、さっきの80数パーセントに何か近づけるかなと。

このとおりでありまして、これが10万人規模の団体と比べて82パーセント、これが適当かどうかはわかりませんが、当初申し上げましたようにこの基準財政需要額というのが、団体の事務業務のどこまで想定しているのかわからない、こういう問題もありまして、私どもの市の職員の526人が需要額の想定人数として比較できるかどうかこれはわかりません。ということで、なかなかこの数値を確定的に申し上げることもできませんし、独り歩きさせることは非常にまた危険でもあります。結果としてよくわからないということです。長々申し上げましたけれども、よくわからない。ということでありますのでご理解いただきたいと思います。

3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

空き家の関係で、議員のお言葉に応じまして2点、銀行等への相談の件であります。これはですね、銀行は例えばそういう不良物件といいますが、貸付け等の関係の中で例えば倒産をしたということになりますと、すぐに抵当権を当然設定してありますから差し押さえられまして、そしてもうすぐ　　すぐといういろいろな手続が終わればもう銀行さんは競売に入ります。それでここが問題です。競売してやはり当初は貸し付けた抵当権の設定額をそう下回らない範囲で、中で裁判所に申請しますからそれではなかなか落ちない。そうしますと今度は裁判所の方で値段をどんどん下げていくわけですね。安くなったところで全く別個の方が取得をすると、それは申し上げます。

そうしますともう銀行はそれでさようならですから、銀行に相談しても何もできない。結局今あるのは一般的には個人の家の本当に相続人がもういなくなってというのも若干ありますけれども、相当数がそういう事業トラブルといいますが、そういうことの中から空き家になって、空き家だけれども所有者はやはり追っていくと。いても全く応えていただけないというようなところに落ちてしまっているわけです。これはもう銀行の手からそっくり離れています、大体が。銀行の手のうちにある部分については銀行さんはもうどんどん、どんどんと競売を進めていきますので、早くもうそして売ってしまって、損は損で損失計上してそして終わらせるということをやりますので、銀行さんにもそれぞれお話を聞いたり相談をしますけれども、これはとても切り札にはならないということをご理解いただきたいと思います。

それから管理法人を作ったということでもあります。相続財産管理人、これが市のほとんどがやはりこの利害関係になっているわけです。一般的には、税金というものがありますので。裁判所に利害関係者としての申立てはできますので、市としてその経費あるいは事後の処理も含めて本当に必要、適当であれば新たに設立しなくても管理法人としての対応も市としてはできるという見解が示されますので、今のところこの管理法人そのものを設立しようという考え方はありません。それと同等の機能を市は有することができるということに解釈をしておりますので、改めて管理法人ということは作ることは今のところ考えておりません。これは市が絡む物件だけですけれどもね、ということでもあります。以上です。

牧野 晶君 1 全天候 子ども広場設置について再度問う

それこそ一番最初の子どもの広場については市長の考えはわかりましたので、ただ、熱意だけはわかってほしいということで、早急にまた早くできればいいなというふうな思いであります。

2 財政健全化について

1 番目の財政健全化についてですが、交付税の算定、基準財政分解し、ここのところ答えとしてわからないわけだったのですが、先ほどの22番議員の中で財政シミュレーション、今これをまたやっています。財政シミュレーションのときも一番最初に私は言っていたわけですが、一番最初はもう、2回か3回目くらいでやっとやりますよという話になったわけですよ。一番最初に質問したときだけでは財政シミュレーションは作りませんよという、私記憶だったと思うのですよ、そうですよ。財政シミュレーション。当時、合併後10年から15年の財政シミュレーションを作ってみたらどうですかというのを、財政計画をしていってくださいよというとき一番最初は、やりませんでしたのが、今回まあそれから市民に説明するときに非常に良くなったわけです。それと同じようにやはり国からのある一定の基準が出ているのをわからないというのだと、おい、大丈夫かというふうに市民は思ってしまうのではないのでしょうか。

それこそ本当に分析しても、いろいろなところで県に聞いてもだめだというのはあるかもしれないですが、全国の自治体の中で実際やっているところがあるわけですよ。その事例を聞いたりしてやっていくというのは非常に重要だと思うので、ぜひ進めていただければなという思いがあります。それこそ当時、財政シミュレーションの公開、今でもしていない自治体も県内にあると思うのですが、うちの市で公開するようになってからほかの市でもやっぱり公開するようになった点もある。これも県内でやっているところもあるなどといううわさも聞いたりもしているのですが、ちょっとそここのところは私はちょっと裏がとれなかったのですが、きっとうちの方で基準財政需要額に対する人件費の割合とかいろいろな中身を、例えばあとは建設費の割合とかいろいろなところを分析していけば、他市もまねしてくると思うので、ある意味財政の先進地ということで市は売出しをする。こういう点でもう一回ぜひ頑張ってみますという回答をいただきたいのですが、よろしくお願いします。

市長 2 財政健全化について

触れましたように、想定範囲でということであれば、先ほど言いました10万人規模で出

された部分で、では我々のところはどうだこうだと。しかも、そこから特殊要因は抜くわけですね、そういうことはできますけれども、ではそれが果たして国がそのことに意識をしながら交付税を交付しているか否かと問われれば、それは教えませんから。特交だってそうです。何で今年例えば増えたか、まあいろいろの要因がありましたと、こういうことです。なかなか教えていただけない。

ですので、数値的に想定をするということになればそれはそれで出るかもわかりませんが、それが独り歩きをすると非常に危険だということだけ、さっき申し上げたとおりであります。あと詳しいことは財政課長に答弁させますので聞いてください。

財政課長 2 財政健全化について

先ほどの市長答弁のとおりです。確かに想定された人数、うちでは港湾がありませんので港湾を除いた基礎数値というのをやっていると、640人という数字が出ます。それからその中には例えば保育費なんかですと保育費については人数の積み上げがありません。なぜ積み上げがないかと言いますと、ご存じのように都会の方ではほとんどが私立の保育園ということになっておりますし、それぞれの市町村に応じて私立と市立の関係が様々ございまして、この部分について標準化ができないのではないかと思います。

確かにその部分については10万人規模の市町村でいくいくらかかるという計算は出ております。ただ、その部分について、ではどういうふうなものを想定して公立であれば何人というふうなところについては、私どもの方には示していただいておりません。金額がこうなっていますよというのは示してもらっていますけれども、例えば一例を挙げますとそういうことです。

ですので、ほかの市町村でもそのところの数値を出しているのだから南魚沼市でも出せということであれば、かなり限定をさせてもらった上でこういう考え方、こういう考え方、こういう考え方であって計算をしてくるとこういう数字になる。先ほど示させていただいた526人という数値がその大ざっぱなものですけども、もし、これを本当にやろうとするともっと限定条件を付けた上でその数値を作っていかなければならないかと思います。そうなりますと、なかなかこれを他市と比べる、あるいは本当に需要額と比べると言ったときに本当に意味があるのかどうか。逆に都合のいいところだけを皆さんそれぞれが誤解をしてしまうのではないかなというような懸念がありますので、今のところ南魚沼市では作るべきではないのではないかなというふうに考えております。以上です。

牧野 晶君 2 財政健全化について

今の説明を聞いてもまるっきり、最後の今の状況では南魚沼市では作る必要がないのではないかと以外、全然わかりませんでした。正直、でも他の自治体でやっているところがあるわけです。そういうところにどうやって作っているのですか等の問合せ等をして、実際に作られるかどうかというのを聞いていくのも一つだと思うのです。今のだともう全然、全然、いやいろいろうちの課内で考えたから、うちの庁舎内で考えたからやりませんというふうに非常に私は聞こえるわけです。でも、実際にやっているところがあるわけですから、そののところにどうやってやっているのかと、こういうことをして研究して自分たちの財政をいろいろな客観的な視

点から研究していくのは私は大切だと思うので、こういう点、課長ではなくて市長に聞いていきます。大切ではないでしょうか。よろしくご答弁お願いします。

市長 2 財政健全化について

やれるのであればやるという構えでいろいろ調査をしてみたわけでありまして、なかなかやれる ですから想定の中で、今課長も答弁したようにこういう条件であればこうです、こういう条件であればこうです、それは出ますと言っているのです。やらないというのではない。出して、その数値が非常に独り歩きをする恐れがあるので、今それをやっても無意味なのではないですかということを行っているわけでありまして。やらないとかそういうことではありません。

ただ、確定的な部分はないのです。ほかの市町村でどうしているかは別にしてそれはまあもしご存じでしたら、どこそこがやっていると教えてみてください。それを、ではどうやっているの、ここはどうして算定しているのと。本来はわからないはずですが。その市だけがわかるとか、その自治体だけがわかるということはあり得ない、あり得ないことなものですから。ですので、その辺を含めてもし、今日はもうこれでいいですけども、ご存じの市があったら教えてください。聞いてみますから。作らないとかそういうことを言っているのではないのです。なかなか難しくして確定的な数値は出ませんと、そういうことを申し上げているのです。

牧野 晶君 2 財政健全化について

ちょっと市長の答弁の前提がわからなかったのであえて聞いてみます。では、これの件でやっていそうな自治体があるわけですね。やっている自治体をホームページで探せばあるわけですけども、そこに聞いたことがあるかというのを市長に聞いてみたいというふうな思いがあるのですが、市長から後ろに振ってください。

市長 2 財政健全化について

私は聞いたことがありませんが、財政課長が聞いているか否かちょっとわかりませんので、答弁が必要ですか。そうですか。では聞いているか否か、それだけひとつ。

財政課長 2 財政健全化について

聞いておりません。

牧野 晶君 2 財政健全化について

では、ぜひ、やっている自治体に聞いて考えていってください。これに関しては止めます。きっとやってくれるのだろうというふうな思いがあります。また、4月になってから聞きに行ってやっていないということになれば、また続けて6月にやらなければならないのかなというふうな思いがあります。

3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

それでは、次の質問に行きますが、管理不能建物についてちょっと聞いていきます。それこそ銀行さんはなるべく早めにそれこそ競売にかけていく。市長の言われる点はあるわけですよ。それでも、もっと今の現状を要は見てくださいよということで、ここの建物を見ていますか。ちょっとお宅の抵当が付いている物件で、こういうふうになっている物件があるので早く

競売にかけてくださいよと、こういうふうに言うのは一ついいことではないのかなと。それによって早くなるかはわかりません。早くならないかもしれないけれども、そういうことも市として大切ではないでしょうかという点で、ちょっと頑張ってくださいという点を込めてまずこのところを聞いていきたいです。

そういう点で当たり前の回答ではなくて、一言言うだけでもしっかりとなっていくと思うのです。向こうだってやはり銀行なわけですし、近隣に迷惑をかけているのだったら早く清算していかなければな、というふうに思うかもしれないので、そのところはやる必要があるのではないかという点で回答をお願いします。

市長 3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

私は全部がわかるわけではありませんので、そういう物件があるとすれば、銀行さんの方に早く決まりをつけてくださいということはいくらでも申し上げます。ただ、ご承知だと思いますけれども、この競売をかけるにしても結局あの裁判所という部分が入りますので、そういうことで手間取っているのだらうなという推測はできますが、物件はそういう物件があるとすればすぐにでもお願いは申し上げます。

牧野 晶君 3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

それともう1個は相続管理物件に対し、財産相続管理法を作り権利をはっきりさせていって。これに関して市の方は今それと同様な考えを持っているので、やっていく必要はないということなのですが、まあその回答がわかるようなわからないような、本当にその現場の苦悩というのがわかるのです。ただ、このところ事例としてやはり市民からあるのが、何で早く整理してくれないかなという建物が幾つかあるのですよね。そのところをなるべく市に持ち出ししてほしくないという点も私は思います。正直、その建物を解体することによって解体費が例えば200万円かかりました。でも、現金化できるのは150万円です。50万円の持ち出しになりました。こういうのは余り良くないなという点もあるわけですが、でも早く清算すればするだけ、そこが新しい所有者になって今度は固定資産税だって入ってくる可能性があるわけですよね。そういう点も考えながら一刻も早く清算できるようにぜひお願いします。

また、それとちょっと考え方を聞いていきたいのが、もし、答えられなければ答えられないでもいいのですが、それこそ相続放棄された物件の管理責任はどこに行くのかというのを調べていったら、民法の第940条にあったわけですが、相続の放棄をしたものによる管理。相続の放棄をしたものはその放棄によって相続人となったものが相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意を持ってその財産の管理を継続しなければならないという文言があるわけです。本当に市内の中でもこういうふうになっている物件が幾つかあるわけですよね。相続放棄されて宙ぶらりんになっていて、相続放棄されたからそこでもう管理をする人が誰もいないのだよというふうに、私はずっと認識していたのですが、今回これを調べていたら第940条にぶち当たったのです。こういう点、それこそ市の方で、これを元にお問い合わせしている建物等があるかどうかとか、もしそういう点があれば、またこの解釈がちょっとおかしい、この解釈は条文ではこうなっているけれども、判例とか

では実際はもう全然、全然関係ないのだよというふうな回答があればちょっと教えていただきたいのですが。

市長 3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

それではそういう物件等も含めて担当の総務課長に答弁させます。

総務課長 3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

今ほどの件ですが、これは条文的には判例等で誤ったということではございません。あくまで最後の相続人になる方、もうこれ以上いないよという相続人が、次の相続人が決まるまでの間、自分の財産としての管理の義務を負うことになっております。ですので、今市の方で把握している相続放棄物件が2件ありますけれども、それについてはいわゆる今度は裁判所なりで裁判所というか弁護士なりの方々が、どこまで相続の権限を持つ人がいるというのが確定できるまでは現在放棄した管理人であっても、こういうことになっているということで連絡はとっています。

ただ、その方が義務を最終的に負うべき相続を放棄した人かどうかというのは、司法書士あるいは弁護士の方に最後まで調査をした上でないと判明しないのが現実です。そうした中でうちの方でも、いよいよそれについて先ほど言いましたいわゆる相続財産管理人、これは破産の管財人と同じような立場に立つわけなのですが、そういうものになり得ることができるというところまでは弁護士さん等とも相談してなっております。ただ、そこで行政がいわゆる管財人として公金をそこへ支出して、その物件を所有した上で今度それを売買する等のことをやっていくという対応が、果たして適当なのかどうかという条件が確定できるまでは、なかなか判断でき得ることになりませんので、その辺は法律の専門家等とよく相談した上で動くような対応をさせていただいているところでございます。以上でございます。

牧野 晶君 3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

非常に市の方も勉強されていて、答えられないのではないのかなというところを答えてくれたので、ちょっとびっくりしたなというのがありますが。本当に奥深い問題があっというりんな権利が絡んできて、難しいこともあると思います。公金を使っていいのかどうか。そういう点で例えば放棄したら壊し得になった。そういうことがないようにしてほしいけれども、整理もして行ってほしい。本当にこの矛盾する非常に困ったなところであるのですが、いろいろな視点から研究して、ぜひこういう管理不能物件が1件でもなくなるように、市の方でも一生懸命これからも努力して頑張っていっていただきたいと思います。私の質問は以上であります。答弁の方は市長がしたかったらしてもらって結構ですが、決意がなければ決意がなければと言うのも変ですが、私は以上でおしまいとします。

市長 3 空き家等の管理不能建物対策の強化を

大言壮語するわけではありませんけれども、我が市の職員は何でもわかる、そういうふうに関心をしていただきたいと思います。今のことにつきましては、極力やはりなるべく早く解決できる道というのがどこかにあるのだらうと思いますので、非常に難しい問題ですけれども、きちんと取り組んでいきたいと思っております。

議長 質問順位 16 番、議席番号 1 番・桑原圭美君。

桑原圭美君 桑原圭美です。月曜日の朝一番を想定しておりましたので、準備不足は否めませんが、うまく質問できるかわかりませんが、頑張って質問したいと思います。

東日本大震災から 1 年が経とうとしております。平成 23 年度はどういう年であったかと思われる方は、多くの方が災害の年であったと答えるでしょう。疲弊する地方の経済に加え、復旧にかかる財政負担が将来的にどのような影響をもたらすのか見当もつきません。高齢化社会が進み、所得税を納めない世代が増え続ける中、消費税の増税は当然避けられない状況であると思いますが、政府は国民に負担を求める前に、まず自らの痛みを伴う政策をとっていいのではないかと考えております。では通告にしたがいまして質問に入ります。

1 子ども手当の活用について

まず、子ども手当の活用についてであります。この制度は来年度からどうなるか不透明な部分がございますが、質問は現行の子ども手当ということで進めたいと思います。昨年 10 月に子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行され、当初よりはかなり弾力的な活用ができるようになってきました。給付に際しては所得の制限が緩やかな制度ですので、一概には評価をすることが難しいわけではありますが、例えば給食費や保育料などの徴収が可能だということになれば、良い部分も出てくるのではないのでしょうか。当市ではこの特別措置法をどう活用していくのか。また来年度開校される特別支援学校の部分も含めて将来的な活用方法の考え方を伺います。

2 著しく老朽化している市営住宅の将来像

次に著しく老朽化している市営住宅に対する考え方です。市内には昭和 40 年代後半に建設されたものを始め大変古い市営住宅があり、現在も市民の皆さまに利用していただいております。しかし、このように老朽化が著しい建物は近い将来取壊し等の時期が必ず訪れます。このような市営住宅は取り壊して新築するということになるのでしょうか。私としては維持管理等の負担を考えれば、新築をするよりも民間アパートを借り上げ家賃の補助をするなどの方法が財政的にも住環境的にもベターだと思いますが、この問題に対する方向性を伺いたしたいと思います。

また、若い世代の持家を推進していく必要があると思います。これは核家族化が進むという状況を生み出すものの、人口増、税収増などの総合的な視野に立った施策であり、検討すべきだと考えますがいかがでしょうか。

3 越後上布の伝統継承に対する予算確保を

3 点目は越後上布の伝統継承に対する考え方です。1955 年に無形文化遺産、2009 年にはユネスコ無形文化遺産に登録され、南魚沼市においてはこれ以上の文化遺産はないと言ってもよいくらいのものです。古くは 731 年に朝廷に献上されたものが正倉院に保管されています。また、吾妻鏡の記述によれば 1192 年に源頼朝が征夷大將軍に任ぜられた際の就任祝いとして贈られています。江戸時代に入ると余りにも高価だとして天保の改革を断行した水野忠邦によって奢侈禁止令の対象品目となったこともあります。

当市は文化遺産のピーアールや伝統の継承に関して予算が少なく取り組み意識も希薄であると私は思っておりますが、今後どのように全国に発信していくのか伺いたいと思います。

4 我が市における東日本大震災被災地への復興支援を問う

最後は我が市における東日本大震災への復興支援であります。膨大ながれきと原発事故の影響が復興を遅らせているわけですが、科学的な知見で放射能の影響を検討し、放射線量の測定など十分な体制を整えることができれば、我が市も自ら汗をかく支援をすべきではないかと考えております。南魚沼市が表明できる支援策とはどのようなものがあるでしょうか。以上、壇上での質問を終わります。

議長 先ほど少し話をしたとおり、本日の会議時間は議事日程の関係上、あらかじめ延長いたします。

市長 桑原議員の質問にお答え申し上げます。

1 子ども手当の活用について

子ども手当特措法は活用されているかということであります。今、私どものところでこの法律に基づいて、市町村行動計画に基づく経費にあてておりますのが、2,956万円交付をいただいております。乳児全戸訪問、一時預かり、子育て支援センター等各種子育て支援事業にこれを活用させていただいているところであります。これは非常にありがたい制度であります。

それからこの中では学校給食、保育料これらについても子ども手当から直接徴収できる仕組みが導入されました。ご承知のとおりであります。2月の子ども手当支給に合わせて保育料の滞納者について申出書の提出のお願いをしまして、保育料で40件、給食費で8件、約240万円の協力をいただいたところであります。これは強制徴収ということができ得ないということでありまして、いわゆる協力をさせていただくということでありまして、それでもこれだけの協力体制をいただいたということでありまして、これからもそういう方向は続けていきたいと。この特別措置法でありますからいつ切れるかわかりませんが、切らさないようにはしていただきたいと思っております。

2番目の負担増になっているという、地方の負担増になっているということでありまして。これはこの手当の支給を決定したときから、当初は児童手当という部分がありました。それを改めて子ども手当ということになったわけでありまして、地方が反発いたしましたのは、地方に一切相談もせず当時の鳩山総理の下でしょうか、これが施行されて地方もこれだけの負担と、こういうことになって大変地方自治体としてはある意味寝耳に水であります。一切相談もなしに押し付ける。全部、全額国費でやるということであればいいのですけれどもそうではなかったものですから、非常に反発をしまして、今回はそれがやや是正をされております。

是正をされておりますが、いずれにしても6分の1とかという部分はありますので、子ども手当 我々全国市長会の中では子ども手当は国の重要な施策であります。少子化対策、当然これに起因しているわけでありまして、全国一律どこの市に、町に、村に生まれても子どもはきちんと全国一律の支援を受けられるということをやるといって、国の負担でやるべきということで、今、地方の負担は廃止するように要望しているところでありますが、財源問題もありますのでどうなり

ますかちょっとわかりません。

2 著しく老朽化している市営住宅の将来像

老朽化している市営住宅であります。今、建築後、旧耐震基準で建築されて建築後30年以上経過したものが14棟、新耐震基準で建築され建築後20年経過したものが31棟、これは市営住宅。市有住宅12棟はこれは全て建築後30年以上。現在塩沢の北原住宅これは市営であります。それから六日町の市有の東泉田、これの老朽化が著しいところでありまして、入居者の退居後募集をしない政策空き家として対応しております。

今後の公営住宅のあり方につきましては24年度の一般会計当初予算に必要な予算を計上して、市民の意向調査あるいは住宅関連企業の意向調査、これらを行って住宅需要を予測しながら住宅施策の基本となります住生活基本計画 これは住宅マスタープランであります これを策定していきたいと。この計画の中で民間住宅のストック状況、公営住宅のストック整備業等を検討していきたいと思っております。

この計画の策定状況を見ながら公営住宅として必要なストック分は、議員からご提案のありました民間賃貸住宅借上方式、これも含めて改修工事や建て替え建設がどういう方向でやっていけばいいのかと、このことをきちんとやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

人口増、若い世代の持家推進であります。今現在ご承知のようにこの公営住宅制度は生活困窮者に対する支援のみでなくて、子育て世代世帯あるいは多子世帯に優先入居該当項目となりまして、今、割りあいと多くの皆さん方から入居をしていただいているところであります。

それから公営住宅入居時、これは収入に応じた家賃の負担となりますので、若い公営住宅入居者の将来の持家に向けた財政的支援も担っているわけであります。そういう目的もあります。ただ、若い皆さん方の持家推進のために直接的な財政支援、いわゆる補助金交付というようなことは今、施策については考えておりません。

しかしながら、人口増あるいは税収増、これに向けて様々な施策をこれから行っていかなければなりませんので、少子化対策のプロジェクトチームの中でもこういうことも含めて検討していければと思っております。格安の団地造成、これらもやはり視野の中に入れていかなければなりませんのでよろしくお願い申し上げます。

3 越後上布の伝統継承に対する予算確保を

越後上布の伝統継承の予算であります。これは私どもが今このことに対して行っております予算措置につきましては、平成18年度が481万2,000円。19年度480万円。これは伝統文化継承のために塩沢町との合併後の平成18年を除いて年額480万円を助成しております。できる限りの費用の確保には努めていきたいと思っております。

今、議員おっしゃっていただいたように小千谷の小千谷縮と同時のユネスコ遺産登録が非常に大きなインパクトがございまして、相当の何ていいますか、メディアから取り上げていただいておりますし、これは非常にすごいことだと思っております。これを広報費用に換算すればく大もないものになるわけですけれども、そういうことを追い風にしながら、やはりこの物

が売れるという方向を見いださなければ、本当にじり貧になっていくわけであります。これらも先般ちょっとお話を申し上げましたプリンスホテルのイベント等の際にも、こういうものも、食ばかりではなくて、市の本当に大変な財産でありますし特産品でもありますので、こういうものも売り込めるような体制が整えられるか否か。これはプリンス側ともまた相談させていただかなければならないと思いますけれども、いずれにしてもとにかく大変な財産ということであります。伝統の継承には万全を期していきたいと思っておりますし、今ほど触れましたようにこのことで商売が繁盛できるような施策を何とか考えられないかということで検討しております。また議員からもいろいろアイデアがございましたら、お知らせいただければと思っております。

予算確保的な関係の方では、私どもは予算を付ける、教育委員会はそれを使うという立場でありますので、予算的な面でまた教育委員会の見解も今、教育長から申し上げますのでよろしくお願いいたします。

4 我が市における東日本大震災被災地への復興支援を問う

失礼、もう一つありました。震災地の復興支援であります。これは前にもちょっと申し上げましたが、いわゆるがれきの処理が今一番問題になっていまして、これについて私どもはがれきの処理にも協力をしたいということで、昨年4月の時点では受け入れ可能というふうに報告しておりました。しかし、ご承知のように、新潟・福島豪雨による流木の大量な処理、それから電気事業法の第27条による使用制限ということで長期間の焼却炉の運転停止、これによって被災地のがれきを受け入れられる状況ではありませんでした。これからまだ災害で雪消え後には発生します残土が20万から30万立米出ます。これに含まれている一般廃棄物の処理も行わなければならないということになりますと、なかなか今の可燃処理施設で24年に限ってはとても処理をできる状況ではないということですので、まあ少し24年度についてはこの支援はちょっとできないことでもあります。

それから放射性物質の部分もあります。前にも申し上げましたように、この溶融炉という部分は非常に凝縮されますので、やはり飛灰から鉛が多く含まれたり、そして放射性物質が凝縮されますから一般的にはちょっと高い数値が出ると。これを今度は受け入れてくれる場所がなくなったりしまして、キレート化で何とか受け入れていただくところを今確保いたしましてこれから搬出するわけですが、これがなかなか確定しませんと、とても自分たちの処理で精一杯で他のところから持ってきてというところに至りませんので、早く国がこの処分場を仮置場でも結構ですけれども、きちんとしていただきたいと。

それからこれも申し上げましたが、国がダブル基準です、ダブルスタンダード。環境省は8,000ベクレル以下はもういいと、もう燃やして全部処理してくださいと。ところが100ベクレル以下にならなければだめだというこの部分もありまして、これのまだ解決ができません。そしてエコパーク出雲崎というのがございます。これは県内中の最終処分の受け入れ場所でありまして、これが安全性が確認できなければ受け入れられないということで、そこにも出せない。非常に大変な状況であります。がれき問題はそういうことで、そういうことが解決

さえできれば、もう一生懸命協力をさせていただきたいと思っております。

あとは避難されている皆さん方、当市では最大時は400人を超えましたけれども、今は57人の方であります。この方々が一日も早く元気でふるさとにお帰りになれる日まで、継続してきちんとしたご支援を申し上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、特別のことで求められることがあれば、極力応じていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長 大変貴重な時間で申し訳ありませんが、市長の方が外せない来客が到着していますので、ここで休憩をしたいと思います。

議長 休憩をいたします。再開を5時15分といたします。

(午後4時57分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後5時15分)

教育長 3 越後上布の伝統継承に対する予算確保を

越後上布の伝統継承に対する予算確保という質問の点につきまして、補足説明を申し上げます。今ほど市長から答弁ありましたのは、商工観光費の中での補助であります。教育費の中から市の補助金が支出されております。こちらの方は越後上布・小千谷縮布技術保存協会に対する補助であります。議員お話の越後上布の保存、伝統の継承ということになりますと、主にこちらの方がやっているところであります。市からはずっと100万円ではありますが、このほかに国から平成22年度までは150万円、新潟県から50万円、小千谷市から50万円、そして協会が85万円を負担しまして、その中で苧績み、いざり機、それから苧麻の栽培、苧引きというふうなことをやってまいったところであります。

ちょうど越後上布がユネスコを登録ということと時期を同じくいたしました。国が補助金を530万円に増額してくれました。23年度からでありますので、まだ上げてもらって最初の年が終わろうかというところでもありますけれども、このことによりまして絣づくりの講座も増やすことができました。

したがって、技術を伝承していくという観点からは随分と講座の内容を充実、向上させることができた、このように思っております。そして情報発信についてであります。この時期になりますと毎年のように雪さらしとか、あるいはもう少し時期が下がりますといざり機の100日講習の修了者の紹介というふうなことで、新聞、場合によってはテレビなどにも報道される機会がありまして、この地域の重要無形文化財といたしましては、マスコミから取り上げられる機会が非常に多いものだというふうに認識しております。

それだけに職員も正しい紹介ができるように、日々研さんしているところでありますし、手前みそ、我田引水で申し上げますと、国が530万円に補助金を増額していただきましたのも、長年にわたって、年1回でしかありませんけれども、文化庁から担当の方がおいでになるときに、とにかく国から補助金を増やしていただかないと思うような技術の伝承もできないということ、長年訴えてきたそのことが、結果として実を結んだのではないかなと、こんなふうにも

思うところであります。

このほかにも社会教育の観点から、子どもたちへののびのび越後上布体験講座ですとか、同じく雪さらしの体験講座ですとか、そしてまたこれは一般県内外の広い層から参加していただいております越後上布の体験講座というふうなことを、今申し上げた技術保存協会と社会教育課で連携しながら取り組んでいるところでもあります。以上でございます。

桑原圭美君 順番に進めたいと思います。

1 子ども手当の活用について

まず、子ども手当についてですが、市長の答弁をお聞きしまして、特措法を活用しているということと、国へ全額求めているという点を非常に評価したいなと思っております。三位一体の改革以降、公共事業が減って地方の負担が増えているように私は感じています。現状のままですと子ども手当がこのまま不安定なまいきますと、現金給付を隠れみの、と言ったら失礼ですけども、にしたら地方の負担増になりかねない制度ではないかなと危惧をしているところです。

また、国の政策を地方に財政支出を求めるということは、憲法92条の地方自治の趣旨にも反するのではないかなという思いがありますので、もう一度市長に伺いたいのは、国に対してこの制度をどういうふうに地方にとっていいものに変えていけるのかというのを、どういうふうに訴えていくのかということをお聞きしたいと思います。

市長 1 子ども手当の活用について

この子ども手当はまた名前が変わるようでもありますけれども、この趣旨については所得制限とかそういうことはやはりある程度あってしかるべきと思いますけれども、全体的な趣旨については、社会全体で子どもを育てるというこの趣旨は私も大賛成であります。その中で国が打ち出して地方の意見も聞かずに有無を言わず、もう法律でやってしまうというやり方はこれはだめだと。例えばお互い相談させていただいて、地方もこれだけの負担であれば結構だと、そういうことになればそれで結構なのです。

ですので、これは額もさることながら、今おっしゃったように憲法90何条かはちょっと別にいたしまして、地方主権ということがこれだけ叫ばれている中で、また改めて何か国がもう全部地方に有無を言わずいろいろのことを求めてくるというのは、それはだめですということです。これは地方6団体全てこのことに対しては、きちんと対応していくということを確認しておりますので、そういう団体を通じながら国と地方のある意味対等の立場に立っての協議をきちんとしていくということをお求めていきたいと思っております。

桑原圭美君 2 著しく老朽化している市営住宅の将来像

では、次の市営住宅の問題に移りたいと思います。住宅マスタープランを作成してということですので、このプランの策定を期待したいと思います。そこで、退室されて不補充というか募集をしないというような住宅になっていくわけですけども、例えば消雪パイプの負担を皆さんがされていたりして、そういうときにどんどん住民の方が減っていくような状況が生まれていく場合に、消雪パイプだとかいろいろな負担をどのように考えているのかということをお

聞きしたいのと、老朽化していずれ考えなければいけないというような住宅にお住まいの方たちへの説明等をするべきではないかなと思うのですが、その点をお伺いしたいと思います。

市長 2 著しく老朽化している市営住宅の将来像

極力住宅を空かせないということで、今、ある程度の部分の住宅については、ほとんどがそうですけれども募集をすれば、やはりそれ以上の皆さんが応募をするということですから、空くというのは限定をされているわけでありまして。そこで、それについて今どういう対応をしているかこれらについて、それからその皆さんたちにどういう説明をしているかというのは、建設部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

建設部長 2 著しく老朽化している市営住宅の将来像

消雪の電気料の件ですけれども、当然政策空き家になると市が管理するということになりますので、政策空き家部分は市が電気料を負担して、残っている方についてはその部分の負担ということにしております。以上です。

桑原圭美君 2 著しく老朽化している市営住宅の将来像

政策空き家について私ちょっと理解が及びませんでしたので、今回の質問でよくわかりました。

3 越後上布の伝統継承に対する予算確保を

次に移りたいと思います。越後上布ですけれども、この越後上布は鈴木牧之が北越雪譜で紹介したのが天保8年、天保の改革でぜいたく品はけしからんということになったのが5年後でありまして、それだけ影響力が当時からあったものであります。去年、坂戸城築城イベントもあった中で総合文化展ということをやったわけです。そこで、建長寺とか円覚寺という鎌倉市の名刹と塩沢の関興寺と龍澤寺というのは非常に縁がございます。そういった中で鎌倉市が今度世界遺産に地域が指定されるということで、観光を一生懸命やっていくという意思表示を示しているわけです。こういった歴史的な交流とか縁を、交流を深めながら我々もこういった地元の文化遺産をピーアールしていくというような考えはございますでしょうか。

市長 3 越後上布の伝統継承に対する予算確保を

こういうことについて、今のことで具体的にまだ動いているということではありませんけれども何らかのご縁があって、そしてその地方自治体と交流を結びながら、自分たちのやはり歴史もきちんと世の中に認知していただくようにやっていくということは本当に素晴らしいことだと思います。先般、愛知県の犬山市の市長さんがこちらに見えられたとき、南魚沼市と何か接点を持って交流ができないかということで、いろいろ両市の事務方で検討をしたのですが、接点がないのです。犬山城とどうもこちらは全くなかったですし、産業面とかそういう中でもなかなか一致する部分がなくて、友好的な関係は結んでいきたいと思います。ということでありますが、なかなかそういうことです。

それから、今県内では燕市さんがどうしても南魚沼市といろいろな面で提携していきたいということで、今庁内でそれぞれ協議機関を立ち上げてやっておりますが、これも明確な燕市と南魚沼市との結びつきというのはございませんけれども、この春に開催されます全国市長会の

際の商品に、燕市さんで特殊技術といいますか、非常に優れた酒が三倍おいしくなるぐい飲み、チョコがありまして、これを全部各市長さん方に配布しよう。それは市長会というか我々の方の費用で燕市から買い取ってそれを配布するということですので、そういうことも含めて新しい関係を築き上げながら、それぞれの都市の皆さんとやはり交流は深めていきたい。そして、南魚沼市もそういうところで十分我々の市の宣伝ができたり、また物品もいろいろな面で扱っていただいたり、活性化につなげていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

桑原圭美君 3 越後上布の伝統継承に対する予算確保を

はい、ではまたそのように取り組んでいてもらいたいと思いますし、私の方もできるだけいい意見を出していきたいなと思います。

4 我が市における東日本大震災被災地への復興支援を問う

最後の復興支援策についてです。先ほど市長からの答弁で非常によくわかったわけですが、なかなか国の指針が示されない中で、我々のような自治体が何かをしたいと言っても難しいなと思うのですけれども。本当にこれだけの大震災が東北であって、真っ先に支援を表明しているのは東京都であるとか北九州市であるというのは、近隣の我々にとっては非常に心苦しいのではないかなと思います。

我々議員も7月にはボランティアにバスに乗って出かけて作業してきたという経緯があって、どうしてもあの地域の方々の役に立ちたいという気持ちは、皆さんで持っているところなのですけれども、最後にお聞きしたいのは、国の基準がいろいろあって定まらない中で、南魚沼市としてどういった支援に取り組んでいけるかということ、最後に決意をお聞きして終わりにしたいと思います。

市長 4 我が市における東日本大震災被災地への復興支援を問う

今現在できておりますことは、発災直後はいろいろやりました。燃料の支援とか、あるいは必要物資の支援とかいろいろやったり、ボランティアでも相当大勢の皆さんからおいでいただいたわけでありまして。今現在具体的にというのは避難されている皆さん方の、今57名になりましたけれども、支援を申し上げているということでありまして。

焼却、がれきの焼却ということが今大きな問題になっておりますけれども、一番これが復興を妨げていると。それから人員の要請もあります、いわゆる技術職。ところが、私どもの市もこのまた災害で人から来ていただいているという状況の中でありまして、このこともなかなか難しい。

ですので、なるべく早くがれきの処理の受け入れができるような体制になればと思っております。そのときには必ず放射性物質とかという問題が出ますけれども、これは余り過度にあおることなく、住民の皆さん方からもご理解いただきたいと思っております。今日の日報の投書欄に南魚沼市在住の方が、孫もいて放射能という心配はあるにしても基準値以下ということ、きちんとして信じて、やはりがれき処理にも一生懸命我々も協力しようというようなことが載っておりました。そういう市民の皆さん方が本当に大勢いらっしゃるわけですし、心配は心配として、

そういう安全面の確認もしながら、なるべく早い段階でそういうまたがれき処理だとかそういうことのご支援ができればと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

議 長 次の本会議は3月12日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後5時31分)